

# 目 次

## ◎第1回臨時会

### ○2月9日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第1号から第16号までの16議案一括上程	4
日程第4	質疑・討論・採決	9
日程第5	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	19

## ◎第2回定例会

### ○3月6日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	24
日程第2	会期決定の件について	24
日程第3	平成18年度施政方針表明	25
日程第4	議案第17号上程	30
日程第5	決算審査報告について	30
日程第6	議案第18号から議案第51号までの34議案、陳情2件及び意見書(案) 第1号一括上程	30

### ○3月8日(第2号)

日程第1	総括質疑	42
日程第2	常任委員会付託	55

### ○3月15日(第3号)

日程第1	一般質問	58
12番	山中 則夫君	58
1番	斉藤ちづ子君	69
18番	山領 征男君	77
16番	的場 茂君	89
2番	財部 一男君	99

5 番 大久保義直君 .....	1 1 2
------------------	-------

○ 3月16日 (第4号)

日程第1 一般質問 .....	1 2 0
1 1 番 中石 高男君 .....	1 2 0
3 番 上西 祐子君 .....	1 2 6
4 番 福留 久光君 .....	1 4 2
8 番 池田 克子君 .....	1 4 7

○ 3月20日 (第5号)

日程第1 追加議案の取扱いについて .....	1 6 6
日程第2 常任委員長報告 .....	1 6 7
日程第3 質疑・討論・採決 議案第17号から議案第51号まで35号議案及び意見書(案)第1号並び に陳情第1号、第2号 .....	1 7 9
追加日程第1 意見書案第2号及び第3号一括上程 .....	1 9 6
日程第4 決議(案)第1号上程 .....	1 9 8
日程第5 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について .....	1 9 9
日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について .....	1 9 9

三股町告示第8号

平成18年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年2月6日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成18年2月9日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成18年 第1回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成18年2月9日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成18年2月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件について
  - 日程第3 議案第1号から第16号までの16議案一括上程
  - 日程第4 質疑・討論・採決
  - 日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件について
  - 日程第3 議案第1号から第16号までの16議案一括上程
  - 日程第4 質疑・討論・採決
  - 日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---



案につきましては、委員会付託を省略し、全体審議で審議することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とすることにし、今回提案される議案第1号から第16号までの16議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることにし、議案第1号から第16号までの16議案につきましては、本日全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第1号から第16号までの16議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第1号から議案第16号の16議案を一括して議題といたします。議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

本案は、宮崎の園芸競争力強化対策補助事業が施行されることに伴いまして、これにかかわる所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定により、去る12月19日付で専決処分にしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

すなわち歳入歳出予算の総額87億7,271万9,000円に歳入歳出それぞれ519万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,790万9,000円としたものであります。

まず、歳入については、県支出金において、宮崎の園芸競争力強化対策補助金として追加補正したものであります。

次に歳出については農業費において負担金補助及び交付金として所要額を追加補正したものであります。

次に、議案第2号から議案第12号までの11議案については、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。

去る12月31日付で解散した都城北諸県広域市町村圏事務組合等の一部事務組合及び都城北諸県公平委員会等の機関の共同設置の廃止等に伴い、これまで広域行政で取り組んできたそれぞれの業務について、平成18年1月1日に新たに発足した都城市と三股町との間における事務の委託及び受託並びに都城市の公の施設を三股町の住民に供させるため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る1月1日付でそれぞれ11議案について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

まず、議案第2号「都城・三股町広域行政推進協議会規約を関係市町の協議により定めることについて」は、これまでの一部事務組合として取り組んできたふるさと市町村圏計画及び地方拠点都市地域基本計画並びに地域経済活性化計画を継続するため、都城・三股町広域行政推進協議会規約を関係市町の協議により定めたものであります。

次に、議案第3号「消防に係る事務の委託について」は、消防に係る事務の委託であり、同事務に関する規約及び経費負担に関する協定書を定めるものであります。

次に、議案第4号「都城市清掃工場を三股町の住民の利用に供させることについて」は、都城市清掃工場を三股町の住民の利用に供させるものであり、同施設の利用協定書及び同事務の経費負担に関する覚書を定めるものであります。

次に、議案第5号「都城市リサイクルプラザを三股町の住民の利用に供させることについて」は、都城市リサイクルプラザを三股町の住民の利用に供させるものであり、同施設の利用協定書及び同事務の経費負担に関する覚書を定めるものであります。

次に、議案第6号「し尿処理に係る事務の受託について」は、し尿処理に係る事務の受託であり、同事務に関する規約及び経費負担に関する協定書を定めるものであります。

次に、議案第7号「公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託について」は、公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託であり、委託の範囲及び経費の負担に関する規約を定めるものであります。

次に、議案第8号「介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託について」は、介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託であり、同事務に関する規約及び経費負担に関する協定を定めたものであります。

次に、議案第9号「都北夜間救急診療所を三股町の住民の利用に供させることについて」は都北夜間救急診療所を三股町の住民の利用に供させるものであり、同施設の利用協定書及び同事務の経費負担に関する覚書を定めるものであります。

次に、議案第10号「都城救急医療センターを三股町の住民の利用に供させることについて」は、都城市救急医療センターを三股町の住民に供させるものであり、同施設の利用協定書及び同事務の経費負担に関する覚書を定めるものであります。

次に、議案第11号「休日急患診療事業に係る事務の委託について」は、休日急患診療事業に係る事務の委託であり、同事務に関する規約及び経費負担に関する協定書を定めるものであります。

次に、議案第12号「歯科休日急患診療事業に係る事務の委託について」は、歯科休日急患診療事業に係る事務の委託であり、同事務に関する規約及び経費負担に関する協定書を定めるものであります。

次に、議案第13号から議案第16号の4議案については、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。

これらの4議案は、すべてさきの議会において御承認いただきました中原団地建設工事に係る工事請負契約の変更についてであります。当初1階部分の給排水等の配管については、土間コンクリートの下に埋設する土間配管となっておりましたが、配管の維持管理を容易にするため、床下にピットを設け、土間配管からピット配管に変更するものであり、これに伴い平成17年度三股町中原団地A棟B棟の建築主体工事及び給排水衛生設備工事の変更契約を締結しようとするものであります。

まず、議案第13号「平成17年度三股町中原団地A棟建築主体工事」については、工事費の2億6,460万円を2億6,793万2,000円に契約変更しようとするものであります。

次に、議案第14号「平成17年度三股町中原団地B棟建築主体工事」については、工事費の2億6,124万円を2億6,505万5,000円に契約変更しようとするものであります。

次に、議案第15号「平成17年度三股町中原団地A棟給排水衛生設備工事」については、工事費の4,977万円を5,053万4,000円に契約変更をしようとするものであります。

次に、議案第16号「平成17年度三股町中原団地B棟給排水衛生設備工事」については、工事費の4,902万4,500円を4,969万6,000円に契約変更をしようとするものであります。

以上、16議案の提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 産業振興課の方から議案第1号について補足説明をいたします。

この議案第1号につきましては、12月の定例議会の最終日、全員協議会で御報告をお願い申し上げたところでございます。といいますのは、重油が高騰しているということで、こちらの重油の高騰のハウス農家に対しての経営を圧迫しているということで、その緊急対策として省エネルギー対策を講じるというものでございます。具体的には、施設園芸農家における光熱動力費が



経費の2割から3割を占めているという状況がございます。そういう中で、ハウス農家のハウス内にビニールシートを被覆しまして、そちらで保温効果を高め、燃料費の節減を図るという内容でございます。

これは1市5町、現在1市1町になっておりますけれども、そちらの全体を対象にしたところの予算措置ということでございます。といいますのは、都城市4町が1月1日合併ということを抑えまして、予算等の措置が非常に厳しいということで三股町の方に県の方から受け入れ窓口になっていただけないかという御相談がございまして、本町の方で1市5町を対象にしましたところの予算の受け入れということで今回519万円を歳入として受け入れたところでございます。

全体事業費が1,038万1,000円ございまして、そのうち県費補助が519万円と、そして受益者負担が残りの519万1,100円というふうなことになります。全体で受益農家が165戸ございまして、本町は8戸の農家を対象にして実施したところでございます。町の持ち出し等はございません。

以上、補足説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、私の方からは議案の2号から12号までの関係でございますが、これにつきましては先ほど提案理由でありましたように、1市4町が1月1日付で合併したことによります専決処分でございます。この中で若干見方を申し上げますと、2号から12号のうちの2号につきましては、新たに推進協議会をつくるという案件でございます。それから、3、4、5につきましては、都城市に委託するものでございます。で、議案の6号が三股町が受託する、旧の都北衛生センター、新しく三股町のし尿処理センターが都城市の分を受託する分でございます。それから、7番から12号までが都城市に委託するものというふうになっております。

で、その中の方を見ていただきますときに規約がついておったり、協定書がついておったりということで、まちまちであろうかと思えます。で、基本的には住民の利用に直接的に利用させるものについては協定書がついていると。それから事務の委託、三股町が事務を向こうの方に委託する場合には規約がついているという形になっております。主にどちらかとなっているわけでございます。で、規約で結んだものにはほかに協定書がございまして。協定書で結んだものについては覚書書がございまして。その覚書書の中に、あるいは協定書の中に利用の負担割合、これをどういう基準でやっていくのかというのが載っているところでございます。

それから、この1月1日から3月までの分をどういうふう処理するかということも載っております。1月1日から3月31日までの間は、今までどおりの形で負担を出しているわけでございますので、3月までは負担は今出している負担でやりますよということが載っております。

したがって、新たに4月から新しい負担割合になっているということでございます。3月までの分は精算がされるということになります。そういった形で見ただけであればというふうに思います。

それから、もう一点、覚書書なり協定書の中には、必ず負担割合については今後も連絡会議をもって決めていくんだということが載っております。そういう見方で見ただけであればと思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） それでは、議案の13号から16号について補足説明をいたします。

この案件につきましては、12月の議会の全協において変更の内容を説明は申し上げたところであります。資料に沿って説明を申し上げたいと思いますけれども、前4枚については、A棟B棟の工事概要が記載されております。これは参考にしていただければよろしいのかなと思っております。最後の1枚、図面がついておると思うんですけれども、この図面に沿って説明を申し上げます。

図面の左の方に上から3LDK、2DKタイプ、1DKタイプが記載されておりますけれども、A棟B棟それぞれ1階部に3LDKのタイプが2部屋、2DKのタイプが4部屋、1DKのタイプが3部屋という形で配置になっております。

当初、この1階部分の給排水の配管、先ほど提案理由にもありましたけれども、土間コンクリートの下に埋設する土間配管という形で計画しておったわけですけれども、住宅性能評価というのが県にあるんですけれども、これは受けなければならない義務があります。この評価によって、この部分の配管、青色の部分なんですけれども、この図面で着色されている青色の部分、これは建物の下になるんですけれども、この分について完成後において維持管理が当初の計画ではできないということで、この維持管理をできるように、いわゆる図面のようにピット、黄色い部分ですね、ここは空洞になっております。この部分を設けてピット配管とするよう指導を受けたところでありまして。そうすることによって、完成後においてピット内部に人が入って維持管理、これが容易にできるとするものであります。この工事の内容に伴って契約額の変更が生じてきたということでありまして。

まず、議案第13号、14号のA棟B棟の建築主体工事なんですけれども、共通の変更内容としては、このピットを設置することによって、ピット内部のコンクリート工事、鉄筋工事、型枠工事、これが主なものでありますけれども、これの工事量の増による増額変更という形になります。またB棟についてはベランダ部分が一部防水面積がふえております。これの増も含んでおり

ます。

次に、15号、16号の給排水設備工事につきましても、A棟B棟変更の内容は同じであります。このピット部分の配管を土間配管よりピット配管にするための材料変更、またピット内、空洞になっておりますので、管を宙に浮かせて配置する形になりますので、その管を設置するための材料がふえることよっての増額変更という形になります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに補足説明ありませんか。

---

#### 日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第4、質疑、討論、採決。

それでは、これより議案第1号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成17年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） これは言えばもと1市5町の分全体を三股町が窓口として受け入れたということですが、三股町の対象農家とは何戸ぐらいあるんですか。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 先ほど申し上げましたけれども、全体が165戸、そのうち三股町が8戸でございます。対象品目がキュウリ、イチゴ、レイシ等という形になっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第1号を採決します。議案第1号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号「専決処分した事件の報告及び承認について（都城・三股町広域行政推進協議会規約を関係市町の協議により定めることについて）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第2号を採決します。議案第2号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号「専決処分した事件の報告及び承認について（消防に係る事務の委託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第3号を採決します。議案第3号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号「専決処分した事件の報告及び承認について（都城市清掃工場を三股町の住民の利用に供させることについて）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第4号を採決します。議案第4号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号「専決処分した事件の報告及び承認について（都城市リサイクルプラザを三股町の住民の利用に供させることについて）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第5号を採決します。議案第5号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号「専決処分した事件の報告及び承認について（し尿処理に係る事務の受託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第6号を採決します。議案第6号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号「専決処分した事件の報告及び承認について（公共下水道事業（都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業）の事務の委託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第7号を採決します。議案第7号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号「専決処分した事件の報告及び承認について（介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 5番、大久保です。資料の中で今までは介護認定の判定委員は三股からも出ておったと思っているんですが、それがもうすべて消えるということになるんですか。あるいは委託はするけれども、三股町からも判定委員が出るのか出ないのか、ちょっとお答えいただきたい。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 審査会の委員につきましては、都城市の方から事業所主体ということになりますので、三股町も含めて事業所のケアマネージャーとかそういう部分を委員としてお願いしたいと。したがって今までと変わらないということになります。三股町が今まで3人か4人だったですか、委員としてございましたが、今後もそういうことになろうということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第8号を採決します。議案第8号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号「専決処分した事件の報告及び承認について（都北夜間救急診療所を三股町の住民の利用に供させることについて）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第9号を採決します。議案第9号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号「専決処分した事件の報告及び承認について（都城救急医療センターを三股町の住民の利用に供させることについて）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第10号を採決します。議案第10号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号「専決処分した事件の報告及び承認について（休日急患診療事業に係る事務の委託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第11号を採決します。議案第11号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号「専決処分した事件の報告及び承認について（歯科休日急患診療事業に係る事務の委託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。



る事務の委託について)」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第12号を採決します。議案第12号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号「工事請負契約の変更について（平成17年度三股町中原団地A棟建築主体工事）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。この工事請負契約、13、14、15、16全体にかかわることなんですが、この途中で額、設計変更とかいうふうなことがなされて契約高が変更になるわけですが、このことに関して最初その設計段階でこのことはわかっていなかったのかどうか。やはり県から指導を受けたと、さっきおっしゃいましたが、やはり設計の段階で県の指導を仰いで、そしてきちっと最初の入札かける前にこういうことをしていかないと、何か今まで私よく途中で契約金額が変わったというふうな今までにも何回かあったんですけど、入札請け負いが終わってからこういうふうなことがあると、この工事に関しての変更額というふうなのは、1社だけのその見積もりになっていくわけですから、ちょっとやっぱりまずいんじゃないかなと、途中でこういうふうなことを認めることは今回は仕方がないとしても、これからはやはりそういう設計の段階からきちっとしていくべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 先ほど御説明を申し上げましたけれども、県における住宅性能評価、これはもう受けなければならないということになっております。この評価の結果によって工事が進める形にならざるを得ないんですけども、御指摘のように、この性能評価をいつ時点で受けるか、いわゆる発注前に受けられるものであればここで受けたいというふうに考えております。だから18年度については、できれば着工前に県の住宅性能評価、これを受けてそれに沿ってそういった形でいけば、そんなに変更ないのかなと。

ただ、小さい部分については、例えばふすまとか100万円未満ぐらいの変更等、これはどうしても出てくるのかなと思っております。御指摘のような部分は、18年度については早目にその評価の部分、これを受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、3番議員が言われましたように、私もそう考えておりましたが、当然当初設計の中に入れるべきですよ、こういう問題を含めたとき。だから後から指摘されているというような形で変更することについては、やっぱり余りにも安易だなという気がします。やはり当初で、それも二、三千万円の仕事じゃなくて、何億円という仕事をしているわけですから、それも一般競争入札でされた案件でもありますから、当然の形として私はおかしいなというふうに考えます。

だから、今後はぜひこういうことのないようにしてほしいと思いますが、ただ1点だけ聞きますが、今までも稗田団地とか唐橋団地ですか、ありますが、ああいうところの団地も3階建てのような形ではありますが、こういうピットというような形の工事はされてないと思うんですね、今までの団地の中では。そういうところで、もう結構10何年20何年たっているような建物多いと思いますけど、こういう中で中が詰まったとかいう事故はあったのかどうか、ひとつ聞いておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） その件については確認はしてないんですけども、私が来てからはそういうものは聞いておりません。ただ、今後どういう工法が一番いいのかなという形になれば、先ほど申しましたように今後維持管理、これができる、これがいいのかなということで、県の方はそういう指導をされるというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 私も2番議員、3番議員と同じ疑問を持ちました。なぜ途中で金額を上げるような、そういうことを、たびたびですよ。だから本当に町のお金を使ってやるんですから、途中でそういうふうにちょこちょこ変更されるということは、私も何か疑問を感じないわけにはいかないなということを感じます。

それと、2番議員が言われましたように、今まで町でつくった3階建てのそういうので不都合があったのかなということも思いましたし、それとその県の指導が今後絶対、もうそういうふうにしなないといけないというような指導だったのかということも感じます。入札のことも後から金額を上げるのであれば、その入札金額というのはどういうふうになるのかなということも疑問に

思いますし、そこら辺もう一回お願いします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） RCづくり、いわゆるコンクリートづくりは耐用年数が70年という形ですので、恐らく財部議員から指摘された部分、これが稗田なり唐橋まだそうになっておりません。だから、その辺の配管のいわゆるどの配管の部分が今後どういう影響をするかもわかりませんが、今後まだ今例えば20年たっておるとすれば、あと50年という形になりますので、この辺で障害が出てくるのかなという、出てくる可能性もあるのかなというふうには考えております。そのとき維持管理等、この辺は先ほど説明したこの形の方がいいという形だろうと思います。

私も途中での変更は好ましいとは思っておりません。18年度においては先ほど言った県の住宅性能評価、これを17年度においては9月に結果が出ております。入札後にですね。だからこれを早い時期にやればよいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） これに関することですけれども、やはり財源としてはどういう形になるんでしょうかお尋ねします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） これは、この増えた分も国の2分の1の補助を受けてという形になります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第13号を採決します。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決しました。

次に、議案第14号「工事請負契約の変更について（平成17年度三股町中原団地B棟建築主体工事）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第14号を採決します。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決しました。

次に、議案第15号「工事請負契約の変更について（平成17年度三股町中原団地A棟給排水衛生設備工事）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第15号を採決します。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決しました。

次に、議案第16号「工事請負契約の変更について（平成17年度三股町中原団地B棟給排水衛生設備工事）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第16号を採決します。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決しました。

---

#### 日程第5. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の審査項目についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される次回定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、次回定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時49分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時22分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成18年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時22分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 大久保義直

署名議員 宮田 強雄

三股町告示第9号

平成18年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年3月3日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成18年3月6日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月15日に応招した議員

---

○3月16日に応招した議員

---

○3月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---



議事日程(第1号)

平成18年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 平成18年度施政方針表明  
日程第4 議案第17号上程  
日程第5 決算審査報告について  
日程第6 議案第18号から議案第51号までの34議案、陳情2件及び意見書(案)第1号一括上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 平成18年度施政方針表明  
日程第4 議案第17号上程  
日程第5 決算審査報告について  
日程第6 議案第18号から議案第51号までの34議案、陳情2件及び意見書(案)第1号一括上程
- 

出席議員(18名)

1番 齊藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君

17番 桑畑 浩三君

18番 山領 征男君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君	代表監査委員	谷山 悦子君

---

午前10時00分開会

○議長 (原田 重治君) ただいまから、平成18年第2回三股町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 (原田 重治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、重久君、13番、小牧君の2名を指名します。

---

日程第2. 会期決定の件について

○議長 (原田 重治君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る3月3日に委員会を開催し、本定例会に係る諸事項の協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日より20日までの15日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程（案）を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、一般質問の通告期限であります。あす7日の正午をもって締め切ることにいたしましたので、時間の厳守方、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日3月6日より3月20日までの15日間とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月20日までの15日間とすることに決しました。

次に、一般質問の通告期限であります。明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、一般質問される方は時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いいたします。

また、総括質疑の通告についても、明日の正午までとなっております。詳細な数値等の提示を求める質疑については、事前に通告くださるようお願いいたします。

---

### 日程第3. 平成18年度施政方針表明

○議長（原田 重治君） 日程第3、平成18年度施政方針の表明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。本日、ここに平成18年第2回三股町議会定例会の開催に当たり、平成18年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げます。

私は、就任以来、町政の順調な運営に意を注ぎ、各種の事業を計画どおり推し進めているところであります。この間における町議会の皆様を初め、町民各位の御理解、御協力に対しまして、衷心から深く感謝申し上げます。次第であります。

同時に、私の政治信条であります「対話と協調」を基本に、町政の運営を担う決意を新たにしている次第であります。

町政は、町民あってのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならぬという私の政治信条とあわせて、心の政治、心の通う町政の基本理念に基づき、今後さらに全身全

霊を傾けて町政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様を初め町民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年は、福岡西方沖や首都圏において発生した強い地震、記録的な集中豪雨、アメリカ合衆国を襲った巨大ハリケーンによる被害など、自然の猛威の恐ろしさを改めて痛感させられた年でありました。

また、小学生女子殺害事件や耐震強度偽装問題、そして、福知山線の脱線事故など、生活の安全が脅かされ、尊い人命が失われた悲惨な事件、事故に強く心を痛めました。

しかし、それ以上に記憶に残っておりますのは、昨年9月に襲来した台風14号がもたらした記録的な大雨等により、本町切寄地区において地すべりが発生し、住宅1棟が全壊、2人の尊い生命が失われるという非常に悲しい災害が発生したことであります。

かつて水と安全はただと言われ、世界に知られた日本の安全神話は既に過去のものとなりつつあります。このような社会においては、災害に強く、犯罪のない安全で安心なまちをつくることが何より重要になると改めて感じております。

さて、我が国の経済に目を転じて見ますと、企業収益の改善が個人消費の増加に波及しており、民間主導により景気は緩やかに回復しております。しかしながら、地域経済においては明るい兆しが見えつつも、景気の回復が実感できるまでには至っておらず、先行きへの不安をぬぐいきれない状況であります。

こうした中、政府は、昨年6月に経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005を作成し、改革なくして成長なし、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針のもと、各分野にわたる構造改革を加速・拡大しようとしております。また、三位一体の改革においては、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革、3兆円規模の税源移譲及び地方交付税改革を行い、さらに、地方分権の推進を図ることといたしております。

地方自治体は、厳しい財政環境の中、人口減少、少子高齢社会の到来や地方分権の進展、構造改革など大きな変革の時を迎えております。こうした時代の潮流に的確に対応し、持続的発展が可能な行財政運営の確立が求められております。

こうした極めて厳しい財政状況を乗り切るため、すべての分野にわたり例外を設けることなく、強力行財政改革を推し進めていくことが重要であると考えております。

行政の本旨は、税を柱とする財源をもとに最適なサービスを町民の皆様提供することであり、現在の厳しい財政事情の中で優先すべき事業、サービスの提供につきましては、従来にも増して厳しい判断が必要とされております。

なお、このような厳しい状況を乗り越えるためには、町民と行政が痛みを分かち合いながら、一致協力して対処していかなければなりません。この点について、町議会を初め町民各位の御理

解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、当然行政自身も従来にも増してむだを省き、業務の効率化を進め貴重な財源をより有効に活用ができるよう努力してまいります。

平成18年度の財政収入は、依然として自主財源等にも期待ができず、大変厳しいものとなっております。歳出につきましては、公共下水道整備や中学校施設整備など、大規模な事業などのほか、地域福祉施策や生活関連、社会資本の整備など、重要施策課題に係る財政需要が一層増加する状況にあります。

このような厳しい現状の中ではありますが、第4次三股町総合計画の基本構想に基づきながら、基本目標としております「活力にあふれ心あたたまる住みよいまち三股」を実現するために、重点施策であります「自然と調和した快適な環境のまちづくり」「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」「活力にあふれる産業のまちづくり」「総合的な町政の推進」の実現に向けて、町民との協力・協働による理念のもと懸命に取り組む所存であります。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して住居を供給することを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは多種多様なものがあり、近代的な公営住宅の供給が求められております。

そこで、平成17年度から中原第3団地建てかえ事業を実施しており、このほど2棟完成するところであります。また、この建てかえ事業につきましては、平成18年度、19年度と続けていく予定であります。そして、これからも町営住宅の老朽化の状況も踏まえ、関係者の御協力を仰ぎながら、快適な生活の場を提供してまいりたいと存じます。

上水道等の整備については、町民の生命と健康を守り、心身ともに豊かな生活を支える上で欠くことのできないものであります。長田地区の簡易水道については、平成18年度、導水配水管の布設工事に取りかかります。

また、上水道の安全で良質な水、安定的な供給に引き続き努めてまいります。

公共下水道整備については、生活環境の水質保全を図るため建設を進めており、一部において既に供用が開始されておりますが、町民の理解を得ながら、下水道への加入促進と普及率の向上に努めてまいります。

また、農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進するとともに、畜産業においては土壌微生物の応用による、ふん尿の悪臭緩和及び堆肥等の有効的な活用整備促進を図ってまいります。

環境保全については、地球的規模で広がりを持ち、持続可能な社会づくりの推進が求められており、住民の要求も多種多様であります。そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷

を少なくし、循環型ごみ行政を基調とする社会実現のため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクル等環境保全に関する施策を進めてまいります。

次に、「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

本町の教育は、教育基本法の理念と三股町民憲章の精神を基調としながら、かおり高い文化の創出をはぐくみ、「文教のまち三股」を目指して推進してまいります。

まず、社会教育の充実については、開館以来盛況であります総合文化施設について、町民が芸術、文化、情報に触れる機会を広げるため、自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上を通じて、町民に親しまれている文化会館と図書館の効率的な利活用を図ってまいります。

次に、学校教育の充実と教育環境の整備であります。新世紀を迎え、国際化、高度情報化、高齢化の中に生きる子供たち一人一人が、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し行動する生きる力を身につけさせることは、大きな教育課題となっております。そのためにも、学校、家庭、地域社会のあり方や相互のかかわり方についてさらに検討を重ね、それぞれの教育力を高めながら、子供たちがこれからの社会を生きていくために必要な事業、育成を行ってまいります。

学校の施設整備につきましては、老朽化した施設の整備等を実施してまいります。特に、三股中学校の整備につきましては、平成18年度管理棟の整備等の工事に着手し、平成20年度竣工を目指して取り組んでまいります。

次に、「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

介護保険制度の充実、保険予防活動や生きがい対策も含めた保健福祉サービスを積極的に推進することにより、保健福祉施策の効果的な展開を目指していく所存であります。

生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎え、ますます重要な課題になっております。自分の健康は自分で守り自分でつくる自己管理意識はもとより、地域に根ざした保健行政を進めるため、予防接種の実施、各種の健康診査を初め、事後の健康教育、健康相談、健康教室等の充実を図ってまいります。

また、総合福祉センターを積極的に活用し、高齢者、障害者のみならず、一般町民や児童など、町内に居住するあらゆる世帯の人々が交流を深めることができるよう、健康で安心して暮らせるあたたかみのある福祉のまちづくりの推進に取り組んでまいります。

なお、町立病院につきましては、4月1日から都城市北諸県郡医師会を指定管理者として管理運営を委託することとなっておりますが、今後も指定管理者と十分な連携を保ってまいります。

次に、「活力にあふれる産業のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

農畜産業は本町の基幹産業であり、その振興は本町経済にとって最も重要なものであります。

農業を取り巻く環境は規制緩和、国際化の進展等により農畜産物の輸入、特に野菜の輸入量が急増し、厳しい環境下にあります。

また、消費者の健康志向が高まる中、安全で高品質な農畜産物の生産、環境にやさしい環境保全型農業の展開が大きな課題となっております。特に畜産は、本町の農業総生産額の面から見ますと、農業の主軸をなすものでありますので、今後さらに生産性の高い安定した畜産経営の改善に意を尽くしてまいります。

特産品の開発と農道、用排水路等、土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成、支援並びに畑地かんがい事業、集落営農の推進など各種施策を推進し、安全で高品質な農産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

一方、商工業の振興についてであります。我が国の経済は回復基調にあるものの、本町においては依然として厳しい状況下にあるため、景気浮揚策が望まれております。同時にまた地場産業の振興や若者を初めとした働く場の確保が強く求められており、誘致企業の立地等に積極的に取り組んでまいります。

さらに、購買力の町外の流出を抑制し、町内指向への消費拡大にも努めてまいります。

次に、「総合的な町政の推進」であります。豊かで活力にあふれる三股町を創造するためには、行政と町民が一体となってまちづくりを展開していくことが求められております。そのために町民と行政が創意工夫により、まちづくりへの意欲と相互連携を図り、住みよい活力にあふれるまちづくりを進めてまいります。

なお、情報化の推進については、IT情報技術の飛躍的な発展に伴い、インターネットによるホームページの充実など情報の提供に努めてまいります。

また、男女共同参画社会の取り組みにつきましては、女性団体等連絡協議会を中心に、各種活動を進めてまいります。

自治体運営を取り巻く情勢は、年々厳しさを増し、多難な時代を迎えております。そうした中、本町における市町村合併問題につきましては、自立の道を選択したわけではありますが、町民と行政の新たなパートナーシップの確立を目指し、さらに町民の視点に立った三股らしい行政改革を進めてまいり所存であります。

私は、行財政改革において、行政の果たす役割を一つ一つ根本から問い、見直してまいりました。今はどういう時代か、町民が真に求めるものは何か、その中で三股町はどのように行動すべきか、結論先にありきではない、議論を幅広く求め、行政組織機構、事務事業、各種協議会や審議会等の見直しなど積極的に取り組み、今後ともさらに行政改革については努力を重ねていく所存であります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、私は常に町民主体の施策を展開すべく、清潔で公

正な執行管理を行い、強い信念と情熱をもって粉骨砕身全力を傾注してまいり所存であります。議会議員の皆様を初め、町民各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

---

#### 日程第4. 議案第17号上程

○議長（原田 重治君） 日程第4、議案第17号を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 平成18年三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第17号「平成17年度都北衛生センター管理組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、平成17年度の都北衛生センター管理組合一般会計における決算認定に係る案件であります。

平成17年12月31日付をもって当管理組合が解散したことによりまして、監査委員の監査に付し、その意見書並びに関係書類に基づいて議会の認定を求めようとするものであります。

すなわち歳入決算額2億1,511万8,625円、歳出決算額1億4,845万3,691円、差引残高6,666万4,934円となり、剰余金をもって三股町に引き継ぎができましたことは、関係市町を初め、当管理組合の議員各位の深い御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げます次第であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 決算審査報告について

○議長（原田 重治君） 日程第5、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。平成17年度都北衛生センター管理組合一般会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

去る1月31日、決算について町長から審査依頼がありました。2月8日に委員2名において、証拠書類、諸帳簿、関係書類等について審査した結果、すべてにおいて正確に適正に処理されていると認められましたので、ここに御報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、別紙意見書を御参照ください。

報告を終わります。

---

#### 日程第6. 議案第18号から議案第51号までの34議案、陳情2件及び意見書（案）第



## 1号一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第6、議案第18号から議案第51号までの34議案及び陳情2件並びに意見書（案）第1号を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第18号「三股町温泉開発等施設整備基金条例を廃止する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成8年度に基金条例を制定し、温泉源の調査、掘削、温泉スタンドの整備、総合福祉センターの整備事業等に基金を活用してまいりましたが、おおむね温泉開発に係る施設整備を達成したことから、当該基金条例を廃止するもので、基金の残額につきましては一般会計に繰り入れするものであります。

次に、議案第19号「三股町国民保護協議会条例」並びに議案第20号「三股町国民保護対策本部及び三股町緊急対処事態対策本部条例」については関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

両議案は、平成16年6月に制定され、同年9月に施行された国民保護法の規定により、地方公共団体が講じなければならない所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第21号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、中原第3団地の建てかえ事業により取り壊した分の戸数を減少し、新たに中原団地として建設した分の戸数を増加しようとするものであります。

次に、議案第22号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、長田地区の簡易水道事業を三股町上水道事業と一体化して整備する運びとなりましたので、条例中の関連する給水区域、規模等を追加変更しようとするものであります。

次に、議案第23号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法に規定する特定施設に入所する障害者に対し、住所地特例の規定による助成の対象とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第24号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、国民保護協議会及び地域包括支援センター運営協議会を新たに設置することにより、

それらの委員等の報酬をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議案第25号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

介護保険法では5年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとし、保険料については3年ごとに見直しをすることとなっております。国においての今回の見直しは、持続可能な制度を目標に、高齢者に対する地域支援事業のための地域包括支援センターの設置及び介護予防重視型サービスの推進を図ることを基本といたしております。

すなわち国の制度改正に基づき、本町の給付実績を勘案しながら、平成18年度から平成20年度の3年間の算定を策定委員会の中で十分に審議を重ね所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第26号「三股町シルバーワークプラザ設置条例」について御説明申し上げます。

本案は、高齢者の自己の能力を活用し、活力ある地域づくりとみずからの生きがいの充実及び福祉の向上を推進するため、シルバーワークプラザの設置に関し所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第27号「三股町職員定数条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、大課制の導入、町立病院の指定管理者制度の導入及び都北衛生センター管理組合の解散等に伴う人事異動により、現状の職員数に定数を合わせるため改正を行うものであります。

次に、議案第28号「宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎縣市町村総合事務組合同規約の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、現在本町を初めとする県内のすべての町村において、非常勤消防団員ほか合計10の事務を地方自治法第284条第2項の定めにより、宮崎縣市町村総合事務組合で共同処理を行っているところであります。今般、市町村の廃置分合により当該組合は現在22の町村で構成されている状況であります。今回、宮崎縣市町村総合事務組合に宮崎市、都城市、延岡市及び小林市が加入することについて協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第29号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について」御説明申し上げます。

本案は、現在本町を初めとする県内のすべての市町村において宮崎県自治会館管理組合を組織しているところであります。今般、市町村の廃置分合により脱退、加入に伴い、組織に変動が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第30号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について御説明申し

上げます。

本案は、平成17年度の会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するもののほか繰越明許費の設定、地方債の変更を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の総額87億7,790万9,000円に歳入歳出それぞれ2億7,622万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,413万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

町税は、町民税、固定資産税ほか各費目の現年課税分、滞納繰越分について実績見込みにより増額補正するものであります。繰入金は町立病院の平成17年度における収支補てんと退職特別負担金に充てるため財政調整基金を取り崩し、また、温泉開発等施設整備基金条例の廃止に伴い、その基金を繰り入れするものであります。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

各費目においてそれぞれ給与費及び事業費の実績見込み、決定、執行残等による減額補正が主なものであります。また、保育園施設整備事業補助金は、事業の前倒しにより町立病院の収支補てん補助金が指定管理者制度への移行に伴い、病院会計の精算により、財政調整金は温泉開発等施設整備条例の廃止に伴う取り崩し分を積み立てし、それぞれ増額補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費の設定であります。保育園施設整備事業補助金は、今回補正の前倒し事業分を繰り越しし、中原第3団地建てかえ事業は住宅周辺整備に関して協議に時間を要したため、周辺道路、排水路等の整備及び住宅内の外溝工事等が年度内に事業完了しないことから、また、台風災害に対する都市公園上米公園施設災害復旧事業は設計、国・県の査定時期によりことしの発注となり工期が年度内に確保できないことから繰越明許費を設定するものであります。

次に、第3表地方債の補正であります。一般公共事業債のほか各種事業債はそれぞれ事業費の実績あるいは決定により変更するものであります。

次に、議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴い、所要の補正を行うものであります。

すなわち歳入歳出の予算の総額25億5,479万5,000円に歳入歳出それぞれ113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,593万1,000円とするものであります。

次に、議案第32号「平成17年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額21億5,459万円に歳入歳出それぞれ9,832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,291万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、交付決定により支払基金交付金の増額が主なもので、歳出につきましては医療諸費を実績見込みにより増額するものであります。

次に、議案第33号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億2,438万2,000円に歳入歳出それぞれ504万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,942万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を増額し、歳出につきましては、介護サービスの給付見込みにより保険給付費を増額補正するものであります。

次に、議案第34号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」並びに議案第35号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

両案は、事業の実績により所要の補正を行おうとするものであります。

まず、議案第34号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額4,617万6,000円から歳入歳出それぞれ130万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,487万4,000円とするものであります。

次に、議案第35号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出の総額4,076万7,000円から歳入歳出それぞれ30万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,046万3,000円とするものであります。

次に、議案第36号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、補助事業の決定あるいは事業の実績により所要の補正を行おうとするものであります。

すなわち歳入歳出予算の総額4億5,332万5,000円から歳入歳出それぞれ2,086万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,246万4,000円とするものであります。

次に、議案第37号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、事業の実績により所要の補正を行おうとするものであります。

すなわち歳入歳出予算の総額3,150万7,000円に歳入歳出それぞれ136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,286万7,000円とするものであります。

次に、議案第38号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、病院会計の収支の補てんを行う補正であります。病院事業の資金不足は約1億5,000万円の見込みになることから、今回補正をお願いするものであります。

次に、議案第39号「平成18年度三股町一般会計予算」について御説明申し上げます。

平成18年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、三位一体改革の推移、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

国における平成18年度予算は、2010、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化及びデフレの克服、民需主導の持続的経済成長の達成を念頭に置き、小さくて効率的な政府の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持、強化することにいたしております。

一方、国と地方における三位一体改革を推進する観点から、国庫補助負担金は平成18年度までに4兆円を上回る廃止、縮減等の改革を行い、税源移譲が3兆円規模の移譲項目を決定し、平成18年度予算においては、その全額を所得譲与税によって措置することといたしております。

地方交付税については、地方歳出の見直しとともに、総額を対前年度比5.9%の減に抑制しており、地方財政計画の規模は地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとの方針から83兆1,800億円、対前年度比0.7%の減額にとどめております。

県の平成18年度予算は、対前年度比3.3%減となっており、5年連続マイナスの緊縮型予算となっています。15年度策定された財政改革推進計画に基づき、公共工事など投資的経費は、前年度を9連続下回る予算となっております。

本町におきましては、国・県のこのような動向や情勢、本町の行財政改革の進捗状況を踏まえ、さらに一層の歳入の確保、歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、中原第3団地建てかえ事業や三股中学校整備事業の大型継続事業の推進、町立病院の指定管理者制度の導入及び福祉関連事業の制度改正等に伴う行政需要の大幅な増嵩により厳しい予算編成を強いられたところであります。

平成18年度当初予算が、これからの行政需要の伸びに加えて、都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散や衛生センター事業の取り組みなど、前年度より予算規模が大きくなりましたが、財政調整基金、公共施設等整備基金、三股中学校整備基金などをそれぞれ取り崩し、また、町債の増額を見込んで財源を確保しており、特殊要因を除けば全体的には超緊縮型予算となっております。

す。

今後とも単独でのまちづくりを目指し、行財政改革をより一層推進するとともに、第4次三股町総合計画の後期見直しをもとに、「温かい心、確かな歩み、安心して暮らせる三股町」を築くため、少子高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など、地域の課題に取り組み、住民福祉の向上を図るべく努力をしたいと考えております。

まず、第1表歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

平成18年度の歳入歳出予算額は、歳入歳出それぞれ84億7,000万円で、対前年度比3.4%、2億8,000万円の増となっております。

歳入の自主財源が28億6,661万9,000円で、構成比33.8%となり、依存財源は56億338万1,000円で、構成比66.2%となっております。

次に、歳出予算における性質別状況については、義務的経費が39億7,555万9,000円で、構成比46.9%、経常的経費が27億7,659万1,000円で、構成比32.8%、投資的経費が17億1,785万円で構成比20.3%となっており、前年度より義務的経費と投資的経費の割合が大きくなり、経常的経費の割合が少なくなっております。

次に、第2表継続費について御説明申し上げます。

三股中学校整備事業は、平成18年度に管理棟など本格的な工事に着手し、継続して、平成20年度までに順次整備していくものであります。

次に、第3表債務負担行為について御説明申し上げます。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は、平成18年度に長田地区のケーブルテレビ施設を整備し、教育用パソコン導入事業は平成18年度に各小学校に教育用パソコンを導入していくものであります。

次に、第4表地方債について御説明申し上げます。

本年度の地方債は一般公共事業債ほか各種事業債として9億5,890万円を予定しているものであります。

次に、歳出の新規事業及び主なものについて御説明申し上げます。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、包括支援センター事業、障害者自立支援事業、長田地区簡易水道統合整備補助金、農業振興及び各種農業団体等の育成に関する費用、工場等土地取得補助金、雇用奨励金、中原第3団地建てかえ事業、中学校整備事業、武道体育館改修工事等が主なものとなっております。

次に、議案第40号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ25億6,993万1,000円とするもので、対

前年度比1.5%の増となっております。

まず、歳入については、保険税が対前年度比6.3%の増、国庫支出金が対前年度比1.0%の減、県支出金が対前年度比20.0%の増となっております。

歳出につきましては、保険給付費が対前年度比6.1%の増となっております。

次に、議案第41号「平成18年度三股町老人保健特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ20億5,300万円とするもので、対前年度比0.1%の減であります。

まず、歳入につきましては、支払い基金交付金が主なもので、歳出におきましては医療受給対象者の減少及び医療費の伸びを見込んだ医療諸費を計上したものであります。

次に、議案第42号「平成18年度三股町介護保険特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億5,262万4,000円とするもので、対前年度比4.0%の増となっております。

まず、歳入については保険料が対前年度比0.05%増、国庫支出金、支払い基金交付金及び県支出金が対前年度比6.8%の増、繰入金が対前年度比2.0%の減となっております。歳出におきましては、総務費が対前年度比20.0%の減、保険給付費が対前年度比4.0%の増となり、制度改正による新しい事業としての地域支援事業費が増となっております。

次に、議案第43号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」並びに議案第44号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」については関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第43号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,692万8,000円とするものであります。

次に、議案第44号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,969万7,000円とするものであります。

次に、議案第45号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、平成18年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,160万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫支出金等で、歳出の主なものは工事請負費、設計委託料等であります。

次に、議案第46号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、平成18年度三股町墓地公園事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,026万8,000円とするものであります。

次に、議案第47号「平成18年度三股町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであります。また、本年度より未整備でありました長田地区簡易水道を国庫補助事業等で整備に着手いたします。すなわち収益的収入及び支出についての予算における事業収益は4億378万7,000円を予定しております。また、水道事業費用は3億7,533万9,000円を予定をいたしております。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は、2億2,940万2,000円を予定しており、一方、支出の総額は4億2,265万3,000円を予定しております。

なお、収支不足額1億9,325万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等のそれぞれの財源で補てんするものであります。

次に、議案第48号「町道路線の廃止について」並びに議案第49号「町道路線の認定について」は関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

両議案は、県道の改良による接続路の整備に伴い、また、都城農業共同組合による農業特産物選別調整施設建設、甘茶製造に伴う町道の廃止及び認定にあるほか、開発行為等により町道の認定を行おうとするものであります。

次に、議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」について御説明を申し上げます。

本案は、本年4月1日から供用を開始予定の上米公園パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項及び三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、その指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第51号「基本構想について」を御説明を申し上げます。

この基本構想につきましては、平成13年度から平成22年度までを見通した計画が策定されているところであります。

近年、特に財政事情が厳しさを増す中で、三位一体改革と地方分権、合併問題等、本町を取り巻く環境は大きく変化してきており、また、町民の価値観も多様化し変化してきているところであります。こういったことから、今回見直すことになっている後期基本計画とあわせて基本構想についても見直しを行おうとするものであります。

以上35議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。



○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」若干補足をさせていただきます。

4月1日から上米公園パークゴルフ場の供用を開始することから、その管理運営を指定管理者に行わせるというものですけれども、回覧を通じて公募をしましたところ、三股町観光協会、そして、三股町パークゴルフ協会、この2社から申請がありまして、役場内での選定委員会で、事業計画書、予算書等の書類審査、そして、ヒアリングを行った結果、議案のとおりパークゴルフ協会を適任ということで議案上程したところです。よろしくお願いたします。

○議長（原田 重治君） ほかに補足説明ありませんか。

それでは、ここで11時15分まで休憩いたしたいと思います。

午前11時05分休憩

-----  
午前11時18分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

次に、意見書案第1号について、提出者の説明を求めます。上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 医療制度改革の撤回を求める意見書案の提案の説明をいたします。

今国会で提出されております医療制度改革法案は、高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増と医療の切り捨てにあります。法案では、ことし10月から70歳以上の現役並み所得者の窓口負担を現行の2割から3割へと引き上げ、また、平成20年4月には70歳から74歳のすべての人の窓口負担が1割から2割へと値上げされようとしております。入院でもことし10月からは療養病床に入院する人の食費・居住費が保険適用外になり、長期入院患者、住民税課税の入院費は月3万円もの値上げで9万円になります。高齢者だけでなく入院や手術で医療費が高額になったときの高額医療費制度でも患者負担が増額されます。

また、新たな高齢者医療制度を創設し、75歳以上を加入対象として、月約6,000円の保険料を年金から天引きします。がん患者、人工透析患者の負担限度額も引き上げるなど、国民に負担を押しつけるもので、とりわけ高齢者負担増に重点が置かれたものになっております。患者負担をふやして受診を抑制することは病気の早期発見、早期治療を妨げて重症化させ、かえって医療費増大を招きます。

このような法案内容になっておりますので、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（原田 重治君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時21分休憩

---

[全員協議会]

---

午前11時25分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（原田 重治君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時25分散会

---

---

平成18年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成18年3月8日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成18年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての案件に対しての質疑となります。くれぐれも一般質問のようにならないように御注意願います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、自己の所属する委員会が所管する議案への質疑は委員会の場をお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議案につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。まず19号、20号について質問いたします。

全部で議案は30号も39号もありますので、最初に19号、20号、国民保護協議会条例についてお尋ねいたします。

武力攻撃事態法とはどのような事態なのか。またねらいは。何を必要と認めてするのか、お聞かせ願います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） まず、武力攻撃事態とは何を想定してというようなことですが、まず武力攻撃事態の想定されるものとしましては、大きく4つほど考えられているようでございます。その一つが外部からの上陸による侵攻です。それからゲリラ等の特殊部隊による攻撃。それから弾道ミサイル、ミサイルによる攻撃。それから航空による攻撃、いわゆる空爆でございますけれども、大きくはこの4点が武力攻撃事態として想定されるところでございます。

それから、武力攻撃事態法とは何かということでございますけれども、いわゆる武力攻撃によりまして町民の財産、生命、身体を守るということから、これに基づきます国民の保護に関する法律に基づいて今回の議案は上程をするところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） そのことは政府が言っているからわかるんですが、この三股町において、どういうときにこの協議会をもって組織して町民に発令するのか、そのあたりが全然わからないんですが。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今、国の大きなものを申しましたけれども、これはいわゆる国のどこかとなりますと三股町もその対象でございます、先ほど申し上げた大きな4つの柱、あるいはこの協議会をつくるということは、大きな目的には一つはそういった計画をつくる、国民保護に関する計画をつくる協議会、あるいは審議をしていく協議会でございます。

そういうことで、もう一つは、その協議会の中に目的としまして緊急対処事態というのがございまして、これは外部からの攻撃ではなくて、内部でのテロとかいったものも想定されます。何年前だったでありますでしょうか、サリンを用いた内部でのことがあったわけでございますけれども、こういった大規模な内部での緊急事態に対しても、この協議会をつくりまして、それでその中で対処するための国民保護法の計画をつくるということございまして、その武力、外部からの攻撃、あるいは内部のそういったものに対するものもひっくるめて、この協議会で国民の保護、国民を町民を保護するためのものをつくるということでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 余りにも何か今の私たちには非現実的な話と思うんですが、それよりも先に台風被害とか、地滑りとか、いろいろな被害が起こっているわけですが、そういう面で総合防災計画の作成の方が先ではないかと思うんですが、そういう意味で、この協議会ではそういうふうなことは話し合えないんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この協議会の中では、まだ具体的に考えておりませんが、防災総合計画が先につくるべきではないかといったことは協議されないというふうに考えております。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。

○議長（原田 重治君） もう3回質問されましたから。

○議員（3番 上西 祐子君） はい、終わり。次の議案。

○議長（原田 重治君） 20号についてですか。

○議員（3番 上西 祐子君） いや、もう終わります。その19号、20号は終わります。あと

30号について、よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） はい、どうぞ。

○議員（3番 上西 祐子君） 17年度補正なんです、25ページです。定住促進奨励金補助のところなんです、マイナス254万円となっております。このこと直接のあれではないんですが、この制度ができてからこの1年、実績とか効果、そういうふうなことをお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この今議案の30号にあるものに関連して、今までのそういったものについての実績等ということであろうと思います。

平成9年度から各地域定住奨励金ということで、梶山、あるいは長田地区を対象に始まった制度でございます。で、これが今現在まででございますけれども、梶山地区におきましては合計で47件で世帯人数が185名、それから長田地区でございますけれども、長田地区につきましては件数が12件で世帯人数が53名、あわせて合計の59件の238名の世帯の方がこの奨励金を受けまして定住されているというところでございます。あわせて金額も申し上げますと、合計でございますけれども3,884万円が交付されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、定住促進の奨励金のことはまだ続けていくお考えなのか、そしてまた、長田・梶山地区以外にも拡大する計画は考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。町長お願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど総務課長が申し上げましたように、この制度は平成9年度から施行しているわけですが、梶山長田地区で施行中でありまして、今後宮村地区も今年度から、4月から施行したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） そのことは終わります。

35ページと41ページの繰り出し金のことですが、宮村排水事業、公共下水道排水事業で1,400万円、公共下水道で1,800万円の繰り出し金があるわけですが、この大幅なマイナス減額になっておりますが、なぜこのようなことになったのか、その予算編成のときに繰り出し金を大幅に計上すれば、ほかのものが削られているいろいろな施策もできなくなってるおそれもあるわけですが、最後の補正でこういうふうな大きなマイナスをするようになった原因をお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） この委託料の繰り出し金の減は、処理場の事業団への委託料の減によるものでございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、議案第39号「平成18年度一般会計予算」について質問をさせていただきます。

予算書の45ページ、総務管理費の中の職員手当の中で、時間外勤務手当が2,700万円計上されております。今回町立病院が閉鎖されるわけですが、役場の本庁の方に多くの職員が異動されてきます。そういう中では人件費が高騰するわけですが、果たしてこのような大きな時間外勤務手当が必要なのか、そのあたりについて説明を求めたいと思います。

次に、同じく予算書の51ページの中ほどにあります。廃止路線代替バス運行費補助金2,184万円が計上されておられますが、町としては巡回バス運行の計画がされておられるのではないかと思います。現在その計画はどのようになっているのか、本当に巡回バス運行ができるのか、可能なのか伺いたいと思います。

それから、78ページの目7病院費が4,031万円計上されております。これは初めてこのような形で予算が計上されたわけですが、今度の病院の閉鎖との関連があるのかなと私もいろいろ考えたんですけど、ちょっと中身について、どういう形なのかちょっとわかりませんので説明を願いたいと思います。

以上、3点について関係各位の答弁を求めます。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） まず、第1点は時間外手当の問題でございます。2,700万円計上してあるところでございます。

これにつきましては、職員の時間外手当になるわけでございますけれども、町立病院職員がこちらの方に来ることによって、幾らか職員が多くなるわけでございますので、時間外に対しても幾らか減るのではないかということが想像されるわけでございますけれども、職員の配置につきましては、基本的に町立病院の職員の配置ですね、基本的に今の臨時職員が行っていたところに配置するというところでございまして、基本的には残業には影響しないというところでございます。なおかつ臨時職員のところに配置する、あるいは新しく包括支援センターとか、そういった福祉関係のところを新しく立ち上がるところでございまして、そういったところへの配置するというところでございまして、前年、およそこの2,700万円と同額の時間外手当を一応計上したということでございます。時間外手当につきましては減らしていく方向で、今後の取り組みをする必要があるというふうには考えているところでございます。

それから、もう一点でございますが、バスの計画はどうなっているのかということでございます。

バスの計画につきましては、以前にも1回申し上げたと思いますけれども、できるだけ早い時期にしたいということで検討してまいりましたが、都城市からの2,000万円程度のバスが何台になるのかわかりませんが、町としては2台なり3台なり、大型バスは必要でないということになれば、なろうかと思えますけれども、その時期が早くても10月であるということのようでございます。それで、この4月から始めるということはバスを購入しなければならない。10月にはまた新たに來るとということで、ちょっと時期が延びているという状況でございます。

したがって、もし体制がとれば年度途中からでもやりたい。その場合は、しかしながら、その宮交と重複してしまうというものがございます。で、始める時期によって年度末、例えば1月とかそういうふうになれば、しばらくは、3月までは重複のままではしょうがないのかなというふうにも考えます。で、また始めるときに、段階的にしていくべきではないかというものもございまして、もうちょっとその辺の詰めは残っておりますけれども、いずれにしても、本部会議、行革の本部会議等で、ものについては実施するという方法で決まっているわけでございますのでやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 病院事務次長。

○病院事務次長（西村 尚彦君） それでは、予算書の78ページ、目の7病院費なんです、これが18年度から新規にできた目となります。これにつきましては、御承知のように3月31日をもって町立病院は医師会病院へ経営移譲ということで、今病院事業会計、公営企業会計なんです、これが3月31日で病院事業会計が廃止になります。当然18年度の予算というのも上がってないわけなんですけども、一般会計と違いまして、一般会計の場合は4月、5月が出納整理期間といいまして、前年度の出納整理する期間がありますが、公営企業会計におきましては出納整理期間がありません。3月31日ですべて終わるものですから、当然3月分の未払い金ですね、例えば時間外手当とか水道料とか電気料というのが4月に回ってくるわけなんです、その分の未払い金の支払いが当然出てきます。ところが3月31日で事業が廃止するわけですから、どうしても一般会計に組まないといけないということで、3月分の未払い金分をこの一般会計の衛生費の中に組んだということです。当然未払い金が出るということは未収金もありますので、予算書の40ページをお開きください。

予算書の40ページ、諸収入の雑入というところがありますが、上から7番目に病院事業医業未収金ということで、当然未払い金があれば未収金もあります。診療報酬というのが2カ月おくれで入ってくるようになっていきますので、1月分と2月分の診療報酬が18年度に入ってくるという



ことで、ここに4,757万5,000円、これが2月、3月分の医療の未収金がここに入ってくるということになっています。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、時間外手当関係については前年度と同額ということですが、やはり私が言っているように、いろんなものを含めながら節約をしていく努力とか、そのあたりを十分に配慮していただきたいというふうに考えます。

それから、巡回バス関係ですが、当然市の方からのバス配車の問題もありますが、やはり今までに計画をずっとされて、議員からの質問等も今までであったわけですから、これに対しても何も示されてないようなことではなくて、やはりこういう当初予算等についても一番大事な時期に報告すべきじゃないかなと思います。そういう検討はされているんだったら、こういう方向でいきますとか、そういう姿勢というか、町長の姿勢が目に見えてこんわけですから、そのあたりをお願いしたいと思います。

以上についてはわかりましたのでよろしくお願いします。

それから、議案50号について質問させていただきます。「公の施設の指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」ですが、町長にお尋ねしたいと思います。

町は平成17年度を自立元年として、さまざまな取り組みをされておられると思っておりますが、なぜ今回上米公園パークゴルフ場だけを指定管理されるのか疑問に感じます。町は上米公園を初め、陸上競技場等を含めながら、たくさんの公有施設を抱えております。当然、自立元年という形で始まったわけですから、そういう中身についても検討はされておるはずなんです。それがパークだけを今回指定をするということは、果たしてこういう自立元年の年にふさわしいやり方なのか、私は全然進んでないということについて疑問を感じてますので、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町におきましては公の施設が多いためでございますが、これにつきましては平成17年度の4月から施設管理につきましては都市計画の方で一括してこれを行ってきたわけでございます。

なお、これについては初めてのケースでもございます。いろいろ不都合な面もございまして、そういう面につきましては、今後18年度で改善していきたいというふうに考えております。

なお、このパークゴルフにつきましてはこの指定管理についてでございますが、やはり最初からこの4月にオープンするわけでございますが、この今指定管理者の制度というものは非常に全国的にこれを今推進されているわけでございます。そういうことから、このパークゴルフにつき

ましては、指定管理者制度による導入ということですね。内部でもいろいろ協議をしたわけですが、そういうことで今回議案として議会の方にお願ひしたということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） この指定管理関係ですが、当然県内でもいろんな形でされているようです。今回の3月議会あたりに清武町においては町が有限会社をつくって設立して、そこにあらゆる施設の管理等を委託して管理するというのが議会にも提案されているようですが、これまたあそこも議会終了したとは聞いてませんので議決はされていないかもしれませんが、このことが一番いいとは私も思いませんが、ただ三股の場合は、自立元年だ元年だと言葉だけ言うても、中身として何も出てこん。たまたま今度パークゴルフ場が新設して改良するから、これだけは指定管理するというやり方は果たして自立をしていくための要素なのか。私はやはり今現在、町内いろんな施設を含めながら、ものを本当に改革していくとか、そして管理していくとかいうことを進めないで、私はやっぱり自立元年にならんとじゃないかと思ひます。

そういう意味では、せつかくこういう形での指定管理者制度ですから、私は有効に活用することはいいことだと思ひますが、ただ、一つ一つをそういう形ですてしまうと、果たして町民の皆さん方が納得するのか。私は何かおかしいんじゃないかと、やり方がおかしいんじゃないかと言われる原因をわざわざつくっていくような気がしてなりません。果たして、じゃあお伺ひしますけど、この今回ゴルフ場の協会が指定されておりますが、これは多分ゴルフを愛好する団体であつて、こういう施設管理をする団体ではないんじゃないかかなと。多分この愛好会をつくつた団体で、そういう施設管理まで含めた考え方じゃなかったと思ひます。そうすると、こういうところに加入させるとなると、一般の町民は利用しにくくなって、そういう人たちだけが使用しやすくなるんだつたら大変な問題だと私は思ひます。

そういうことから含めて、何でそのような方法をとられたのか、もう少し説明してほしいと思ひます。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいまパークゴルフ協会になぜ選定したのかということですが、上米公園パークゴルフ場については2コースということですが、国際パークゴルフ協会の公認コースということで認定を受けたいということで考えているところです。そうなつた場合に、そこには公認指導員、アドバイザーが必要になるということで、2社申請があつたところですが、その2社の選定の中で、現時点でその指定管理ということを考えてときにはパークゴルフ協会が妥当であるということになつたところです。パークゴルフ協会はまだ発足したばかりで、そういう経営のノウハウという部分については当然未知数なわけですが、その経営に

については、当然ほかの施設等の部分も見習いながら努力してもらわないといけないんですが、利用に当たっては当然会員と一般の利用者と、それは当然公平に扱うということはもう前提になるわけですので、その辺については協定を結ぶ際にちゃんと協議し、確約をしていただくということにしております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私が今質問をしていることについては、何もパークゴルフ協会の方がどうだという批判をしているんじゃないんですよ。町の姿勢を言っているんですからね。当然私は先ほども言ったように、いろんな施設を本当に転じていこうとするならば、私はそういう面も含めて本当に協議をされた中身があったのかどうか、その上で今回こういう形ですよということをはっきり、町としてはこれだけやってきたけど、もし他のこの分については待ってくださとかあった上でこっただけを、どうしてもというのだったら私は問題ないと思うんだけど、そういう姿勢も何も出てこずに、ただ新しい施設だけをぱっとやられる、そういう一貫性のないやり方、今の行政の進め方、私はこれについて疑問を感じているわけですから、町長そのあたりについて、もう一回答弁をお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、公の施設の指定管理につきましては内部でも十分検討いたしております。ところが、まだこれが外部のどういう団体に指定管理するか、その辺までまだいってないところでございます。これにつきまして今後さらに詰めていきたいというふうに考えているところでございます。とりあえずこのパークゴルフについてはそういうことで指定管理者に今回持っていこうということで今回お願いするところです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 39号ですが、18年度一般会計で3点ほどお尋ねいたします。

最初98ページ、商工費です。工場等土地取得補助金1,000万円計上されております。これは聞くところによりますと、白ハト食品への補助と聞きましたが、この一昨年に営業開始したんですかね、この効果、その雇用、それらがこの1年間どういうふうにあったのか、わかったら教えてください。

それと、118ページの教育扶助費が130万円余り前年度から減額になっております。今母子家庭とかいろいろ生活困窮者がふえておりますが、受けたくても受けられない人がいるのではないか、17年度は何人ぐらいの児童が受けたのか、今年度この130万円余り減額になって大丈夫なのか、そのあたりをお聞かせ願います。

それから127ページ、文化会館周辺整備事業が1億2,976万9,000円となっておりますが、今年度中学校の改修、その他もろもろの出費がふえているのに、今年度やる必要があるのか、また分割でやることはできないのか、その3点お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 98ページ、そちらの方の工場等土地取得補助金1,000万円を今回予算計上させていただきました。これについては、16年9月に三股町企業立地促進条例、こちらを改正いたしまして一部改正しまして、この工場等土地取得補助金と雇用奨励金、その下に書いてありますが、そちらの方を設けたところでございます。

これの効果等についての御質問でございましたけれども、白ハト食品が蓼池の方に進出したということは御存じのことと思いますけれども、そちらの方の会社、「育みの里しろはと」といいますけれども、そちらの方が11月に操業開始しまして、その時点で24名の新規雇用者がありまして、そしてそのうち三股町民が15名でございました。それと、同じく17年の夏に工場を増設しました福永樹脂さんですが、そちらの方も28名の新規雇用がありまして、そのうち3名が三股町ということで、そちらの方の補助金、1人当たり20万円なんですけど、そちらの方の予算を360万円計上いたしまして、そして1,000万円につきましては、白ハト食品が土地取得を行い、企業を立地したわけなんですけど、そちらの方の取得費が約4,000万円程なんですけれども、そちらの方の一部補助ということで上限が1,000万円になっております。それで1,000万円を今回予算計上したところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 118ページの扶助費の関係ですけれども、これについては小中学校あわせた形でよろしいですかね。あわせた形で17年度が228名ということなんです。流れ的にいいますと、15年度が225名、16年度が250名、そして17年度が228名ということになっております。そして、この予算化については、前年度の実績を前提にした予算ということになっております。

それで、15年度の予算という部分が総計で小学校費、中学校費あわせた形で、大体で言いますけれども、約1,860万円、15年度ですね。そして16年度が1,850万円、そして17年度が16年度の実績に基づいた形で2,070万円、そして今回が1,950万円という形でしております。

したがって、18年度の予算は17年度からすると、言われたように少ないんですけども、例年の実績からすると若干多目に組んであるということで、一応今までこれでいっておりますので大丈夫だろうということで考えております。

それから、127ページの公有財産購入費1億2,900万円ですが、これについては文化会館の南側、広場があります。そこに車も一応止めたりしているんですけども、その駐車場の整備を中心とした整備をするということで、これは土地開発公社の方から購入する関係の予算でございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 土地開発公社から買って整備するということなんですが、ことしどうしてもやらないといけないのかどうか。ことしはすごく中学校の整備、その他いろいろと例年以上に予算額が多いんですが、そのあたりがちょっとやる必要は私も感じないんじゃないですが、ことしやる必要があるのか、また一遍に1億円以上の金を出すことですね。分割でやることはできないのか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今の質問ですが、この総合文化施設周辺整備事業につきましては、先ほど言いましたように、駐車場を中心としてやはり総合文化施設の機能向上を考えるということでございまして、これが事業として地域活性化事業債というのがございまして、これにのるには早目にしないと、あと起債がつかないという状況が一つございまして、急々ですけれども今回当初予算で上げたところでございます。

あとにつきましては、あと文化会館の内部の機能向上とか周辺のくつろぎの場とか、そういったものを想定しておりますが、18年度については主に用地購入ということで考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 議案50号ですが、先ほど2番議員の方からありましたけれども、加えまして補足してお尋ねを申し上げておきたいと思うんですが、この指定管理者制度に移るという協議の中で、やはり一、二年は町の直営でやってどのくらいの経費が要るものか、それを十分見きわめてからでもよかったんじゃないか、余りにも軽々過ぎるんじゃないかと私は思います。せっかく盤石のところに町立病院から24名も来るわけですから、もちろん委託なんかは切られるでしょうけれども、当然人数も余ってくるわけですから、この人たちをここに2人ぐらい張りつけると。そしてデータを収集しながらそれに備えるというのがやっぱり一番妥当じゃなかったかなという感じがしますが、町長のその辺あたりの意見は出なかったのですか。第1点。

もう一つ、パークゴルフの協会員というのは何人ぐらいおって、どういう人たちなのか提示してもらわないと、管理者に足りる人たちなのかと、私ら審議のしようがないんですが、それは提示していただけますですか、お願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御指摘のように、最初から指定管理者という制度よりか、一、二年町でやって、それからのほうがよかったんじゃないかというような意見でございますが、内部でもいろいろその辺については協議検討したところでございます。しかしながら、この協会にはいろいろ資格を持った人たちもいるというようなことから、それならもうそういう協会に指定管理者でいった方がよかろうということで、そういうことでいろいろ検討をしまいったところでございます。

なお、会員は277名、会員の方がおられるということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 議案17号の決算書の中の9ページですが、し尿処理費の中の工事請負費が308万3,000円、これが不用額となっているわけですが、老朽化しているということはいつも聞いているわけなんですけれども、この計画がなぜここでとんざをしたのか、その辺の理由と、今後やはりそういう工事費というか、予定として今後どういう形でとられるのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） ちょっと申しわけないんですが、1月から3月の間にするのかどうかちょっとわかりませんので、ちょっと調べて回答ということでお願いしたいんですが。済みません。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 39号についてちょっとお尋ねしたいんですが、長田地区のケーブルテレビ施設整備、8ページで19年、20年ということで債務負担行為が求められていますが、51ページで施設整備事業補助金として625万円、それはそれでいいんですけど、どの程度の事業費で今年度の625万円の補助をする内容と申しますか、それらについて全体の概要を事業費、今年度補助する相手先についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ケーブルテレビ運営の関係でございますが、町の方は今年度625万円、来年度から21年度までを債務負担行為としまして625万円の3カ年ということで1,800組んだところでございます。これで町の方は2,500万円でございますが、全体事業費としては5,250万円が予定されております。そのうち町が625万円の4カ年という分割ですね、するところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ほかにございませんか。別府君。

○議員（9番 別府 久光君） 議案第39号です。歳入の部で17ページの地方消費税交付金についてお尋ねしたいと思います。

この15年度の決算額が1億7,748万5,000円です、15年度が。16年度が1億9,554万5,000円、17年度として見込み額として1億8,893万5,000円見込み額が上がっておりますが、今回18年度の歳入の予算として1億7,335万円計上されております。16年度までは3,000万円以上の事業者が消費税の納付対象者ということになっておったわけなんですけれども、17年度から1,000万円以上ということで1,000万円以上の事業者が負担すると、消費税を。その中で、この予算が計上されている金額は、どういった基準で配分されるのか、その辺のところですね。多く来たら後で補正すればいいわいということもあるかもしれませんけれども、そのことについては若干私は低過ぎるような気がいたしますが、執行部の方の回答をお願いします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） これにつきましては、今言われましたように、地方消費税については1,000万円以上のそういうことがございまして、最終的にはそういう見込みがあるのかもしれませんが、当初予算としては地方財政計画の中で地方消費税額が前年決算見込み額の大体5.1%増ということで見込んでおりまして、その関係で前年度予算については減額という形になりますけれども、その増額見込みで5.1%の増という中で算定をしておりますので、こういった数字になっているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 議案39号の中なんですけれども、民生委員活動補助金というのがありますが、この民生委員の活動の中に、ひとつお願いしたいことがありますので、実はこの間、都市整備課の方をお願いして、ごみ屋敷になるような家があるんですね。それで、その隣の方が、もうここ20年間悩まされているというので、生活指導というか、そういう活動を民生委員に求めたらいいのかなと思うんですけれども、そこら辺のことを町長どんなふうに思われますか。

○議長（原田 重治君） これ議案に入っていないでしょ。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 済みません。民生委員活動補助金というのがありますので、民生委員の活動の中にそういうものを盛り込めないのかなということなんですけれども。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 民生委員の中の活動の中に含まれないのかということでございますが、一応民生委員としては各世帯高齢者とか、児童虐待とか、そういう部分について、高齢者は

特になんですが、見守りという形で各地域の方々を把握されたりとか、そして回っておられます。で、そういう家の中の部分において、そういう散らしているとか、ごみが散乱しているとか、そういう部分についての監視的な部分において、民生委員がそこまでという部分が妥当なのかという部分なんですけどね、一応その担当地域の把握については民生委員の方で、ある程度されていると思うんですけど、そういう部分について、今後また民生委員の定例会議等がございますので、その中でひとつ議論していきたいというふうに考えます。よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） ありがとうございます。実は、個人的なことなので、踏み入れないという問題がありまして、それで隣の方がもう蛇が出てきたり、それから猫がすごいですよ。で、自分でも防護策としてブロックを積んだりとか、いろいろ工夫はされていらっしゃるんですけども、都市整備課の方たちも見に行ってくださいんですけども、僕たちも道に出れば言えるけども、家の屋敷の中だから何も言えないというような返事をいただいて、じゃあどうすればいいのかなというのを感じたものですから、ぜひそのようにお話を、もしそこが無理だったら、町長何かいい方法をよろしくお願いします。

以上です。（「総括ですから。議案に対しての」と呼ぶ者あり）

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 39号の一般会計予算のことでちょっとお尋ねします。

82ページの13の委託料、じんかい収集運搬委託料の件ですが、これは1億2,324万5,000円予算が組んであります。これの問題ですが、このようにたくさんの収集に金を使うということですが、いろいろと策はとっておられるようでございますけれども、やはり町民にこういう金額で収集をされているというようなこともひとつのPRを私はぜひしてほしいと。ただ、ごみは何日何日、こういうふうな仕分けの項目でいかないと思っているんですよ。やっぱりこういう金額を出して、なるほどなというような考えを町民にも教えていただきたいというのが1点。

それから、105ページなんですけど、これはちょっと工事請負費の上米公園の整備なんですけど、4,205万円、これ恐らく台風14号による災害ではないかなと、私も1回行ったことがあるからそうじゃないかなと思っているんですけど、そうなのか、あるいは別なところなのか、ちょっと教えてください。

以上です。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 議案39号の82ページのじんかい処理費なんですけど、かなりの金額がおっしゃるとおり上がっております。何年か前に、広報みまたを通じまして特集を組みまして、いろいろ金がかかるということで、リサイクルの推進とか、いろんなことで特集を組ん



でやったことがございます。

今言われるように、ますますごみがふえる方向にございます。それでリサイクルとか、いろいろ出さない運動とかやっているわけですが、また機会を見て、早い機会にそういう特集を組んで、いろいろ町民に啓発活動をしたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 39号の105ページの工事請負費4,205万円ですけれども、これにつきましては上米公園の整備の方です。遊歩道、これを18年度に340メートル計画しております。そのほかあずまや等を計画しております。

災害につきましては、補正の49ページですか、工事請負費で計上しているところであります。これにつきましても繰り越しの手続きをとって、一応5月ぐらいまでの工期で災害については計画をしているところであります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案陳情及び意見書案は、付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、各議案陳情及び意見書案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出して下さるようお願いいたします。

---

○議長（原田 重治君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時57分散会

---

---

平成18年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成18年3月15日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成18年3月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 桑畑 和男君 助役 ..... 原田 一彦君

教育長	-----	田中 久光君	総務企画課長	-----	原田 順一君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	間世田和文君
福祉課長	-----	下石 年成君	産業振興課長	-----	木佐貫辰生君
都市整備課長	-----	瀬尾 春己君	環境水道課長	-----	福重 守君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君
病院事務次長	-----	西村 尚彦君			

---

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程に入る前に、8日の総括質疑の回答が保留となっておりましたので、ここでお願いいたします。環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） おはようございます。3月8日の総括質疑の池田議員の質疑の中で、議案第17号「平成17年度都北衛生センター管理組合一般会計歳入歳出の決算について」の歳出決算の中の工事請負費308万3,000円の不用額については、11月7日の工期から18年1月6日までの工期で工事が発注をされておりました。支払いは一般会計に移ってからということで不用額で一般会計に繰り入れて支出したものであります。

以上です。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守くださるよう御協力方お願いいたします。

発言順位1番、山中君。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） おはようございます。

通告しておきました事項に従って質問をいたします。

まず、植木、稗田地区の体育館、児童館の建設についてであります。

この問題は、以前から再三にわたって一般質問で取り上げられておりますが、いまだ解決しておりません。約10年前からの懸案ではないかと思っております。本町におきましても人口増加率、人口密度、児童数ともに、この地域が一番ではないかと思っております。また、本町の固定資産税など、自主財源確保の面からおきましても、非常に貢献している地域で、こういう地域でありながら、現実には公民館、コミュニティーセンター、老朽化したお粗末な児童館しか公共施設がないのは、行政の怠慢か地域差別ではないかと思われても仕方ありませんがいかがですか。

特に、町長は、常に優先順位、費用対効果を熟慮して事業を行っていきたいと明言されておりますが、今後この地域の体育館、児童館の建設について、町長としてどういう考えを持っておられるかお聞きいたします。

次に、町民の間でも大変話題になっておりますが、病院の問題であります。町立病院が破綻した原因と町長としての責任をどう感じられておられるのか質問いたします。

本年4月からいよいよ町立病院の経営を都城医師会がすることになりましたが、これで町立病院問題は一件落着とはいきません。これから、まさしく負の財産を長きにわたって放置し、先送りしてきた大きなツケが町民にのしかかってくるのであります。事後処理を間違えることなく、破綻の原因を明らかにし、責任の所在を明確にして、町民に対しての背信行為とならないよう、事実を徹底的に公開し、少しでも町民の方々に御理解を求めていかなければならないと思っておりますが、町立病院に長きにわたって詳しく、また最高責任者の町長として原因責任をどう考えておられるか、答弁を求めて、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。

それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思っております。

まず、公共施設について、人口、児童数ともに増加している植木、稗田地区の体育館建設について、まず体育館の方から申し上げたいと存じます。植木地区の体育館につきましては、平成12年3月議会で陳情書が趣旨採択され、町といたしましてもその必要性を認識する中で、体育館と児童館の両方の機能を兼ね備えた多目的施設を建設する方向で検討してきたところでございます。

しかしながら、その後、国の三位一体改革に伴い、各種の補助金や地方交付税は大幅に削減され、地方財政は一段と厳しい事態に陥っているところであります。

加えて、本町は今回の市町村合併において単独で進む道を選択しておりますが、箱物行政の抑制策など、財政面でのさらなる困難が予想されております。そういう状況下でございますので、植木地区の体育館については、現在具体的な検討に入っていないところでございます。

今回、植木地区に限定せず、稗田地区も対象にした施設建設の御提案は、広範囲の住民を対象とした施設展開は、今後の行政運営にとって大変意義のある考え方、方向性ではないかと存じております。

体育施設につきましては、平成19年度に第6地区分館を拠点施設といたしまして、総合型地域スポーツクラブを立ち上げる計画でございますが、当スポーツクラブが創設され、普及した後は、人口集中地区を対象とした総合型地域スポーツクラブも必要になってくるのではないかと考

えております。そのためには、拠点となる体育施設が必要になってくるわけでございます。

いずれにいたしましても、多目的施設の建設には、相当の財源が必要となりますので、今後の地方交付税等の推移、町の財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

それから、児童館の建設につきましてでございます。

植木、稗田地区の児童館建設につきましては、児童数の増加と施設の老朽化が進んでおります。植木児童館を西植木コミュニティーセンターと供用することとし、植木、稗田地区を統合した形で多くの子供たちが利用できるよう計画中でございます。

西植木コミュニティーセンターの施設をそのまま利用して、不足の施設、図書室、事務室、広場の土の入れかえ、防球フェンス等を児童施設として整備することといたしております。しかしながら、この整備につきましては、既存施設が福祉関係施設ではないため、児童厚生施設整備の補助対象とならない関係から、今後財政面をにらみながら、計画的に整備を進めてまいりたいと存じます。

それから、町立病院の破綻の原因は、また、このような状態となった責任をどう感じているかということでございます。

町立病院につきましては、昭和29年12月に開設して以来、ことしで52年目を迎えたところでございます。これまで住民の医療ニーズに応えながら疾病の予防と治療及び健康相談など、住民が健康で明るい生活ができるように、公立病院としての使命を担い、地域医療に努めてまいったところでございます。が、近年医療を取り巻く環境は、被保険者に対する医療費負担の引き上げや診療報酬等に対する見直しなど、医療費の抑制に向けた改革が進められ、大変厳しい状況となっております。

また、開設当初、医療機関の少ない中で、公立病院としての使命を十分担ってまいりましたが、その後、町内外に病院や診療所が多数開設され、地域住民の疾病の予防、治療に重要な医療機関となっているところであり、患者が思うようにふえない原因の一つでもございます。さらに、施設の老朽化や医師の臨床研修制度による医師不足などによって、さらに患者数が減少し、病院経営は厳しく、まさに危機的状態となっております。町立病院は経営の改善を図っても運営は厳しいと予想されることから、医療業務の存続を前提に、指定管理者制度の適用と経営移譲を考慮しながら社団法人市郡医師会病院へ運営をお願いするところにしたところでございます。

町立病院の破綻の原因は何かということでございますので、その原因について申し上げてみたいと思います。

先ほども申し上げましたように、医師の研修制度の医師不足、それから、職員の人件費の高騰、町内外に病院や診療所が多数開設されたこと、建物が古く改築の必要があること、交付税歳入分を100%出してまいりましたが、それ以外にも高額な機器購入費など、建物補修などの助成を

やってまいりました。地方交付税の減少の中で、本町は行政改革に取り組んでおり、過去のような多額の助成は、今後望めない、以上が、この破綻になった原因ではないかと存じているところでございます。

町立病院は、開設以来から今日まで診療科目の変更や臨床数の削減、建物の改築等、さまざまなことがございました。病院の健全財政や経営方針等について経営診断をし、町立病院の将来を考える協議会、また、健全化委員会のほか、いろいろな検討会、また行政改革委員会等で協議を重ねてまいりました。

しかしながら、厳しい財政状況から公立病院として続けることはできないと判断をしたところであると、一抹の寂しさを感じますが、今後も指定管理者制度として、あるいは民間医療という形で、医療行為が続くことを期待をいたしているところでございます。

それから、責任問題についてでございます。

町立病院運営につきましては、長年一般会計から負担をし、町といたしまして財政的に負担が大きかったことから、その改革が望まれてまいりましたが、ようやく改革に着手できましたことは、大きな前進ではなかったかというふうに確信をいたしております。

しかしながら、改革に長年要したことに對しまして、その責任の一端を強く感じているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ただいま町長の答弁をお聞きしまして、確かに自立元年ということで財政的に非常に厳しいっていうのはわかっております。ただ、以前から我々、私も含めてですが、同僚議員の方々も、もう約10年ぐらい前からこの問題には取り組んでくれと、特に、平成14年度の12月の議会でも話しが、町長の答弁書を見ますと、児童育成計画を策定して、そういう問題に対して取り組んでいくということをはっきりうたわれているんですよ。4年前から、そのときに私も西植木のコミュニティーセンターを児童館に開放したらどうかということを質問したわけですが、そのときの町長の答弁では、それはできないと、要するに、これは目的使用外であるということで、もう完全に、私は仲町の研修センター、ここは通産省の工業再配置事業ですよ、あれは。あれは本来は、三股の誘致企業の従業員の方の研修場所だったんです。それで、補助金をもらってあれを建設したわけですね。その後は、仲町の公民館として使われております。それはそれで結構なんです。そういうことを、やはり臨機応変にやっていくのが行政だと私は思っております。自治公民館としては、西自治公民館としても使われておりますが、あいている時間があるから、あそこに子供たちを、あそこで開放してはどうかということ言ったときはできないと言って、この場になったら、今度は目的外もできるようなことを言って、それ

を取り組みたいと、4年たっておりますよ、どうなんですか、そこ辺の方向転換をされて、そういう答弁と全然食い違ってきますよ、どうですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ指摘されましたが、執行部内におきましても、いろいろと検討はいたしております。しかしながら、御承知のとおり、本町は当面する課題が非常に多ございます。御承知のとおり、住宅の建てかえ事業、また三股中学校の大規模改修、それから、長田地区の簡易水道の整備と、非常に大型事業が、ここでふくそうをいたしております。これにつきましては、三、四年前から、その事前の作業に入っているわけでございますが、そういうこともあるし、やはりこの優先順位等を考えますと、どうしても、そちらの方に行かなければ、計画しなければならないという状況が出てきたわけでございますので、ひとつその点につきましては、御理解をいただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 今、いろいろな事業が重なっているということですが、確かに、取り組んでいかないといけない事業ばかりだと思います。しかしこれは、やはりそのときそのときの時代に年次計画で、やはり前向きにやっておかなかったツケが一気に今来ているんじゃないですか。

要するに、少子高齢化と言いながら、高齢化対策としては、いろいろな場所を提供したりやっておりますが、少子化対策ということで、非常におくれているような気がしております。特に、西小学校校区、先般学校教育の方から資料をいただきましたが、昨年度17年度の5月1日現在で、西小学校の生徒数、これが755名、そして、ちょっと数字を上げますけど、下新が118名、今市が128名、中原、46名、花見原が41名、稗田が111名、東植木が184名、西植木が132名、大体校区外が5名いて755名となっておりますが、そのうちの植木地区、稗田地区で417名、要するに全体の55%が西小学校に通っているという、この現実を見ましても、そういうところに、やっぱり優先順位的にも早目に手を打って、そういういろいろな要望をこたえてやるというのが行政のあり方であって、私は財政が厳しいから厳しいから何もできないと、厳しくないときはしなくて、今度は厳しかったらできないというのは、ちょっとやはり行政の怠慢だとも思いますよ。どう考えてもあそこの地域の子供たちは、都万道路、都三道路、踏切を渡って、そして、新馬場の通りですかね、ああいう危険地帯をいつもいつも小学校、保育園にしても、いろいろな危険地帯にいるわけですよ。その人たちに、やっぱりいろいろな手を差し伸べてやるというのは、生きた行政ですがね。今さらになってから、そういうことは、要望があったときは取り組まないで、今さらになったら、いかにもできない、原因を財政難とい

うことに、たったの一言で片づけるっていうのは、ちょっと、過去に、町長も平成10年に町長になられたわけですから、それから約8年もたっていて、この問題が1つも進展しないということは、やっぱりその辺は、やっぱり責任を持って、本当に考えていたのかということをお私思いますよ。その点はどうか、町長、過去の検討についてですよ、検討、検討は言っていますが、それがどういうふうにしてできなかったのか、今になったらますますできないような答え、答弁をされると、もう話しの進みようがないですがね、前向きにつくるというような検討をしていきますということを、以前は言われておりましたから、私はこういうふうに言うんですよ。それができないとなると、じゃあ稗田、植木地区の要望としてはどうなんですか。もう1回答えてください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 児童館につきましては、先ほど申し上げたように、コミュニティーセンターを児童館に向けた施設の補修を、改修をいたしていきたいというふうに考えております。

また、体育館につきましては、先ほども申し上げましたが、今後、総合型地域総合クラブが推進、現在推進されているわけですが、こういうことを考えますと、どうしても人口の集中地区、人口の多いところにそういう施設をつくっていかなければならない、というふうに考えているところでございます。

実は、植木の第9地区の公民館、これは昭和59年に建設されたものでございます。その後、第3地区、そして、7地区、第6地区と、第3地区の公民館をつくる時代から体育館併用の公民館というような地区の皆さん方の声も非常に強くなってきたということから、第3地区の公民館をつくることから、現在のような体育館施設的な公民館になっているわけですが、先ほど申し上げましたように、昭和59年、植木の公民館、現在は分館と言っていますが、建設をいたしております。

そういうときに、体育館を併用したものにつくればというようなこと等も話しが出ていればですね、その時点からつくったかもわかりませんが、その時代は、そういう公民館だけのこの施設というようなことになったわけですが、この体育館の建設につきましては、先ほども申し上げたように、今後、考えてまいりたいと、前向きに考えていきたいというふうに考えております。ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） もう1回申し上げますが、植木の児童館が昭和42年ですよ、建設されたのは。そのときは、植木の正確な児童数はわかりませんが、地域の人たちの話しを聞くと大体40名ぐらいしかいなかったんじゃないかなあと思っております。



そして、今は、西植木、東植木をあわせても300何名の子供たちが、ああいう地域にもう集中しているんですよ。そういうところに、やっぱり早急に何かしてやろうという、やっぱりそういうのが行政だと思うし、まして、今の行政というのは、やっぱりスピード感のある行政をしないと、5年先だ、10年先だと、年次計画を立てて、いや国の方針がまた定まらん、定めなければこうだこうだと言って、先延ばし、先延ばしにしての、事業ということでも明らかですよ、これはもう先延ばしですよ、完全に。本当に取り組もうとするんだったら、土地もありますかね、あそこの唐橋の隣のあそこ、あそこは何年放置されておりますか、草刈りばかりやって、手入れだけして、あそこの土地開発公社で何か住宅をつくるとか、目的で買った土地が、いまだに一番のメインストリートに、いまだに何の放置され、草ぼうぼうのような状態で、そういうことをやっぱり即座に、何かこう町民のために役に立つんじゃないかなということは、積極的にやっぱり考えていってもらいたいと思います。

特に、先ほど言いました税金の貢献に対しては、自主財源の貢献に対しては、非常にあの地域は貢献しております。そういうところに、やっぱり公金の税金を落としていくというのは、これはやはり優先順位とか費用対効果の確保を考えたら当然ではないかなと思っております。そういうことは強く要望しまして、前向きに考えてもらいたいと思います。

次に、町立病院の問題ですが、先ほど町長、原因をいろいろ説明されましたが、医師とか、研修制度とか、多数の件数高騰、交付税の削減もありますか、それで交付税の算入、100%入れているということで、ただ、私も平成12年度からここに議事録をずっと、同僚議員の質問とか、全部議事録を見ました。平成12年の9月、これも9月の議会でも出ております。同僚議員の質問に対して、町長は、こう答えられておりますよ。

これは平成12年度議会です。平成3年度から一般会計から交付税を初め、整備資金等を補って、ようやく何とか経営が成り立っていると、非常にこういう点では、やっぱり苦しいということ、厳しいということ認識されておりますよ、そして、このまま経営を続けていくかどうか、存続していくかどうかということが課題というわけで、この真剣に検討していかないかん時期に来ているということを平成12年に言われております。

そして、やはり平成12年、我々、そのとき私も環境福祉常任委員長に所属しておりましたが、環境福祉常任委員会の研修報告は、平成12年12月11日、21日ですか、報告がっております。これは、平成12年11月20日に、長崎県の北松浦郡ですか、あの江迎町というところに研修に行きました。あそこも町立病院をかかえて、非常に経営がいいということで、その町に研修に行って、そこは医師会にやっぱり委託しております。45年に町立民営ということで委託しております。そして、59年度に改築しまして、約300のベッド数、299ということで記録しておりますが、そして、私たちもあのときに行ったときに、今でも強力に覚えているのは、

研修のその日に院長が来られました。この方はもう45年の医師会に委託したときからの、ずっと30何年の、そのときに30年ぐらいの病院長をされているということで、もう逐次わかっているような内容がわかっている、この院長が、あいさつの中でもう研修に行つて、研修をしましょうと、今そういうときに、三股町立病院の資料を見せてもらいましたと、「見せてもらったら、何でもこういう病院をいつまで続けているんですか」と、もう開口一番言われましたよ。どういう改善策をしても無理だと、こういう病院は。たった40床のベッドでこれだけの人件費を抱えてもう即刻やめた方がいいですよということを言われました。私も覚えております。

そして、委員長が議会で、12月の議会で報告をしております。ちょっと議事録を読ませていただきますが、「三股の町立病院は、病床数、診療科目、医師の定着度から判断すれば赤字経営は免れない、民間に委託するとしても引き受ける医師はいないだろう、もし私が20歳若かったとしても、この病院を引き受けるのは御免こうむると、何でもこんな状態で長く経営を続けていたか」とまで言われて、私たちも何のために研修に来たのかなあとということで、もう研修のしようがないですよ。一応は、研修はしましたけど、そのぐらい強烈な、これは12年ですよ、この議場で研修報告をしたんですよ。そういうときに、本当に取り組む気があれば、あれからもう6年、7年たっていますよ、これは。その中で、いろいろな検討会だ何だかんだってやっておりますよ、それは確かに。経営診断とか、あれは13年度やったですかね、経営診断なんかやって、あれも450万円も使って、コンサル、東京かどこか知りません、総合メディカル株式会社とか何とかっていつているそういう会社に経営診断、彼らは、診断はしますよ、しかし、方向性をつけるのは政治ですよ、町長みずからの指導力ですよ、方向性をやるのは。あれで診断をしたからって何の、今現状はこうですというような感じのそういう診断ではなかったかなと思っております。

やはり、この議事録を見ましても、そのときそのときに、ちゃんと少しでも改善策を具体的にやっつていこうということになっておれば、こういう事態を招かないですよ。いろいろその辺はどうなんですか、今まで、この研修報告とか、そういうことをどういうふうにして認識されて、町長としては、我々の研修報告を聞いていらつしゃるのか、本来ならば、そういうことがあれば、そういう病院に職員なり、即座に研修に行かせて対応するというのが、私はそれが政治だと思いますが、いかがですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町立病院につきましては、先ほども申し上げましたように、昭和29年12月、52年目を迎えております。この間、町民の健康増進、そして、医療に相当な貢献をいたしているところでございます。

この病院の問題につきましては、時代の変遷とともに、長年の本町の懸案事項でもあったわけ

でございます。そういうことから、これまで高給の看護婦につきましては、昭和50年代から町の方に引き取って、病院の経営面を考えて役場の方に、今まで10名以上の看護婦を町の方に引き取っております。

そういうことで、今回のこのような状態に至ったのも、これまでの経営不振の蓄積の結果ではないかというふうに考えているところでございます。管理者として努力は足らなかったということは強く反省をいたしているわけでございますが、今回の改革と改善が、思い切った改革であつたし、病院のため、かえってよかつたんじゃないかと、また町の、町にとってもよかつたんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 責任を感じているということですが、本当に感じていらっしゃるのかと疑問に思います。というのは、町長、16年の議事録で示しますが、16年の9月の17日の議会、定例会で、我々同僚議員の質問に対しまして、そのとき、もう既に、人件費がもう13年度ごろから人件費、委託料、そういう福祉厚生費なんかは68.幾ら%の売りに占める68%が人件費ですよ。普通の私なんか商業をやっておりましたが、人件費が40%といったら、もう完全な赤字経営ですよ。私は、公営企業ですから、町立病院と町民に対しての医療サービスの点から、幾ら譲ってもやはり60%でとめるべきじゃないか、それが70%に近くなって、それでも、そのときに町長は、同僚議員なんかは廃止か縮小にどうですかということもいつも議会で、何回も質問しております。その中で、町長は、今後検討の必要があるというふうに考えております。また、検討ですね、検討はボクシングはよく知っていますが、検討、検討ですね。

また、町立病院が先ほど申し上げましたように、平成16年、本年16年で12月で開設50周年ということで節目を迎えておりますので、50周年記念事業として老朽化した病院を建設、改築、整備する事業に着手するという計画を持っているということをここで明言されております。私もおかしいのは、町立病院の記念事業の赤字になっている、この記念事業っていったら町制の何十周年記念とか、学校の何十周年記念とかってというのは、記念事業をやつて、余り赤字経営の病院の記念事業なんかをやつたことは余り聞いたことはありませんね。

そこで、そういう計画を持っているということで、町長は明言されたわけですよ。それが1年もたたない間に変更して、いつの間にか指定管理者制度、これは悪いとは言いませんけど、とどのつまり、結局自分の方針としては、そういうふうにぴしゃつとここで町長の発言っていうのは重大ですよ。そういう重大な発言を、いつの間にか指定管理者で医師会がしてくださいと、あああそこにやりましたと、あそこが今度経営しますと、ああ皆さんと、どうなんですか、こう

いう、この計画そのものは、変更された、大きな変更、これは180度変更ですね、そういうことはどうなんですかね。何でそういう、何か自分の政策、重大な決意がころころって言ったら失礼ですが、ころころ変わっていると言われても仕方がないですよ。どうなんですか、町長。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ指摘されましたが、大変心外でございます。平成16年度は、病院の、確かに創立、開設50周年の年でございます。ところが、平成16年に、年度途中で4名おりました医師が途中で2名になったということから、経営は一段と苦しくなったということで大きな状況の変化が、ここであったわけでございます。ということで計画を変更せざるを得なかったということでございますので、その辺については、御理解をいただきたい。今回の改善改革案で、大変苦渋の決断でもございましたが、いい決断じゃなかったかというふうに考えております。

また、これにつきましては、議会の皆さん方にも、事前から今までの経緯等を説明し、そしてまた、医師会病院に、この指定管理をすることにつきましても、議会の方にも十分説明して、御承認をいただいたところでございますのでひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ただいま急激な変化があると言われてましたが、その後でも町長は、院長が、院長の要望として町立病院を建てかえたいと、20億円ばかりかけて建てかえたいということで、全協を開いたことがあります。それはその後じゃなかったですか。あのときはもう医者はいなかったですよ、2人しか。それはその前の状況ですがね。今2人になったから急激な変化があったと言われてましたが、急激な変化はその前にありましたがね。もう2人になっていました、そのときでも建設したいということを言われましたが、私は議長だったから、そのときに全協を開きましたがね。院長が来られました、話し合いはその場で終わりましたが、しかし、その時点でも20億円かけて全面改築をしたいと言われてましたが、全然違いますね。そのことで変更になったんじゃないですがね、4人の医師が2人になったからと、それ以前の話しです。その後2人になってからも言われましたがね。

それは、そういうその場しのぎの、どうですか。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 確かに僕は記憶をしておりますので、それから全協も開いて、今の院長は、坂田院長は平成16年の4月1日から院長をされておりましたが、院長になられるときに、改築の要望が非常に強かったわけです。就任されてから医者が2名になったということでございますので、そこで状況の変化が生じたわけでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） まあちょっと前後関係が私は2人なってから、この計画、まだ2人医者が2人になりましたということでも、その後も計画を全面改築をしたいという記憶がありますけど、その辺は町長の認識と私の、私はそういう全協を開いたということを記憶にありますので述べたいと思います。

そこで、いろいろ、るる言われましたが、私は、やっぱり町長に期待するのは、行政経験者として、やっぱり期待して一番町立病院の経営内容としてはわかっていらっしゃるんじゃないですか、昔から担当されたり、その中で、やっぱりこれだけ議会からも指摘され、そして、町民の間でもいろいろな、本当の町民の真の声を聞いておったら、何か自分の責任者として、前向きに改善策を、検討委員会とか、そういうものばかりに任せるんじゃなくて、自分で踏み込んでいって、改善策を打ち出す、1回も打ち出していないですよ。検討します、それはいろいろ健全検討委員会、その前は、改善検討委員会っていうのがあったと思いますが、10年とか11年度は。そして、その後何とか町立病院を考える会とか、そげな話し合いは、それは行政がやることであって、政治家としては、やはり町民の民意を聞いて、それは、以前はいろいろな町民の医療に貢献したと思います。私も昭和30年代、うちのおやじがやっぱり山王原で商売をやっておりましたから、そのとき町立病院に魚を300名ぐらいを納めていた時期もありましたが、私はまだ小さかったです、家の手伝いをしながら記憶にあります。そういうときは、非常に町立病院は、町民に貢献されておりました。

しかし、それは30年代ですよ。この時代にこのこれだけ便利で町立病院以外に病院が数多く出ている、そういう間にも、ただ改善策を打たなかったと、これは事実ですよ。幾ら、それはもちろん、我々議会としてもその責任の一端はあると思います、それはあります。しかし、やはり最高責任者としての、やっぱりその改善策を、その都度その都度一遍にはできなくても、縮小なり、何年後かにはどうするとかいうような方針を打ち出して、そして、やっていけばまだよかったと、こういうことにはならなかったと思います。

というのは、やっぱり向こうから、町長、24名の職員の方が来られる、あの人たちも大変ですよ、やっぱり、生活がかかっているからやっぱり町の職員として残ったと思います。また来れば来たでいろいろな問題があると思いますよ。全然違った、あの人たちは技術職、専門職で採用された人ですから、こっちは一般行政ですよ、この複雑な一般行政の事務をそう簡単に能力はあるかもしれませんが、経験はないわけですので、そういう面では、非常に、そのいろいろなマイナスが、私はマイナスだと思います。それがやっぱり町民に跳ね返ってくるんですよ。だから、一件落着ではないですよ、今後、本当の意味での善後策を講じてもらいたいと思いますが、今後

のことに對しての取り組みは、町長どうでしょうか、お聞きしたいと思います。職員の配置とか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 病院の方から24名、職種変更という立場で、役場の方にみえるわけですが、今後、一般事務に就いてもらうわけですが、非常に大変だということは考えております。そのようなことから、職員の研修については、計画的に、これを進めていきたいと、そして、事務の方に支障がないようにしていただきたいというふうに考えているところで、あくまでも町の職員でございますので、やはり職種は変更になっても、一般事務の職員として頑張ってもらえたらということ考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 最後になりますが、るる責任、これはやはり何がしかの町民に對して説明責任があるんじゃないかなと思っております。やはり、私なんかのところにも、先般2月の24日だったですわね、宮日に報道されたとき、あれは社会面で余り出たのもいけなかつたんですが、何か事件じゃないかなというような印象を受けて、非常に電話等、問い合わせがありまして、非常に関心事だったですね。今から自立でやっていくのに大丈夫かというような不安を持っておるときに、また町立病院の問題がかぶさってくるということで、非常に、そのあたりの町民の不安を解消していくためには、やはり情報公開なり、徹底した責任があるところはあるでいいですよ、前向きに考えてもらえば。そして、1日も早く職員の方が、やはり町職員というのは、行政のプロですから、町民に對しての指導的な立場に立ってもらわないといけない人ですので、そういう人たちが1日も早く、そういう指導的な立場になるような善後策を打ち出してもらいたいと思っております。

それも、スピードある、行政を要望しまして質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位2番、斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは、まず子育てしやすい町づくりについてお伺いいたします。

①放課後児童健全育成事業、別名児童クラブについて。現在、毎週月曜日から土曜日と夏休みに登録申し込みしている児童254名が利用しているが、冬休みや春休みにも利用できるようにすべきではないかお伺いいたします。

三股町では、この事業は、平成8年4月1日から実施されています。町内10カ所の児童館において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全

な育成を目的とした事業ではありますが、現在、冬休みと春休みには利用できない状態であります。児童の保護者は、この期間も仕事は休みではありません。ぜひ、この期間も利用できるようにしてほしいという声が多く寄せられているのが現状であります。現在の児童厚生委員は、小学校教員免許、幼稚園教員免許、保母の資格等も持っている優秀な方ばかりであり、受け入れ態勢は十分整っているのでありますから、これはすぐにでも取り組んでいただきたいと思います。

なお、周辺の市町村の現状を調べましたところ、旧高城町、山之口町、山田町、高崎町及び旧都城市では、既に冬休み、春休みも開所しているのであります。子育てに待ったはありません。少子化対策の一環として子育てしやすい町づくりに取り組んでいただきたいと思います。町長の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

②各小学校で児童をねらう犯罪抑止活動として「見守り隊」が発足し、活動を展開していることはすばらしいことだと思う一人であります。私は、この活動に町民一丸となって取り組むべきと考えます。例えば、町の公用車に「見守り隊」のステッカーを張るとか、郵便局、タクシー会社等を巻き込んだ活動の展開が必要と考えるが、町長の答弁を求めるものであります。

次に、窓口業務改善についてお伺いいたします。

町は、改革、改革と言っている割には、町民には何も見えてこないというのが実情であります。そこで、お伺いいたします。

①現在、昼休みの窓口業務はどのようにして行っているのか、また町民へのアピールはどうしているのかお尋ねいたします。

②証紙の取り扱いについてお伺いいたします。現在、わざわざ会計窓口まで行き、買い求める方式であるが、窓口で直接取り扱えないのかお尋ねいたします。

町長の改革に取り組む姿勢での御回答を強く求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、①の放課後児童健全育成事業についてでございます。

これに、放課後児童健全育成事業につきましては、現在、町内10カ所の児童館におきまして実施をいたしているところでございます。夏休み期間中は、9時から15時まで開設しておりますが、冬休み、春休みの期間は13時から18時までで午前中の対応が整備されていない状況でございます。最近、春休み期間中の利用についての問い合わせもございまして、規則の改正等、条件整備をいたしまして、この18年の冬休みから対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の「見守り隊」の活動につきましては、所管の教育長の方から答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それから、2の窓口業務改善につきましては、①の現在どのように昼休みの窓口業務を行っているのかということでございます。昼休み時間中の窓口業務問題は、大変難しい問題でもございます。例えば、証明関係だけでも住民票の証明、戸籍謄本等の証明、印鑑証明、納税証明、所得証明や資産証明など、大変多岐にわたっております。また福祉関係や住宅、水道、その他のすべての業務となると、いろいろと問題が発生するところから、多くの他団体においても正規に規則等で定めているところは、県内においても少ないんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら、職員が自主的に配慮的に実施している団体もございます。本町におきましても、職員の居る場合は、現在も配慮的に実施している場合もありますが、本格的な実施はしていないところがございます。

本町におきましては、以前に試行的に昼窓を実施したことがございますが、PRの不足等もあったかと思いますが、非常に利用は少なかったということで中止した経緯もございます。今年度になりまして、事務能率改善協議会で検討してまいりましたが、問題点が多く、大課制の混乱も予想されることから実施に至っていないところがございます。しかしながら、今までの職員が居る場合の配慮的に実施している分につきましては、従来どおりでありますし、本格実施につきましては、今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

現在、ほとんどの課において配慮的に一部実施しているところがございますが、本格的な実施ではないことから、町民へのアピールはしていないところがございます。

それから、②の証紙の取り扱いについてでございます。

町の証紙の取り扱いについて、これまでの経緯を少し触れますと、町は地方自治法並びに証紙条例、昭和39年施行の規定に基づきまして、手数料を証紙により収入徴収しておりましたが、証紙による徴収が実情に合わない収入もあることから、平成16年度行政改革本部会議専門部会、あるいは事務能率改善促進協議会の中で協議がなされてきたところがございます。そして、平成17年3月議会におきまして、三股町収入証紙条例の一部を改正する条例を上程し、議決をいただきまして、実情に合わない収入については、徴収の方法を一部変更し、納入義務者の利便性と収入事務の効率化を図ってきたところであります。

したがって、現在の証紙条例において徴収する手数料の主なものは、会計課窓口隣接する町民保健課の戸籍関係と税務財政課の税証明関係でございます。会計から距離的に離れた部署の手数料につきましては、現在、収納により納めていただく方法により改善を図ってきたところがございます。現在、証紙による手数料徴収の取り扱いにつきましては、窓口業務の取り扱いとあわせて今後協議検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところがございます。



以上で回答いたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 「見守り隊」についての御質問でしたが、私の方でお答えしたいと思います。

登下校時の児童を狙った凶悪な事件が多発していることは、もう皆様御存じのとおりだと思います。大変猶予に耐えない状況でございます。子供たちが学校で安心して勉強ができて、安心して登下校をするということが一番の基本でありまして、それに伴って、「見守り隊」が現在全国各地で結成されておるところであります。

本町におきましては、昨年、勝岡小と三股西小、先月、宮村小学校、今月、梶山小学校と「見守り隊」を結成されまして、あと三股小学校、長田小学校が残っておるわけですが、ここも準備を進めながら年度当初には発足していくという運びになっております。

「見守り隊」は、各学校を中心とした地域に根ざした活動を基本としておりまして、高齢者を中心とした地域住民の方々に、非常に効果的な活動をしていただいているところであります。また、この活動を支持する地域住民の気運が高まりつつあることも大変喜ばしいことであります。

「見守り隊」の効果については、なかなか目に見えない部分が多いわけではありますが、発足して半年以上が経過している勝岡小と三股西小においては、それまで声かけ事案等がよく耳にしていたところではありますが、この「見守り隊」を発足してから、その声を、1件も聞いていない状況にあります。大変いい効果が出ているというふうに思っているところであります。

また、本町には、公用車2台、少年補導員の自家用車7台の計9台に、いわゆる青色回転灯による「パトロール隊」をこの2月に発足させまして、町内を巡回する体制をとっております。

また、青色回転灯を補てんした専用のパトロール車も県の方にも要望しておりまして、近く使用される見通しが立っております。そういうことで、現時点で「見守り隊」と青色回転灯による「パトロール隊」を中心とした活動を展開していきたいと考えております。

先ほど質問の中で、公用車へのステッカー等ありますが、今後さらに郵便局、タクシー会社等の含んだ活動ということも大変いいわけで、町民を挙げて子供を守っていくという体制は、とても大切なことだと思いますので、今後十分検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） まず、子育てしやすい町づくりについての児童クラブの件ですが、ことしの冬休みからって言われましたよね、春休みには間に合わないのでしょうか、先ほど12番議員が言われましたように、スピードある取り組み行政が必要じゃないかという意味でも、それと、子育ては、待ったはないと思うんですよね。で、春休みからはなぜできないのか、もう

一度御答弁をお願いします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 私の方からお答えをいたしたいと思うんですが、この放課後児童健全育成事業、これにつきましては、今現在補助事業でやっているわけですね、10カ所ということで、実際は12カ所でございます。あと2カ所については、単独事業ということでございますが、そういうことで全国からしても、三股町のこの通称学童保育については、先進地だろうというふうに思います。

ただし、今申されましたように、冬休み、春休みの期間については、実施していないと、しかし、午後、昼からは実施しているんですね、昼からは実施しているということで、午前中だけという部分がございます。

そういうことで、18年度からの冬休みから実施したいという考えを持っております。その今のこの春休み期間中の実施についても問い合わせ等が多いわけございまして、そういうことで18年度からこたえていきたいということでございますが、ことしからなぜできないのかということでございますが、これについては、もう春休みが3月27、8日ごろからですかね、始まるんですかね。そして、4月に新年度に向けて、もう春休みに入るわけでございます。

そういうことで、予算的な部分において、児童厚生員等において、この委託契約の部分について計画いたしておりますが、そういう条文もございます。予算的な部分も引くくめて18年度からということにいたしたいと考えております。

いろいろ通常の月曜日から金曜日においては、委託料っていう金額は決まっているわけですね、厚生員の、そして、夏休みにおいては、夏休みが7月21日ごろから始まるわけでございますので、その夏休み期間中は、委託料も違ってくるわけですね、そういう関係もございますので、18年度からということで御理解頂きたいと思います。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 今言われましたように、三股は10カ所やっているということで進んでいると思います。それで、今委託契約とか、そういうことで言われましたけど、三股の場合は、無料なんですよ、お金はとっていないんですかね。それで、旧高城とか、山之口、山田、高崎なんかは、利用代とかおやつ代とかで3,000円、2,000円、4,000円、2,500円とかいう料なんですよ。で、本当に無料ですばらしいシステムだと思うんですけども、先ほども言ったように、委託契約っていうのは、時期があるんですか、契約される。どうしても春休みに間に合わないという理由として、今言われましたけれども、そこら辺はもう無理なんですかね、やっぱり。もう一度お願いします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 委託というのは、やはり予算計上しますので、厚生員に対する委託ですよね。施設に来られる子供さん方は、三股町の場合は無料です。無料ですよね、今後そういう部分において受益者負担っていう部分も、今後考えていかなければいけないのかなあというふうなことも考えているんですけど、今のところ無料と、しかし、厚生員について、やはり委託契約ということになりますので、その部分は予算にないということでございます。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは、次の「見守り隊」の件ですが、この活動は地域に根ざした活動っていうことでやっているということで、「パトロール隊」の青色回転灯のついたのが2台ですか、であと町の広報、公用車等は検討するということでしたけども、私はいつも質問するたびに検討、検討で終わっているんですよ。だから、どのように検討してもらえるのか、もう一度お願いします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 公用車と、それからいろいろステッカーを貼るということになりますけど、いろいろなもちろんステッカーというの、かなりの値段がします。そういう経費的なこともありますし、車に対してもありますから、十分なそういう貼るものことについては、そういうちょっとした問題もあるように聞いておりますが、要は、公用車全部に貼った方がいいのか、あるいは教育委員会に所属するのがいいのか、そのあたりは、やっぱり十分詰めたと思います。ただ、青色回転灯については、今後も継続していこうと、していただきますので、そのあたりは検討という言葉を使いますが、十分話し合いながらやっていきます。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 検討していただきたいと思います。

実は、新聞に日南なんですけど、タクシーの車体にお助けシールが貼ってあると、ですごく目について、啓発につながっているということが書いてあります。だから、町として、タクシー会社、運送会社、郵便局、いろいろ民間の企業もあると思うんですけども、そこら辺への強い呼びかけをしていただきたいなと思うんですけど、町長どんなでしょうか、お願いします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、町の公用車、できればすべてにとということでしょうし、また、タクシー、郵便局、会社等の車にもステッカー等を貼るということかと思うんですが、事、この子供の安全については、これは何て言うんですか、いろいろな運動の啓発というのとは、ちょっと意味合いが違うんですね。

それで、やっぱり今回の「見守り隊」が発足しまして、子供たちの家庭にもいろいろな形であやしい電話っていうのが、やっぱりずっと入るんですが、「見守り隊」の隊員の名を騙って子供

の家に電話するという例もあります。

これは子供の安全を守るという意味からいけば、やっぱりそのために活動している人、そして、そのために活動する車、特定の車がいるということの方が教育委員会としては効果が上がるんじゃないかと、不特定多数の車に、どれでもかんでもステッカーを貼っていると、極端な言い方をすると、そういう悪いことをする人でさえステッカーを貼る可能性がある、そういう形にはしたくないということで考えております。

やっぱり車の台数的な部分では、今後検討していかないといけませんし、また県等の方にも要望しながら、車の台数はふやしていきたいということでは考えておりますが、そのために、子供たちの安全を守るために、実際に活動している車が動いているという方が効果が上がるということで考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） わかりました。

次に、窓口業務改善についてであります。町長の改革に取り組む姿勢をアピールするためにも、私は、この2つのことはやっていく必要があると思うんですけども、なかなかいい返事がもらえない、検討というような返事しかもらえないんですが、近辺の市町村は、もうわざわざ会計のところまで行って買わなくて、その場でやっているんですよ。で、なぜ三股はできないのか、町長お願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中でも申し上げましたが、本町も以前に試行的にやったこともございます。ところが、利用者が少ないということから、そしてまた、PR不足もあったかと思いますが（発言する者あり）証紙のことですか、窓口じゃないですか。（「証紙です」と呼ぶ者あり）証紙のことにつきましては、いろいろ先ほども申し上げましたように、いろいろと条件整備等もしないといかんわけですよ。

それで、長年この証紙の制度でやっているわけですけど、改善するところは改善して行って、今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 改善していくことは改善していくと言われましたけれども、改革——町も改革したんだよということを町民にアピールするためにも、私は大事なことだなあとしますので、改革、改革って、どこをどのようにして改革ができるのか、もう一度お願いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ちょっと私の方から、その証紙の問題、ちょっと改革の問題また違いますが、先ほどの証紙の問題は、町長が先ほど答弁されましたように、そういう要請を受けて、中で検討したところでございます。そして、基本的に証紙の条例等も変更しまして、基本的に、その窓口で取るということで改善を図ったところでございます。

したがって、今例えば、一例ですけれども、体育館の貸し出し等がありますよね、施設の、そこでも、そういう形になっているのではないかなというふうに思うんですけれども、例えば、ただなっていないのが、会計課の隣にありますところ、税務課と町民生活課、戸籍ですかね、ここだけは同じフロアの隣にある関係から、第一段階としては、まだしていないところがございますけれども、ほかのところには、原則として、その窓口で取るという形をしたところがございます。

ひょっとしたら全部調べてみますと、どこかがまだやっていないところがあるかもしれませんけれども、基本的に、各課全部取り組むということでしておりますので、ただ、今後の町長が先ほど検討課題だと申されたのは、税務課と戸籍についてどうするかっていうところは、同じフロアでしたので、今やっていませんけれども、今後どうするか、ちょっと検討しなければと、そういう意味でございます。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 町長お願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 行政事務は長年慣行的にやっているもので、いう弊害等で、いろいろ町民の皆さんに迷惑をかけているところもございますが、この辺については、今後大きな、この改善見直しということでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは、町民へのアピールはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） これにつきましては、実施する前に、そういう町民への広報活動、PR等をやらなければならないというふうに考えております。そういうことで、今後実施していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは、実施に向けてよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

.....

○議長（原田 重治君） ここで11時半まで暫時休憩いたしたいと思います。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（原田 重治君） 本会議を再開します。

発言順位3番、山領君。

〔18番 山領 征男君 登壇〕

○議員（18番 山領 征男君） 私が通告いたしましたのは、お手元にございますように、町づくりについて4点、そして、町長の政治姿勢について2点でございます。

まず、町づくりについてでございますが、昨年10月に行われました国勢調査の結果の報告によりますと、本町の人口が2万4,544人になったと報じられております。人口にしまして488人の増だということでございます。これは伸び率に換算しますと2.07%でございます。宮崎県下第1位でございます。そして、三股町、佐土原町、宮崎市、都城市と続くわけですが、5番目はどこかと言いますと、もう5番目はないわけで、他の町村は、すべて人口が減少している、これが現状でございます。そして、その人口の中で15歳以下が占める人口の割合、年少人口率と申しますけれども、これも三股町は17.3%で宮崎県下第1位でございます。

このように数字の上から見ますと、三股町は実に若い、実に人口の伸びるすばらしい町であると言えるかと思うのですが、最近、私の周辺の人たちが三股もこのままじゃやっちならんごとになって、いずれ都城と合併やろうなということを言います。私は非常におもしろくございませぬので、今申し上げました国調の成果を引用して反論をしておるわけですが、反論が終わった後に、なぜか心の中に寒いものを感じるのを禁じえませぬ。

本町の人口動態を見ますと、人口がふえ出したなあと思われるのは、統計的に見ますと昭和45年ごろからでございます。その昭和45年というのを基準にして物事を考えてみますと、ふえたのは植木地区、稗田地区であります。減ったのは梶山地区、長田地区であります。梶山の場合は、数にすればそうないんですが、長田においては、もう半分近くまで減ったと言えるかと思えます。そして、ふえた方の最たるものは何かと言いますと、植木地区でございまして、当時からすると、今人口が、当時の9倍になっておるわけでありまして。稗田地区が約3倍だと思えます。そうしたことで、この人口がふえたのは、この9地区、8地区の2つの地区に一極集中型でふえたわけでございます。そうしたことで、同じ町に過密もできれば過疎もできるという複雑な現象でございます。

このことが本町の行財政に与える影響というのは、すごいものがございます。昭和60年代に

入りまして、三股小学校が、もう飽和状態にあるということで、分離校舎をつくらにゃいかんということで尊い財源の中から9億円近くかかったろうと思いますが、西小学校を開校いたしました。これが平成元年でございました。そして、校舎をつくってほったしたのも束の間、すぐに教室が足りなくて増築でございます。さらにまた足りなくて増築、そして、現在も足りないものですから、今は30人学級のせいもあるんですけども、2つのプレハブ校舎を用いて授業をしているというのが現状であります。

そのように過密の地でもお金が要る、今度は、過疎の方でも、複式学級に町単独で先生を雇ってお願いしております。過疎の地域でも財源を必要としているのが現状でございます。

そこで、町長に質問を申し上げますが、この西校の生徒増による増改築の財源を守るために、それから、逃れるために、今こそ西校の校区の見直しをすべきだ、これが一番手っ取り早くて特効薬だと考えるのですが、町長はいかがお考えかお尋ね申します。

1番と2番とちょっと入れかわったと思いますが、答弁はどちらからでも結構であります。

それから、地域間の格差をなくすということですが、やはり今申し上げましたように、バランスが悪いと、非常に財政的にも効率が悪い、そしてまた、町民としても等しく益を受ける権利があるわけですから、やはりバランスのとれた町政づくりをする必要があろうと思います。

そこで、町長に質問いたしますが、町長、今過疎と言われる地域に町営住宅を建設するつもりはないのか、さらにはまた、公共施設として文化施設を、この地域にもつくる考えはないのかお尋ねを申し上げます。

今西校の近くに中原住宅というものがあります。ここにことし54戸の住宅が完成を見ようとしております。さらにはまた、この事業は18、19と続きますので、あわせて117戸の住宅が建設されます。そしてまた、この住宅の中には、2DK、3LDKがありますので、この西小等がふえるのは、もう間違いのないことなんです。一方ではこうした過密であって、一方では宮村小学校、梶山、長田、本当に厳しい状態でございます。そうしたことを解消するために、町単独で、やっぱり光を当ててやる必要があろうかと思えます。

この西小の近くの中原住宅なんですけど、私は建てかえですから、そこにつくらにゃいかん、そこに住んでいる人もそこから出たくない人もいるだろうと思うんですけども、町長は三股町という船の船頭なんです。やっぱり、こう周囲を見回して、課長、そこには2棟つくればよかつじゃねけど、あと2棟は梶山と宮村につくろうじゃないか、検討してくれと、そういうぐらいの、やっぱり手腕が必要だろうと思うんです。そうなれば、課長も一生懸命頑張ると思うんです。

最初、だれもやっていないことは非常に厳しいわけですが、だれかが、やっぱりそういうことをやらないと、やっぱりだめだと思います。江田さんが地上に道はない、人が歩けば道となると言われたそうですが、やっぱりその精神で物事をやっていかなければいけないと思うんです。ま

ねごとをやるのは簡単です。やっぱりそれじゃ三股町らしくないじゃないですか。山田町にパークゴルフ場ができた、三股もおくれるといかんと、2コースつくってパークゴルフ場です、指定管理者でいきます、これじゃ情けないんです。だから、都城市は、もう間もなく合併だと言われても仕方がないなあと僕は思うんです。

三股は、私は思うんですが、都城市の外野じゃない、サブグラウンドなんです。誇りを持ってやっぱりやらんにゃいかん、施設づくりも、三股もいいものがあります。中米の遊具施設、町営の図書館、これは町内外からやっぱり三股はよかつがあいなということを言われます。そうして、誇りを持って勇敢にやっぱり施設づくり、均衡のとれた町づくりに励む必要があるかと思えます。

その次——次といいますか、その前にもう1つ、町長がお分かりでないからしりませんから、申し述べておきますが、今から5年後、平成22年になりますと宮村小学校、梶山小学校、長田小、で、勝岡小、三股小も、この5校全部あわせても、まだ西校の生徒の方が多い、こういう現象になるわけです。そして、梶山も長田も3学級、宮村が4学級、こうなるんですよ。テレビを見ていると、放っておくと大変なことになりますよと言いますが、そうなるんです。今からしっかり考えていかなければならない、町長思います。御答弁をお願いします。

それから、過疎対策についてでございますが、過疎に苦しむ梶山、長田、もう宮村もその部類です。もう宮村の平成16年度の卒業生は21名でしたが、新しく入ってきた平成17年度の新生はたった7名でございました。本当に過疎は確実に進んでいるということで、やっぱり地区の役員の方が、やっぱりお前達が言うごっやったなど、これはいかんなどということ、今必死に努力をしております。その過程で、梶山の小学校のPTAの皆さん、子供会の皆さん、公民館の皆さんが必死に取り組まれている様子を聞きまして、私は頭の下がる思いがしまして、梶山に宮村も続こうということ、頑張っております。そして、座談会を開き、アンケートをとったりして、今過疎対策協議会を立ち上げておるんですが、町長、町長のもとに陳情書がまいておると思うんですが、この対応をどうされるつもりか、御所見をお願い申し上げます。

それから、特産品づくりについてでございますが、もうこの問題については、同僚議員が私より前に、もう何回となく質問されております。それだけ、これが重要なことだと思っております。やはり特産品というのがあって収入を町民の皆さんが得る、これは大事なことです。ひところ、ウメジャムとか、タラの芽とかいうのがありましたけれども、そういうのは、珍しさはあっても特産品とはなり得ない、特産品というのは、この風土に合った作物で、だれもがつくれて量産がきくもの、これに加工という手を加えて付加価値を高めて販売する、これが特産品だと思うんです。

そのまた、集荷、加工、販売の過程で雇用も生み出す、これがやっぱり特産品のいいところで



ございます。町長前から検討すると言われておりますが、どこまで検討されたのか、そのプロジェクトチームでもつくってやっぱり何年かかけてやるという気構えが必要だと思います。あといい事例がありますが、後で自席から報告させていただきます。

1番の町づくりについて4点でした。2番目の町長の政治姿勢についてでございますが、この問題につきましては、あとでじっくりと自席から町長と御議論したいと思いますが、町長、2月の20何日かに、22、3日だったと思うんですが、宮崎日日が町立病院について書いておりましたですね、赤字（「24日」と呼ぶ者あり）24日だそうです、ありがとうございます。町立病院を赤字の解消のはずだったのに1億5,000万円の人件費の増ということを掲げまして、非常に反響がございまして、私どももよく電話やら来ました。まず、その件について、町長あれを読まれてどう感想をお持ちになったか、まずそれをお聞かせ願いたいと思います。それを聞いた上で、自席からまた質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、登壇しての御質問を終わらせていただきまして、あとは自席からさせていただきます。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、町づくりについて、①の地域間の格差の是正についてということでございます。

本町は、非常に公営住宅が多いわけでございますが、現在833戸を、管理をいたしております。住宅の分布を見ますと、第1地区、第7地区、第8地区と、町中央から西部に集中をいたしているのが実情でございます。

また、建設時期につきましても、昭和50年以前に建てられたもので、耐用年数が既に経過している住宅は、7割以上でございます。そのすべてが簡易耐火平屋住宅となっております、このような状況の中、今回、中原第3団地を建てかえ整備事業として取り組んできたところでございます。

この事業は、建てかえ整備事業であるため、その場所に住宅を建設し、現入居者が完成後において再入居するということが基本であるわけでございます。

今後の整備計画につきましては、さきに作成いたしました住宅マスタープラン、これは平成12年3月に策定いたしておりますが、その後また、公営住宅ストック総合計画を平成16年3月に策定をいたしております。

この計画において中心市街地の都市型住宅ストック建設促進、農村部における田園型住宅、住環境の整備を施策基本としているところでございます。

これらの基本に沿って整備をしていくことによりまして、中央市街地と農村部において大きな

格差が生じないよう、住宅施策を講ずる必要があるかというふうに感じているところでございます。

そのように事業推進を図ってまいりたいと考えてございますが、以前、本町におきましては、過疎地域である長田、そしてまた宮村地区に木造の住宅を建築した経緯がございます。

そういうこともございますし、今後この公営住宅の建設につきましては、必要に応じながら町全体を見渡しながらかつて整備を考慮し、詰めていきたいというふうな考えているところでございます。

それから、2番目の学校区の再編成ですが、これにつきましては、所管の教育長の方でいろいろ検討が現在、検討いたしておりますので、教育長の方から答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それから、③の過疎対策についてでございます。先ほども国勢調査の結果につきまして報告があったわけでございますが、国勢調査の結果、本町の人口の伸び率が第1位にランクされております。

ところが、本町の人口の分布から申し上げますと、西高東低の構図でございます。かつまた、過疎過密が同居しているという特異な町でもあるわけでございます。

そういうことから、本町の人口減少地域といたしましては、第5地区、第4地区、そして第3地区ということでございまして、この10年間を比較してみますと、第5地区がマイナスの15.5%、第4地区がマイナスの2.8%、第3地区がマイナスの1.8%ということで、それぞれこの3つの、3地区におきまして減少の傾向にあるわけでございます。

このうち、第5地区、第4地区におきましては、人口減少、あるいは児童数等の減少防止策といたしまして、平成9年度に三股町過疎地域定住促進奨励金制度を創設いたしまして、取り組んできたところでございます。

その実績を申し上げますと、新築が44件、世帯員数が171名、それから転入、転居が15件、世帯員数が67名という実績でございます。

そこで、第3地区の児童数の推移を見ますと、今後、梶山地区及び長田地区に比べて数の減少が大きいことから、第3地区におきましても、平成18年度から過疎地域定住促進奨励金制度を導入してまいりたいというふうな考えております。

今後、宅地造成整備等につきましても、いろいろと地区の皆さん方の協力をいただきながら、また条件整備等をしながら、今後取り組んでまいりたいというふうな考えているところでございます。

それから、特産品づくりでございますが、これにつきましては、以前から議会でもいろいろ問題提起がなされているところでございまして、繰り返しになるかと思っておりますが、平成11年度に、

普及センター、農林振興局、農協及び町の関係課からなる三股町特産品づくり協議会を設置いたしまして、対象品目、それから手法等について検討を行なってまいったところでございます。

これまでアスパラガス、それから完熟キンカン、ギンナン、タラの芽、コンニャク芋について、展示圃を設置いたしまして、定植支援等を行ないながら試作し、検討してまいりましたが、施設設置に係る賃金の問題、技術の困難さ、能力の問題等もございまして、いまだ普及拡大にいたっていない状況でございます。

今後この、以前からの課題でございますので、何とか三股町の特産品を選定をいたしまして、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、政治姿勢について、行政は町民本位であるはずだ。2月24日の新聞報道、これについてどのように考えているかということでございますので、これについて申し上げてみたいと存じます。

御承知のとおり、行財政改革を行なっている最中に、先般2月24日、宮日新聞は職員24名、継続雇用という大きな見出しで報道がなされたことから、町民に誤解を与えるような結果にもつながったのではないかとこのように感じております。

と申しますのも、地方公務員は地方公務員法によりまして、その身分が保障されているわけでございますから、決して継続して雇用されるわけではなく、その職種を変更するにとどまるものでございます。

また、今回の指定管理者による相手方の選定にあたっては、病院に勤務する職員の取り扱いについて最も心をくだき、取り組んできたところでございます。

さらに、退職する職員については、地公法上、最も優位な条項を適用して取り計らったところでございます。

しかしながら、進路の選択につきましては、個人の意思を最大限に尊重するという方針をとったものでございまして、今回のこのような結果になったところでございます。

それから、一番最後の既成概念、②の既成概念にとらわれない取り組みについてはいいでしょうか。これについては、一応答弁をする予定でございましたが、これについては割愛させていただきたいと思っております。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 学校区の再編成についてということで御質問がありましたので、私の方でお答えしたいと思います。

学校区、すなわち通学区域については全国的に弾力化や学校選択性の動きがあるところであり、このことは2003年4月に学校教育施行規則が改正になりまして、それから各市町村教育委員

会にもそんなふうに取り扱ってもいいですよという決まりがある。その中でのことでこういう取り組みがなされているところでもあります。

本町は全体といたしましては、先ほどありますように、人口が増加しておりますが、地域の格差が出ていることは御質問の中にあつたとおりであります。

特に、西部地域の三股西小学校では、1、2年生の30人学級編成にも合わせまして、教室の不足が生じております。

一方、東部の長田小学校と梶山小学校では児童数の減少によりまして複式学級が出ている、問題を抱えているところでもあります。

教育委員会といたしましては、学校規模の適正化とともに通学区域の適正化を検討する機関として、昨年委員10人で構成する通学区域審議会を設置し、審議を重ねているところでもあります。

これまでの審議では、複式学級解消に向けた小規模特認校制度が中心でありまして、この4月、18年4月1日より制度として導入してまいります。

今後、審議会では三股西小学校の教室不足解消に向けた審議をしていくこととなりますが、このたびの市町村合併の大きな流れの中で、本町は自主自立で行政を進めていくということになっておりますので、今後、財政的な面で相当、困難な状況が発生してくるとは予想されます。

校舎の増築等行政面にゆとりがない状況になってくることは、もうおわかりのことだとは思いますが。

審議の方向性といたしましては、三股西小学校と三股小学校のどちらか一方を選択して通学する調整区域の設定、あるいはまた通学区域の見直しになろうかと思っておりますが、いずれにしても児童、保護者、地域を巻き込む大変難しい問題でありますから、この先ほどから稗田地区、植木地区の児童数の増加は指摘されているところでもありますから、これについては最初にこうだという結論ではなくて、慎重に審議をしながら、平成18年度前向きに検討していきたい、検討という言葉は余りふさわしくはありませんが、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 今、教育長の方に、先、お尋ねしますけれども、調整区域を設けてどちらかに行つていいと。それもひとつの案だろうと、もう校区も今どこでもいいわけですね。もう校区がなくなったわけですから。その10人で審議会をつくっておられるということですが、やはりちょっと早目にやらんともう間に合わんと、私は思っております。今のプレハブのあと1年ですか、契約が、もう切れるわけですから、なるべくもう次には借りんでよかように、早く校区の見直しをして、あのプレハブはありがたいと返すべきだと。もう2校舎つくる、2教室つくるのにも相当のお金がかかるわけですね。この教育長はちょっと外においやつたけ

ど、西校と三股小はもともとは同じだったんだから、梶山と長田を分離するというような難しさはないと思うんです。もとに戻るわけだからですね。私はそう難しい問題はないと思います。やる気だと思うんです。

大体、それをいつごろまでに検討されて実施しようと考えてらっしゃるんですか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 御指摘どおり、プレハブ校舎は18年度、19年度まで一応契約しております。2年間はありますね。

それで、18年度中に、今御指摘のとおり審議をします。審議をしながら調整区域も持ちながら校区割もするという2つのことは考えておるんですよ。最初からこの地域はこうでこういう考え方じゃなくして、やっぱり三股西小に通う区域、いわゆる下新地区やらあるわけですね。そのあたりも調整区域のことも頭に入れてやっていきたい。そういうことで、18年度中は真剣審議しながら次の年度にはそういうことが立ち上がるように努力します。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） わかりました。19年度までなんですね、それではまあ18年度までに結論を出して、19年度末にはそれが移行できると、それがやっぱり賢明かなと思います。

それから、これは通告外ですが、ひとつお答えしてほしいんですが、小規模特認校ができました。行政としてはできました。それから先ですよ、行政は。あそこにスクールバスを出すとか、そこ辺たいまでは検討がなされてないのか。特認校をつけたのにいきたい人はじゃ、行く人が少ないんじゃないかなという印象を与えるんですが、そのスクールバスまで話は進まんもんですか、お答えをお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 先の議会で総務課長の方から話もあったんですが、要は、長田小に特認校制度を設けて、こちら西小校区から通うというひとつの大きなネックは、やっぱり父母が、登下校に付き添って連れて行くということが一番ネックだと思うんですね。

そのことで、当初、町当局とも話しながら、ことしの10月ごろという話もありましたが、要するに巡回バスをやるという話が持ち上がっておりますので、そのあたりができ次第、そういう通学、下校ですね、そういうことにかかわってそれで町内を回っていくというようなことも頭に入れておるところでございます。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） わかりました。ぜひ検討して、やっぱりやさしい町ということ

でそこまで検討していただければいいんじゃないかなと思います。

次にいきますが、町長はさっき大きな格差をなくすために事業推進を図っていきたい、必要に応じてと言われました。もう町長、必要に応じているわけですよ、宮村は。もう必要に応じてるのはどこでも、その時期がちょっとすれようとしているんです。もう早うやらないかんとです。町営住宅。

これは、何も補助金の町営住宅のことを言ってるんじゃないんです。町単独でも、今の町営住宅はすごく難しい、3LDKなんかになると子供の男女のことまで、うたって入居をすると。これじゃあ入る人がいない。やっぱりこう町営住宅をつくればもう家賃も自分で決めがなる。やっぱりいいものをつくれば入る人はいると思うんですよ。私は何も宮村も梶山もその町の中のように賑やかしてくれとは言っていない。

ただ、過疎と私が言ってるのは、自分で判断しているのが、複式学級がある学校になるか、あるいはその恐れがあるところを私は過疎と言う。過密というのは、校舎をつくってもまだ足りなくなるのを過密と、わたしは自分でそう判断しているんです。

やっぱりこれは行政の怠慢でできたことなんですから、やっぱり行政が手をほどこして住宅をつくるなりしてやらないかんと。

それともう一つ、住宅ばかりじゃなくて、地域を魅力あるものにするためには文化施設もつからないかん。もうほかのところはそうやっているんです。私は文化会館ができる2年ぐらい前、中国地方、広島、岡山、島根、鳥取あっちへ行っただけですが、文化会館を見せてくださいと言ったらバスで連れていかれました。役場からずっとはずれた片田舎でした。降ろされたら田んぼの真ん中ですね。そこに木が植わって広い駐車場があって文化ホールができています。名前がついておまして、田園というんです。どっかバツハというのもあったと記憶しておりますが、やっぱりあちは頭が柔らかいんですね、三股町立文化会館というのは言わんです。今晚6時からバツハホールにおきましてと放送するんだらうと、そのあとの既成概念によらないというものもそこ辺たいですよ、もうちょっと頭を柔らかくせん、やっぱり行政改革はできんです。

さっきスクールバスのときも言いましたけれども、もう町村によっては園児を送った園児バスが帰ってくればそれを使って町内を回らせて、年寄りやら町立病院、役場、デイサービスに連れて来るとい、そういう方式をとっているんですよ。

あるいはこの前、テレビでちょっと見ましたが、自家用車を今度は足がわりに使うということで、例えば、上米に3人ばかり優秀なドライバーを設置して1人暮らしのおじさんに、おばちゃんにチケットをやってやる、同じ法治国家の中ですからあっちができてここができんということはないです。

三股にいうと、んなあさ一陸運局がなら交通事故がと、も、そっちが先に出てきて、ちょっと

頭はいいんでしょうがちょっと頭が固すぎる。

どうですか、町長。もう必要に応じてどころじゃない、必要に来ているんですが。そういうのをつくる、そして文化施設もつくれば、やっぱりそういうのがあれば魅力的な土地だということで、みんなが定住するんです。来んなちいうてんくるわけです。やっぱりあそこに住めばよかかと。

これは、宮村におると複式になってもどっかほかに行たほうがましやというふうになるんです。宮村に行けば住宅もあい、文化ホールもあつどわら、文化ホールでなくてもいいんです、コンサートホールでもいい。そういうものを梶山にもつくる、梶山も奥の方はいかんですけど、あの三股橋から行った左側の辺はよかところですがね。梶山山田と私だ言っているんです。

そのところを、財源をつぎ込んでもその過疎から守らないかん、私だここを賑やかしてくれとは言わない、複式になろうとやっぱりもう住んでいる人も萎縮してしまいます。どうですか、そこ辺たい。必要に応じてじゃない、必要なときが来ているんですが。もう一遍、お答えをお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われることは十分わかるわけでございますが、御承知のとおり、大型事業、住宅の建てかえ事業、また中学校の問題、長田の簡易水道と、大きな財源を要する事業が輻湊いたしております。

言われることは十分わかりますが、一応そのことは十分頭に入れながら、今後均衡ある行政、町政を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） また次のときも質問をさせていただきたいと。今、運動公園はどここのけんこうあります。周辺を見て、もう立派な施設じゃないですよ、簡平さつき簡易、簡平のもう人が住めないような住宅があるばかりですね。新しいのは、梶山と宮村の農集排の処理場ばかりです。何も新しいもんなない。これじゃあやっぱりいかんです。

ひとつ御検討をして、やるようになりましてという返事をいただくように頑張ってください。

次に、これが一番大事だったんです。過疎対策で宮村です。これは、さっきおうせられましたので、過疎定住も宮村もかせてくれるということでございました。

それから、宅地造成については、地元の熱意がやっぱり大事だろうと、一生懸命子供会が応募をしている。宮村にできれば何人おるかということで、アンケートをもとに今度は個人に当たっておりますので、必ずいい結果が出ると思います。

そん、あんまいどっさいでつとこれいかんがなと思っているところですが、町長、その結果も

またいずれ持ってきますので、ひとつ御検討をよろしく申し上げます。

時間がありません。もうちょっとで終わります。

特産品づくり、私は、この前、香川県の豊中町というところに行きました。ブロッコリーをやっている、アメリカがやるのをあそこ行って、もう値を決めてもうやっている。余りどっさいもうけんでんよかどんこは確実に売ってくれちゃうことで、相当な収益、きれいで今でも食べたいような葉っぱをつけて、ダンボールに入れて冷凍して送るんですが、そこの特産品です。農協とタイアップして苗も育てて苗を植えてやる。と農家はもう畑から直接加工場に持ってくるわけです。もうきれいなブロッコリーを、羨ましかったですね。これはおいげい辺たいでつくればどっひこでん畑もあいが、どっひこでんできるなという、みんなで言ったところですよ。ひとつそういうのをやっぱり検討してほしい。

岐阜県に行ったときは赤カブがありました。もううちですれば飼料に、えさにやい、しょうごいんのようなっです。赤い。もうどんどんそれをスライスして、甘酢みたいなのが漬けて、パックの透明なやつに入れて売ってやるわけですね。それは加工後、私はそれ加工は簡単だったと思って、やっぱり難しかったと、3年かかったちゅうちゃったですけども、赤いカブも表皮が中に白く、白いところににじんできると、これを突きとめるまで3年かかりましたと言われました。

やっぱりそんな努力をして、赤と白がくっきりしておるわけですよ。それをつくっては漬けて、漬けて込んでつくると、やっぱりそういうほかの人にしてもやっぱりプロジェクトチームをつくって、朝から晩までそれを研究する、畑を借りてつくっては漬けて込んでみる、漬けて込んでつくってみると、やっぱりそういう努力をせんと、そら審議会に任せて普及所じゃこれはできんですね。はっきり言って。

今度、病院かいも優秀な人が見えるわけだから、人員は余るぐらいおるわけですから、町長、そこ辺たいをどげんですか、特産物を今度はプロジェクトチームをつくって立ち上げますよという元気はないですか。お尋ね申し上げます。時間がないので、簡単に。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁を申し上げましたが、平成11年度にこの特産品づくり、協議会というものを設置いたしまして、いろいろ協議をしておりますが、なかなか1点に絞って、この結論がでないのが実情でございます。

本町におきましても、それぞれの集落におきましても特産品がございます。新しいものでいくのか、現在ある特産品でいくのか、その辺もあるわけでございます。なかなか難しい状況にあるわけでございますが、なるべく早くこの特産品の選定について考えていきたいというふうに考えています。

以上です。



○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） もう職員も来るわけですから、若い人で、退職前の人にはもう責任がねごつないから、若い人を張りつけてやらせてみてください。そして、三股にはこれがあるんだよと、全国に発送できるような品物をつくろうじゃありませんか。

これは、前原さんが民主党、後でじっくりやりました、時間がなくなった、あれと同じですね。町長の政治姿勢ですが、町長、やっぱり町民は、あ～役場職員、議員もやが、おっどま見ちゃれんちな、職員ばかりむじっじゃろうなという見方をされている人がおります。現状を知らんわけですね、庄内町病院もどうだった、保育所の園ともこうだった、知らんわけです。やっぱり市も引き取ったわけでしょう。庄内、庄内町立病院も。

そこ辺たいがわからんもんですから、ただもう職員だけむぞがっているように、やっぱり12番議員も言いましたけれども、説明責任をぴしゃっと果たすべきです。赤字は、それは人件費はなるほどこれだけいきます。しかし、病院の赤字もこれがマイナスになるんですよと、私に本当聞かれても、最終的に答えがならんがったというのは、果たして交付税対応額でこの指定管理者保護は十分なのか、年度末にまた話し合っつてと言われたから、あんまり額のことを言わならんがったんですけれども、おおよそこのくらいは別な方は減じるんですよという責任を、その説明責任を果たしていただきたいなと思います。その方がこっちに来る人もいいわけですね。何か私どもが悪いことしたごっ言うわけですね。来る人もちょっと余分な人ばかりおる、それじゃないんだよと、働く人はこうなんだということをやんと言っつてほしいと思います。

それから、やっぱりその数のことやらあるんですけれども、時間がございませんで、あとはここにきたつては、その人たちをいかに有効に、まだあつち看護婦さんですからパソコンも知っつてない、教育も受けさせて楽しんで働くような環境づくりをするのが町長の責任だと思っつますんで、頑張っつていただきたいと思っつます。

時間がなくなりましたので、もうこれでやめて、あとは次回にしたいと思っつます。どうも失礼しました。

-----  
○議長（原田 重治君） ここで、13時30分まで、1時半まで暫時休憩といたします。

午後0時13分休憩

-----  
午後1時29分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほどの18番議員の一般質問に対しまつて、町長から補足説明があるようですので、ここでお願いします。町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、午前中の山領議員の質問に対しまして、町立病院の関連事項でございますが、補足的に説明をさせていただきたいと思えます。

御承知のとおり、2月の24日、宮日新聞に本町のこの病院問題が大きくこう報道されたわけでございます。職員24人、継続雇用ということで大きく報道されました。他町のこのこういう例を申し上げたいと存じます。

本町の場合は、職員30名のうち退職6名、そして町の事務職の方に24名ということでございます。

それから、平成3年、庄内病院の場合ですが、看護師、職員等24名のうちで2名が退職、22名が市の方に、事務職の方に来ております。22名ですね。それから、平成16年えびの市の保育所の民間委託の場合、保育士30名のうち1名が退職、29名がえびの市の一般職の方に行っております。

それから、平成17年、これは計画でございますが、宮崎県の現業業務の民営化の場合ですね、約400名のうち約300人を事務職の方に、任命がえするというところでございます。

それから、今年度の南郷町のことでございますが、保育所の民営化への移行、これは保育士21名、21名を町の事務職に配置がえするというようなことでございまして、それぞれ多くのこの職員を役場、また市役所の方に一般職として移行している状況でございます。

以上、報告を申し上げておきます。

○議長（原田 重治君） 発言順位4番、的場君。

〔16番 的場 茂君 登壇〕

○議員（16番 的場 茂君） 私は、先般当局に通告しておきました福祉対策についてと一般質問後の対応について、以上2点について質問と御意見を申し上げます。

町長は、3月6日の施政方針の中で、「温かみのある福祉と健康のまちづくり」について介護保険制度の充実、保健予防活動や生きがい対策も含めた保健福祉サービスを積極的に推進すると言われました。

確かに、本町は福祉の取り組みについては関係課を中心に職員一同の努力により他の自治体からも評価されていると聞いております。

特に、介護保険の取り組みは平成2年4月、ゴールドプランの策定、平成7年4月に新ゴールドプランの推進、平成9年12月に介護保険法及び介護保険施行法が交付され、平成12年4月に介護保険法の施行の運びとなったことは、皆様方も御承知のとおりであります。

以上のような経過を経て、施行の運びになるまでの関係職員の並々ならぬ努力があり、体調を壊した職員も出たと聞きます。この努力を無にすることのないように、ぜひ取り組み体制を強化して、他市町村に誇れる福祉のまちを築いてもらいたいものであります。

特に、今回の介護保険法の改定の概要や方向性を見ると、地域支援事業の創設、地域包括支援事業の創設や新予防給付の創設、施設給付の見直しや介護保険の見直し等、地方自治体に課せられた業務は施行当時以上の取り組みが重要視されていると思いますが、三股町だからこのことができるのだという具体的な体制づくりを示していただきたい。

施政方針の申された「温かみのある福祉と健康のまちづくり」とは、自立である町として血の通った、隅々まで行き届いた、かゆいところに手の届く行政でなくてはなりません。そのためにも、十分な体制確保が必要だと思います。改めて、町長のお考えをお聞きいたします。

次に、2点目の一般質問後の対応について、質問と御意見を申し上げます。

実は、この質問をいたしますのは、昨年在全国町村議会の広報研修会や県の町村議会の研修会の講義の中で、議会広報には議会内容や報告のみを記載するものではなく、質疑、応答、報告後の追跡調査の報告も必要であると指導を受けたからであります。

確かに、議員は町民の代弁者であり、公的場で発言した以上、報告する義務があります。また、町民はそれを知る権利がありますと同時に、その後の執行権のある町当局の対応を期待している以上、追跡調査が必要であると自分なりに責任を感じ、質問いたすところでもあります。

私は、今日まで過去4人の歴代町長に議事録を調査してみますと112問一般質問をしております。この議事録により、この質問を振り返ってみまして、この一般質問と町民の声がすべて実現するとは思っておりません。なぜかなれば、町の現状、特に財政面による執行状況や社会情勢変動による執行変更もあると思います。

いずれにせよ、町民は現在までの対応を期待し、そのことを知る権利があるわけでございます。今回は、桑畑町政執行機関の5項目について取り組みと現況をお聞きいたします。

質問の要旨で通告しておりますので、質問した年月日と以前の質問内容は省略いたします。

まず、駅周辺整備についてであります。現在、駅周辺はトイレ建設整備により、利用者はもとより多くの町民の皆様や町外の皆さんに喜んでいただいております。この実現により周辺の環境もよくなり、周辺の人やボランティアの方々も助かっております。子供たちのマナーもよくなり、自転車のいたずらや盗難もなくなりました。本当にありがたいことです。

そこでお聞きします。このときの答弁の中で、町長が申されました駅舎改築と駅前のイルミネーションについてその後の対応はどうなっているのかお聞きいたします。

2番目に、地域の自然を生かしたまちづくりについてであります。質問の地域の整備については、その後雑草の伐採など定期的に行なわれているようですが、花いっぱい運動の環境整備はそのときの町長の答弁では、問題点はあるが現地調査をすることが必要と答弁されました。その後の結果をお聞かせください。

次に、公共施設に手すりを取りつけることについて質問をいたしますが、このことも現在の社

会においてはホテル等についても義務づけられているような状況で、健常者やそして障害者の差別なくあらゆる行動に参加させなくてはなりません。そういう意味で質問をしておりますので、取り組みの状況、現状をお聞きいたします。

最後に、総合福祉センター「元気の杜」についてであります。このことは現在、取り組んでいる職員の方を含めて、利用者も大変多く結構なことだと思います。しかし、そのときに質問いたしました町民の半数は希望していた温泉が中止になり、多目的により福祉センターで一部の人が利用しているわけですが、これを全体に利用するような検討とかそれと「足湯」の問題も質問をしておりますが、その後の取り組みと現況についてお聞かせを願いたいと思います。

以上で壇上での質問は終わり、あとは自席にて質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1番目の福祉対策について、単独の道を選択した町として、新年度福祉対策強化に向けて取り組む考えはないのかということでございます。

平成18年度は高齢者福祉の総合窓口といたしまして、地域包括支援センターを設置いたしまして、高齢者の健康づくりや介護予防に重視を置いた包括的な取り組みを計画しているところでございます。

したがって、今回の介護保険制度の一部改正による地域包括支援センターの設置目的は、まさに高齢者に対して総合的ケアを実施することございまして、地域包括ケアをワンステップで担う拠点として創設するものでございます。

今後、このような事業を展開することとなりますが、この事業効果を上げるにはそれぞれの分野における総合の連携を高めなければならないものと思っております。

また一方では、職員の充実も必要不可欠であろうと存じます。今回、町立病院からの看護師を配置する計画でありまして、医療の分野での知識をこれからは介護予防、地域支援事業に生かすということは、福祉対策の強化につながるものと期待をいたしているところでございます。

それから、2の一般質問後の対応についてでございます。まず①の平成14年4月、14年12月議会、駅周辺整備についてということでございます。三股駅周辺の活性化につきましては、これまで駅周辺等整備基本計画の策定を初め、活性化ビジョン実現化事業、中心市街地基本計画など活性化の方策について各種委員会等でいくどとなく協議されてきたところでございますが、計画が大規模であり、財政的な問題、及び駅前が袋小路となることから、周辺の活性化の方策はなかなか見出せない状況でございます。

平成15年度駅舎とトイレの整備について、JRと協議してまいりましたが、トイレの整備に

つきましては、急を要したことから、平成16年度に改築したところでございます。

しかしながら、駅舎の整備につきましては、多額の費用がかかるということから、現在その整備にいたっていないのが現状でございます。

また、駅周辺の整備につきましては、現在も庁舎内等で協議、検討をしているところでございます。また、住宅の整備も含めて現在協議しているところでございますが、厳しい財政状況の中でござますので、有効な補助率等を模索しながら、活性化や投資効果など事業評価をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このイルミネーションにつきましては、主管課長の方から答弁をお願いを申し上げたいと存じます。

それから、②の平成15年9月議会、地域を生かしたまちづくりについてでございます。平成15年の9月議会において、今市、新馬場、下の田園地帯の休耕田での花いっぱい運動への取り組みについての提言があったところでございます。

町では早速地元の地域農業集団及び営農集団の代表にこの話を持ちかけたところでございますが、菜の花やレンゲ、コスモス等の景観作物は転作時における助成金が通常より約2万円の減額となり、地権者の理解をうるのは大変困難との回答でございました。

また、この地区の水田転作はタバコの団地化が形成されており、タバコ収穫後は大豆の集団作付となっておりますところでございます。

ただし、切寄集落の県道都城北郷線沿いでは、今年度から中山間直接支払交付金制度を活用いたしまして、全水田にレンゲの種をまき、レンゲの里づくりに取り組んでまいりたいと、この事業が3年間で延長ということでございます。

それから、③の公共施設に手すりを取りつける考えはということで、これにつきましては所管の教育長の方からお願いを申し上げたいと思います。

それから、次の④の移動図書館について、これにつきましても所管の教育長の方からお願いを申し上げます。

それから、⑤の平成17年6月議会、福祉、総合福祉センター「元気の杜」についてでございます。この元気の杜の利用につきましては、子供からお年よりまで利用できる幅広い層にわたる福祉の向上、及び生きがいをづくりを目的とした福祉の拠点施設として去年4月から供用開始となったところでございます。

現在、福祉団体、ボランティア団体、生きがいデイサービス等の多くの方々が利用されている状況でございます。

利用状況は4月から2月まで1万3,298名、1日の平均が60名で大変好評を得ております。

生きがいデイサービスの利用者は4,154名、1日平均約19名の方が利用をされております。

今後、サービス利用の枠を広げ、基本とする生きがいデイ事業を維持しながら、町民に広く利用できるように、その事業を行のうことといたしております。

なお、子育て支援センターにつきましては、利用者がカードをつくって登録している方が230名、このうち都城の方も一部含まれているということでございます。

登録カードをつくっていない人も含めると3,080名の親子が利用ということで、今後は在宅児訪問等の出前サービスを計画し、子育て支援を行なっていきたいというふうに考えております。

18年度は、ことし1年の実績を踏まえ、なお一層の元気の杜の充実、拡大を図っていく計画でございます。

「足湯」の問題がございましたが、これにつきまして主管課長の方から説明をいたさせます。

以上で、回答いたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、公共施設に手すりを取りつける考えとその状況についてということですが、公共施設については、県の人にやさしいまちづくり条例が平成12年4月1日から施行されまして、手すりの取り付けが義務化されたところでありまして、

それ以前の施設については、手すりのついてない施設が多く、体の不自由な高齢者の皆さんから、特に投票場となる施設については、手すりをとりつけてほしい旨の要望が出てきたところがあります。

これを受けまして、教育委員会といたしましても、現在地区分館の手すり取り付け事業を進めておりまして、昨年度より第2地区分館と第3地区分館の手すりを取りつけております。今月中には第8地区分館と第9地区分館を完了する運びとなっております。

残りの地区分館についても今後、順次整備していく考えでおります。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。（発言する者あり）

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 駅前のイルミネーションの点灯についての御質問でございますけど、これにつきましては、駅前開発の誘導策として商工会青年部が中心になりまして、5年間点灯いたしておったわけなんですけれども、まあ、予算面含めて財政的な面等の検討から中止にいたった状況がございます。

その後、商工会青年部の方では、やはり駅周辺という意味合いから文化会館の広場を活用しながらクリスマスイベントを実施しておりまして、そしてまた本年度は町武道館の方で保育園を対

象にしましたクリスマスイベントということで実施しております。

町としては商工観光関係の方の面になるかと思いますが、駅前開発、この方向がまだ現在検討中というようなことで、イルミネーションについての継続ということについては検討はいたしてないところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 壇上で私が抜けたのは事実ですけど、通告しているのは通告しているわけですから答弁しても構わないんですけどね、今からそしたら具体的に進めなおしてまいりたいと思います。

これ大変な問題だと思うんですね。まずその今の教育長ではありませんけど、当局の回答になっているわけですから、その答弁の中をこう見まして、平成14年から移動図書館については、平成14年を中心に検討ということで前回答したと。それで、三股図書館は図書館と移動図書館を持って構成するというので、明確に条例で定めているわけでございます。

そういう状況で今まで取り組んでいるわけですから、その時点で、受け入れ態勢とかいろんな問題がそのときの答弁でもありましたけれども、やはり私が課設置条例のときに心配した生涯学習の問題、それから公民館、分館制度の問題を含めて受け入れ体制が大変だということはわかります。

それと、車の問題とか、いろんなことがあると思いますけれども、やはり図書館については県内でも一番いいという図書館であるわけですから、やはり最初の目標に対してどのようにそのときから取り組んでいるかということを確認しているわけでございますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、移動図書館についてお答えをいたします。

今御指摘のとおり、移動図書館については3カ年、実施計画に組み込みまして、その実現を目指してきたところでありますが、これまでの計画は車、書籍等の購入費で3,000数百万円、従事者も2人程度が必要であることから、現在の厳しい財政状況の中でローリング方式により先送りを余儀なくされているのが実情でございます。

そこで、これまでの計画を見直しまして、どのような形体が本町にとってふさわしいのか、また実現可能なのか、再検討していく必要があろうと思います。

現在、団体貸し出し、すなわち各小学校や幼稚園、保育園等を対象に、1団体当たり200冊を先方から借りにきていただく形で2カ月間、貸し出しを実施しております。現在、小学校からそれぞれ借りにきて貸し出ししておるところでございます。

この団体貸し出し制度を貸し出し冊数をふやすことも含めまして、充実、推進することで行政経費をかけずに移動図書館の意図することがある程度、達成されるのではないかということも考えておるところでございます。

また、現在、先ほども出ましたが、町営の巡回バスの運行計画がなされております。巡回バスが実現し、町内各所から図書館に行くことが可能になれば、移動図書館の必要性は薄れてくるわけでありまして、つまり、移動図書館の限られた冊数によるサービスよりも、町の図書館の10万冊に及ぶ、近い蔵書の中から読みたい本が自由に選べる、最高のサービスが提供できるようになるのではないかというふうに思っているところであります。

いずれにしても、財政状況や巡回バスの実現の可能性も踏まえながら、今後十分に内部で話を詰めながら前向きに検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 私の方からですね、温泉に関する部分において、（発言する者あり）壇上でやったのに対しての、足湯の問題ですか。

これにつきましては、17年の6月議会において生きがいデイの温泉ですよ、について利用拡大を図るということで、17年度は検討をする年という位置づけで回答をされた経緯がございます。

そういうことで、今生きがい活動通所事業についても、町民の方々から利用したいという声が大いいわけでございます。

しかし、この元気の杜の風呂は温泉ではございません。温泉ではないわけですね。65歳以上の高齢者に対して家に閉じこもりがちな方々に対しての生活を確保するという目的からつくられたものでございます。

この温泉風呂につきましては、今まで多くの予算を投じておるわけございまして、一部の利用者だけでいいのかという疑問もございます。そういうことで、福祉課としましては、社協と昨年、17年度協議を重ねてきたところでございます。その結果、今後はこの生きがいデイ利用の拡大を図るということで、その方法としまして今までのような利用申請を待つという考え方じゃなくして、その申請を促すという考え方、そういう手法に切りかえていきたいと。そして、利用拡大を図るというふうに考えています。

それともう一つの利用については、個人的に自分で来られる方、自家用車で。来られる方も受け入れ可能にするということも考えています。

ただし、これをしますと、問題となるのは利用人数の制限でございます。1日、この施設において1日の最大利用数と言いますと40名でございますので、制限がございます。したがいまし



て、登録制という形での生きがいデイの事業を展開をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） それでは、1問目から再質問をしていきたいと思いますが、やはり今までの町長の答弁ちゅうのが、やはりその目標に向かって具体的にどう取り組んでいくんだというのが余り見えてこないんですよ。私たちが、昨年の福祉保健常任委員会の研修に行ったわけですが、これはもとの蘇陽町、ですけども、国保税軽減では国から表彰を受けるぐらいの実績を上げたところですよ。

あそこの視察をしてみて、重久委員長の報告やら資料もあそこに置いておったわけですが、皆さん見てもらえたと思いますが、これは議員自体の問題じゃなくして、当局もどう取り組んでいくかという形で見てもらわないと、何のための研修かわからんわけですから、私たちがあの説明のときに、この町の対応の仕方が、やはり課長の意気込みというものは、もうその姿が違っております。

それはなぜかと言うと、そこに対する町のやっぱり町長を含めた当局が、その気が、やる気があるかないかでそういう結果が出るんだと思うわけですよ。だから、やはりこういう問題についても、今回の質問はやはり福祉対策に対して、具体的にどうしたら三股町というのが素晴らしい福祉の町だなということを評価を受けるのかと。そういうことで介護保険の改正を例に挙げて、具体的に法的な中で対策が、もう私は不満なんですけど、国が決めて地方が大変な目に遭うんですから、しかし、やる以上は町民のため、福祉が充実をしなくてはならないわけですから、私は午前中の質問の中でお二人の方が、やはり町立病院の譲渡の経緯の中で、本町に職務をかえてこなければならぬけれども、それを生かしてやはり取り組んでくれと、そういう意味を、私も含めてこの中で質問したつもりでございます。

特に、長年の間、医療業務についての福祉に取り組んだ人たちですから、この人たちを今後の対策にして、やはり十二分に町民に福祉が跳ね返ってくるような、そしてその施策を貫いていくことによって、国保税や介護保険税が下がっていくというような運動でなければ評価されないと思いますが、その点について町長の考え方を教えていただきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回の病院の大きな改革によりまして、24名の職員が町の方に職務がえということで見えるわけでございますが、やはり長年、現場で培われた尊い経験、また識見を十分生かしてもらおうということで、現場からこの役場の方に見えるということは非常に精神的にも大変な不安があるかと思っておりますが、その辺の何も十分考えていただきまして、十分な執務をしていただきたいと。

やはり現場で長年、町民の健康を守ってきていただいたわけでございます。その辺も十分考えて、ひとつ町のいろんなこの分野で執務をお願いしたいということで、考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） その意気込みだけは十二分に生かしながら、18年度の異動の問題も含めながら、万全の体制をつくっていただきたいと思います。

それでは、次に、駅周辺の問題についてもイルミネーションの問題ですね、今聞きましたけれども、この今、上新とか下新にも個人的にイルミネーションをつけておられますね。これは恐らく周辺の地域活性化のための協力だと思うんですよ。まあほかの町村でもいろんな取り組みがなされておりますけど、商工会青年部というのが5年間続けたというのは、商工会のためにしているんじゃないと思うんです。町の活性化のために取り組んだと思うんですよ。

その方々が必死になって取り組んだ行事が、途中でやっぱり中止になっていく、そうなりますと、やはり子供さんたちや御父兄の方たちがあのクリスマスのときにあそこに行って見に行けるとか、それから暗い駅前が一定の期間だけ明るくしていることで、やはり三股町というのはいいところだなという感じをするわけですから、できれば最初取り組んだイルミネーションの問題ですね、私は青年部の、商工会の青年部の人に聞いてみたんですよ。

だけど、いかにボランティアが頑張ってみても、町のやる気がないと長続きがせんということをはっきり言われるんですよね。だから、その辺を財政的に要ると思います。確かにイルミネーションの線が切れるとかもう古くなったとかはありますけれども、やはりその後、ほかの行事をやったとしても、あの駅前の目的が何だったのか、駅周辺を活性化することにより、中心地である駅周辺を整備しようという動きはずっとあったわけですから、その辺は今後も検討して取り組んでいってほしいと思います。

これは答弁は要りませんけど。

それと、花いっぱい運動の問題ですけど、これまたいいことだと思います。今、さっきの答弁の中でどっかレンゲを植えてやるということもいいことでもありますけれども、あの質問は、今市のある個人の方から発言してくれという声だったわけですね。それで、確かにその答弁の中で、ここにも書いてありますように、農地の関係、農業の方々の関係、タバコ耕作者の問題、いろんなことがあるから、それはあそこに花を植えることは無理だというのは、私も納得しているわけです。

しかし、その後の、私にも土地改良の担当の方が今検討中であるあの環境整備についてはという話があったわけですから、その発言してくれという人は彼岸花でもいい、何でもいからあそ

こが本当に花があるな、三股町はきれいだなというような環境をつくってくれというお願いだったわけですからね。そして、管理についてはボランティアでもやりましょうという意気込みが町民にあるわけですから、ぜひ今後はその私の提案はできないとしても、町内の花いっぱい運動というのを持続していつてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

元気の杜の関係課長からお話がありまして、聞いてみたら前向きで素晴らしいことだと思いますけれども、この質問した後のやっぱり町民というのはそのことが見えてきてないわけだから、再度質問をしてよかったなと思いますけれども、確かに壇上でも言いましたように、温泉というのはやっぱり他町村にあったとしても町民というのは願いがあったわけですから、一人でも入りたいという願いがあつたわけですから、開放する向きにこうされたということは大変いいことだと思いますので、今後も検討してもらいたいと思います。

それから、足湯についても、これもはっきりこの議事録をこう読み上げようと思ったんですけど、17年度で検討して18年度に取り組むようなふうになっているわけですね。だから、何事においてもこの一般質問というのが当面、回答をいただいて、その後がどうなっているかというのが町民が聞きたいわけなんです。だから、その辺をやはり私なんかの議員の活動も足りないとは思いますが、そのためにこの追跡調査ということで、私は質問をしたわけですから、本当にいい方向になるようですので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

これ、個人の場合には大変問題が起きると思いますし、そのときはこの適用されているですね、閉じこもりの方々は今利用できるわけですが、その人たちが利用してないときに、土曜とか日曜に使う方法はないものだろうかということも私は申し上げたつもりですから、その辺も含めて検討委員会の中で早く実施されるようお願いしておきたいと思います。

再度、質問したような形になりましたけれども、やはり今回の質問につきましては、本当1回聞いたのをというようなふうにとられますけれども、やはり町民が議員を、議員に代弁して発言をしたけれども、後が、ただ質問した回答だけが議会だよりで載るようでは、私たちはまだわからんと、どんな努力がされてるかわからんとというのがありますので、できましたら質問して、取り組んでいる状況ということなどはやっぱり広報で流して、経緯を流すような形をつくっていただければ、今課長はいろんな面で努力しているなというのもわかってくるわけですから、そういうことによって、三股町民がやっぱり独自の道を行きながらも、みんなで助け合っていこうと、いろんなボランティアの人たちは積極的に、三股町は取り組んでいるわけですから、その辺を含めて、今後一般質問に対しても十二分に検討とか、いろんなことを今後進めていこうと思うけどとか、そういうんじゃなくて、実際に取り組んでいこうと、しかし、財政面とか時代の流れによってできない部分があるんだと、その理由はこうなんだということを言えば、町民は納得すると思うわけですね。

だから、そういうことを含めながら、今後取り組んでいただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

-----

○議長（原田 重治君） 発言順位5番、財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 私は、通告の要旨に従い質問をしてみたいと思いますが、明解な答弁を求めるものであります。

まず、行政執行について質問いたします。町の執行機関は条例、予算、その他に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行することを義務づけられておることは、先刻御承知のことと思いたいところであります。が、残念ながら、本町では無法状態にも等しい実態が見てとられることから、質問してみたいので、明確な答弁を求めたいと思います。

まず、三股町職員定数条例であります。その中で、公営企業の職員は7人となっておりますが、実態は9人を配置していること。次に、職員の特殊勤務手当に関する条例であります。その中で、税務手当が支給されていないこと。また、収入役が平成17年3月末に辞職されて、現在不在となっておりますが、条例は残っております。

これに対し、今後どのように対応していくのか、3点について見解を求めたいと思います。

次に、県の新合併構想について質問いたします。

県は2月2日に県市町村合併推進審議会を開催して、新たな合併パターンを盛り込んだ市町村合併推進構想の素案を示しました。それによりますと、県内を10の区域に統合するというものであります。合併新法の期限は2010年3月末となっております。当然県は新合併新法を進めてくると予想されます。自立を表明した本町として今後、この県の対応に対してどのように対応されていくのか伺います。

次に、入札制度について質問いたします。

本町において、平成17年度に初めて一般競争入札が導入され、実施されましたが、その成果はどうであったのか。また、18年度以降においても大型事業が目白押しであります。自立を表明した今日、少しでも税金のむだ遣いをやめる必要があると思います。

17年度に執行されました一般競争入札については、地域限定の条件をつけてありました。当然こういう地域限定条件等は、はずして一般競争を、入札を継続していくのが当然だと考えますが、今後どう対応されるのかお伺いいたします。

以後は自席から質問してみたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、一番目の行政執行について、条例及び予算の執行について、職員定数、職員手当等についてということでございます。

本町の現在の職員定数は224名でございますが、昨年の組織変更による大課制や旧都北衛生センターの受け入れ、そして町立病院の職員の受け入れ等により、町長部局や各委員会等に増減が生じていることから、定数205名に変更するものでございます。

なお、委員会等の一部の部署においては兼務することから、平成18年4月1日における実数は202名というふうになります。

なお、職員手当等につきましては、行政改革の改革項目となっております、検討、協議をいたしておりますが、一部の手当を残し廃止の方向で検討をしてみたいというふうに考えております。

収入役につきましては、昨年の4月1日から未設置ということになっておりますが、条例はそのまま生きているわけでございます。これにつきましては、いろいろこの収入役の、また県の出納長とかこういうものは今後、置かない方向で国の方も地方自治法の改正が近くあるんじゃないかというようなこと等も考えております。その時点で、ひとつ考えていきたいというふうに考えております。

それから、手当等についての具体的なことにつきましては、関係課長の方から答弁を願いたいと思います。

それから、2番目の県の新合併構想について、町は自立を表明したが、県の新合併構想についてどう対応していくのかということでございます。

御承知のとおり、宮崎県の新合併構想の素案が2月の3日に公表になったところでございます。これによりますと、県内を10区域に統合し、将来は7区域が望ましいというふうになっております。

この新合併構想の枠組みは、都城、北諸で一つの地域となっており、前回枠組みと全く同じでございます、新しいものでないこと、また市町村の意向を十分踏まえ、効果、問題点等が十分検証されていないこと、自立の市町村が改革の最中である、時期を選ばず公表されたものでございます。

本町は自立を選択し、新構想については現時点での再考の余地はないところでございます。

平成18年2月27日開催された宮崎県町村会定期総会におきまして、これらの県の新構想、合併構想につきまして特別決議をいたしまして、安藤知事、それから県議会の議長に直接、この特別決議を提示いたしまして、要請をいたしたところでございます。

また、続きまして、平成18年の3月6日、新合併構想について、県より意見を求められまし

たので、その内容等につきましても意見書をまとめて県の方に提出をいたしております。

それから、3番目の入札制度につきまして、町は平成17年度に初めて一般競争入札を導入したが、今後もこの制度を維持していくのかということでございます。

一般競争入札につきましては、昨年中原第3団地建てかえ事業の本体工事において、2件の入札を実施したところでございます。

これにつきましては、昨年の全員協議会の中で説明したとおり、将来の入札方法の検討材料として試行的に実施したものでございます。その結果、いろいろと問題点が見られることから、実施には慎重を期するとともに、今後、十分協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

問題点につきましては、関係課長の方から答弁をお願いを申し上げたいと存じます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の御質問の中の最初の質問でございますけれども、職員定数、職員手当等の問題の中で、税務手当が支給されてないのではないかとということでございます。

これは、御承知のように、昨年4月から大課制ということで組織機構をすべて見直したところでございます。

その結果、税務手当につきましては、税務課の職員に支給するというふうに条例でなっております。税務課の中に財政当局、あるいは地籍調査があわさって税務財政課という新しい組織をつくったところでございます。

したがって、税務課手当を税務課職員に支給するという条例は当てはまらなくなったということございまして、支給を中止したところでございます。

ただし、そのときに条例も改正するべきではなかったかという点は残るところでございます。

それから、入札制度の問題でございますが、この中で、さきに一般競争入札をいたしまして、いろいろその問題点についてでございます。指名審査委員会の中で、一応問題点として出た事項を読み上げいたします。

一般競争入札に関する問題点、1つの工事に16社から申し込みがあり、指名競争入札10社以上に比べてより公平性が確保されたようであるが、落札率においては指名競争入札とかわらなかった。

2点目でございます。今回2つの工事A、Bを1つの告示で行なったが、他の団体はそれぞれの工事について告示を行なっているとのこと。本町方式では間違いやすいのではないかと。

それから、3点目でございます。工事实績をRCづくり、鉄筋づくりでございます。鉄筋コンクリートづくりでございますが、RCづくりとしたが、SRCづくりでも可能ではなかったのか

と。SRCと申しますのは、鉄筋鉄骨づくりでございます。その条件がSRCでもよかったのではないかという意味でございます。

それから、4点目でございますが、実績に対し図面の提出を求めましたけれども、いろいろほかの状況等も調べてみた結果、図面の提出は必要ないのではなかったかということでございます。

それから、5点目が、工事に関する質疑は文書で求めましたけれども、質疑のない場合等も文書提出が必要なのではなかったか。

6点目でございますが、県の一般競争入札では、入札注意事項の中で、下請について県内の業者を使うように文書で渡しているというふうにしてその後の情報でしたところでございます。県へもまだ確認はしておりませんが、そういった情報が入ってきたところでございます。これに対しましては、本町でも今回の入札におきまして、昨年の入札でございますけれども、おきましては、あいさつにおきまして町内業者への下請をお願いした経緯がございます。

しかしながら、文書でそれをとるかどうかという問題が残ったということでございます。今後、検討が必要かということでございます。

それから、7番目でございますが、条件つきによる地域限定をしたわけでございますけれども、業者の把握が難しい、地域限定をどの範囲とするかが今後の課題だという問題点でございます。

それから、8番目が告示から入札をするまでの期間が約2カ月かかりまして、非常に単年の中で4月から始まって1年のうちに、3月までに完成をさせるという工事の中では非常に窮屈な入札制度ではないかという意味でございます。

それから、最後でございますが、小さな市町村では地場産業等の育成等を考えると、なじまない一面もあるのではないかとということでございます。

以上が入札をしましての問題点として出たところでございます。前回の一般競争入札につきましては、将来の入札方向を探るという目的で試行的に実施したところでございまして、その結果、そういった問題点が出たということでございますので、これらの問題点を十分踏まえながら、今後また検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、1つずつ整理をしながら質問をしてまいりたいと思います。

まず、町職員定数条例であります。これについては先ほど回答は、全体の人数、町全体の人数の回答だけのようでしたので、私が聞いておるのは、地公法で言われておりますように、町の公営企業、いわば水道関係について質問しているわけですね。条例においては7名となっております。平成17年度予算の中では9名ですね。これは違法じゃないんですか。正しいんですか、

それをまず聞きたいんですが、お答えください。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、公営企業が定数が7名となっております。で、長田の水道事業をやるということになりまして、長田の簡易水道でございますので、本来一般会計でやるべき問題でございます。

しかしながら、これを将来、水道事業と一緒に計画していこうということから、水道事業の方でした方がいいのではないかとということで、その整備期間、3年か4年でございますけれども、その整備期間をそれぞれ一般会計と水道会計で分かれてやるよりは、一緒のところの方がいいんじゃないかとということで、水道事業の方で職員を配置しまして、一般会計からお金を繰り出して負担をしまして、したところでございます。

その結果、水道事業のところは7名から課長が兼務という形でございますので、9名になってしまったということでございまして、これは本来ならば昨年からなおすべきところであったと思いますけれども、今回のこの議会において、町立病院等の問題もひっくるめまして、あるいは都北衛生センターの分もひっくるめまして今回改正をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私は聞いておるのは、このことは違法じゃないかと聞いているんです。はっきり言って、今経過を言われた。今回の定数条例改正案が出ておりますから、当然あなた方も気付いたわけですね。これはおかしいなと思ったからこそ、今度の定数改正で出したんじゃないですか。地方公営企業法の中で言われとるですよ。138条の2の中にも違反してますし、232条の3項、それから同じ232条の4項、こういう中にも当然232条の3項は支出負担行為ですよ、232条の4項は支出の方法、こういうものに抵触してますよね。

ということは、町はしてはならないことをあなたたちがやったということは事実なんですよ。どんなに隠そうが、いくら美辞麗句を並べてものを言われても、今回やったことについては、完全なる条例違反ですよ。

それから、先ほど税務手当の問題ですが、これ後でまた言いますけど、同じようなことを自分たちでやっておって、それに対しては何とかか何とかこう言い逃れをしている。悪いことをしたら悪いことをしたとはっきり謝ればいいんです、人間なら。

本来なら当然この水道法の関係で水道に職員を9人配置した段階で、悪かったら、少なくとも去年の6月、9月、12月議会あったじゃないですか、定例議会がも——。ちょうどそういうところに、こうこうしてやったことが間違っておりましたので、済みませんと。今回の提案理由の中で済みませんという言葉は出てますか、出てないじゃないですか、間違っておりましたという



ことも出てません。当然、間違いをしたならば間違っただけというのを町民に対して公表するのがやっぱり行政ですよ。先ほどいろんな方からも質問がある中でも、美辞麗句だけしっかり述べられるけど、実際やることについてはこうなんです。

大課制を持ってきたから支払いはしませんよと、税務手当で言われてますが、それはおかしいじゃないですか。条例の中に税務手当ってあるんですよ。税務行政はなくなったんですか。税務財政課におけるところの税務行政はなくなったんですか。お答えください。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 税務の業務はなくなっておりません。ただし、税務の業務に対して支給するというのではなくて、税務課職員に支給する。そうしますと、今度は財政の方にも支給しなきゃならない。それから、地籍調査も一緒になったわけでございますので、地籍調査も支払わなきゃならないということで、これは、条例の中で税務課の職員として、なければ支給できないという条例があるところから支給をしなかったということでございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） へ理屈だけでね、物を言ったらだめですよ、ねえ、同じ税務課の職員、たまたま大きなね、税務財政課というそういう機構改革があったのは事実ですよ。じゃ、なぜそのとき廃止しないんですか。そりゃ、そういうことをしなかったちゅうことは職務怠慢ですがね、違うんですか。後から言われて、理屈をつけてね、支払わなかったことが正しいような言い方をされたらですよ、おかしいでしょ。

町の行政というものは、全部条例、規則、いろんなものに細則やら含めて縛られておるはずですよ、違うんですかね、教えてください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、行政はそれぞれの自治体の条例、また、規則によって執行、運営されているわけでございます。いろいろここで言いわけを言っても、ほんと済まんわけでございますが、この1年間、条例をそのままにしてこれを放置したと、放置したわけじゃないんですが、条例をそのままにして執行しなかったということで、この点については、深くおわびを申し上げたいというふうに考えております。

悪意でこれをそのようにしたわけじゃございませんので、部内でもいろいろ協議、検討はいたしました。ただ、この条例の方にですね、手をつけなかったということでございまして、この点については、深くおわびを申し上げたいと思います。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長の方で、深くおわびをするということではありますが、私が言いたいのはね、確かに、町長が今そういうことを回答されれば、私もそれ以上しにくいんですけど

どね、ただね、問題というのは、やはり自立をしていきますと表明をしていく中にいろんな問題点がいっぱいあるわけですよ。

そういう中に、皆さん方が、私は前のときも多分、全員協議会の中でも言ったと思うんだけどね、ずれがあるんじゃないかって、あっ、町立病院の問題でも言ったけどね、町長と職員の間にもずれがあったんじゃないかということと言ったら、そのときも、ごまかしをされるような言い方されてました。ほんとにおかしいんですよ。やはり、いろんなものを進めたときね、それがぴしっと統制されてないということは、これは、町長、あなたの責任ですよ。いかに職員があなたの言うことをほんとに守ってないかですがね。条例とかね、こんなもんを守らんかったらおかしいでしょ。

確かに悪意をもってしたかどうか、そりゃ、私にはわかりませんよね。少なくとも、町民の皆さん方に対して、はっきり言えることはですよ、自信を持っているんだったら、堂々と法を守っておりますと言わんにやいかんわけですがね。現実に法を守ってなかったことは事実なんですよ。

いま一方については十分に、今後というよりも、今からすぐに対応してほしいし、今の中でもいっぱいあるんですよ、このほかにも多分に、私が出したのは、ほんの氷山の一角かも知れません。一歩ずつね、実施してくださいよ。

それから、収入役の問題、私、ちょっと言いましたが、収入役は自分から、一応辞職を出されてやめられました。今年の3月31日ですかね、それから、もう丸1年たってますよね。それでおきながら、当然多分自立するために、経費削減等も含めながら考えれば、多分収入役を置かんということでしょうが、で、あるならば、当然、これも条例の中とか関係しますが、そのあたりの問題もですよ、整理をされないでそのまま置いてある。

今現在、会計課長は収入役代理をされるんですか。じゃ、もし、大きな事故とか、金銭的な問題も含めて起きたらどうするんですか、だれが責任をとるんですか。収入役はいないんですよ、その仕事の収入役代理が責任をとるちゅうわけにはいかんでしょ、やっぱり。

私なんかね、一番心配するのはそういうことを心配するんですよ。怠慢は、皆さんがそういう基本整備も含めて、ぴしゃっとされてないということは、そのことが行政の職員も含めてね、やる気もなくなってくるんですよ。全体に影響してくる、そういうことで、私なんか心配するから、今回こういうものを取り上げたんですよ。

であれば、収入役の問題も含めて考えて、今回出てますか、改正に、収入役の条例改正等が出てますか。出してないでしょうが。もう1年たってるわけですがね、じゃ、もう一回、町長に聞きますけど、もし問題があったときに責任はだれがとるんですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） もちろん、町長がですね、責任をとります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 無論、町長が責任をとるちゅうのは、当たり前なんですけどね、それをする前に、私が今言っているようなものをぴしゃっと整備する、そういう姿勢を出してくださいよ。そうでないとおかしということ住民の人たちも思いますよ。どうなってるのかって、三股は。やっぱ、そのあたりをしっかりとしてほしいと思います。

で、それでは……（「済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（原田 重治君） いいですか、町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は御承知のとおり、昨年は大課制ということで、大きな改革をやったわけですね、そういうことで、人事面から大変なこの時間等も要したわけでございますが、収入役の場合は、条例、規則、あらゆる面にその字句が入ってるわけですね。もし、これを改正するんだったら相当な時間的な、また、条例、規則等も、多くの改正が出てくるというようなこともあったわけでございます。

そういうことで、多岐にわたるといことですね、改正が、そういうことで、これを見送ったというようなこともあるわけでございますが、先ほど、答弁いたしましたように、今、全国的に都道府県の出納長、それから、町村のこの収入役、これにつきましては、全国的にこの廃止の方向でございます。

近々、地方自治法の中で、この改正が行われるんじゃないかということですね、予測をいたしております。そうなったときに、それがいつになるか、ちょっとここでわかりませんが、近々これが改正になると、新聞等にも報道されておりますが、そういうこともございまして、去年のこの収入役の条例、規則等の改正を見送ったというようにいきさつがあるわけでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 私、もうこの問題については終わろうと思ったんだけど、幾らたっても、言いわけだけされるもんだから、ちょっと、もう一回言います。

じゃ、ほかのところですよ、収入役を廃止されたところは条例改正までされてますよね。収入役制度そのものを改正されたところは、そういう条例を廃止関係をされてますがね。なぜ、三股ができないと、そんな理屈、へ理屈をつけて言わなきゃならんですか。私は最後に——ちょっと待ってください、まだですよ。さっきあんたが言ったようにね、素直にやっぱ悪かったら悪かったと謝るその姿勢が、はっきり言ったらですよ、町民も思ってるんじゃないですか。

ただ、理屈をつけるんだったら、だれでもつけれますよ、そりゃ、総務課長も、先ほど、いろんな形で、税務課問題も含めて言いますが、税務の仕事そのものも含めてですよ、なくなったわ

けじゃなくてあるわけですがね。それで、条例も生きてるんですよ。ね。

税務手当ちゅうのは、税務行政を行った人に上げるはずなんですよ、税務課の職員じゃないんですよ。そんな言い方は理屈ですよ、そりゃ、おかしいですがね。当然、税務の仕事をするから特殊勤務手当ですがね、そういう条例があるのに支払わなかった。で、今回も、これこれについてはまだ外してないんですよ、あんたがそういう理屈を言うんだったら、なぜ今回廃止しないんですか。やっぱり条例生きてますがね。

まだ、ほかにいっぱいありますよ。町立病院、今度終わりますがね、4月からはあれでしょ、医師会が受けてやるわけですがね、あれでも条例生きていきますがね、そんなのがあったらおかしくなりますよっていうのが、はっきりわかってる。なぜ、そういう整備しないんですか。

これは、町長にね、整備しなさいちゅうたってだめですよ。総務課長、あんたが、ぴしゃっとぴしゃっと整理すればできるちゅうことですがね。それでいて理屈を言うて、どうやったいうことを言うんだったら、私はそらとことん言いますよ、そりゃ、おかしいことはおかしい、あなた自身が謝らんとおかしいんですよ。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 私、先ほど、皆さん方に答弁したものが言いわけのように聞こえたかもしれませんが、そういう理由をもってやった結果、その誤差が生じたと申しますか、間違っておったという、そういう意味でございます。そういうふうに答えたつもりでございますが、言葉足らずであったというふうに思います。

それから、町立病院につきましては、中で検討したところでございます。町立病院の設置条例を廃止するかどうか、それから、会計の条例は廃止するかどうか、もろもろの条例を廃止するかどうかということを検討したところでございますけれども、町立病院については、残しておかなきゃならないということでございます。

なぜかと申しますと、今回、大きな医師会病院という大きな病院の方で経営をやっていただきますので、多分そういうことはないだろうと思いますが、向こうの方が、契約違反なり、あるいは、病院がつぶれるような形、こういったときには、途中からすぐまた、指定管理者の1年でございますので、途中からまた出てくる可能性というのがありますので、すべて設置条例からその条例は残しておく、移譲するときに、すべてが廃止されるというふうに考えております。そういうことから、町立病院については、全部残しておくということでございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 職員の特殊勤務手当に関する条例というのがあるわけですね、これね、この中に、税務手当というのは、ちゃんと税務課に勤務する職員でしょ、じゃから、勤務することが税務行政することです。ねえ、違いますか。この手当がね、欲しいとかそういうこと

で、僕らは指摘してるんじゃないんですよ。あなたたちがやっている今仕事の中身がおかしいですよと。

先ほど言った水道もそう、一緒です。なぜ、水道に職員を配置したときに、ああ、しまったと気がついたはずですよ、もう、頭のいい皆さんじゃから、何で去年6月のとき、頭を下げてんですよ、こうこうでしたのでっち、改定すればよかったわけですがね。

この中にも、病院手当関係いっぱいあるんですよ。町の職員としてはいないんですよ、今度はもう、いなかったら、当然、こういうもの残しちゃったら、この職員手当でも、言われたらですよ、支払いをせんにゃいかんだろうかとどげんか、要らん検討せんにゃいかんでしょうが。

多分、皆さんの中でね、特別勤務手当ということで、行旅病人関係があったんですよ、多分、これ、実例があったと思うんですよ。これをわずかですが、どうするかちゅうことでいろいろ議論されたという話を聞いてますが、で、これについては、払ったという話も聞いてます。当然、ここにうたってるから払ったんですよ。ね。

なら、税務手当だって一緒ですよ。うたってますがね、これまだ、生きてますがね。これがなくなったら、払わんでいい、さっきの定数も一緒、収入役問題も一緒、そういうものを含めてね、本当に危機管理みたいなものを持っていないで仕事をされてるんじゃないかなと、私は危惧するんですよ。

やはり職員も含めてね、町長も含めて、一番危機管理持たんのが町長かな、そんな気がします。ほんとに町民のこと考えてするんだったら、そこまで危機管理を自分たちが持ってしてほしいと思いますから、先ほど、町長は、ある程度ね、言葉上で言われたから、そのことを含めてね、肝に銘じてやってほしいということを申し上げておきます。

だから、こういう問題等については、早急に臨時議会に出してでも、やっぱり整備をしてほしいと、でないと、みんなから追求されても言いわけがつかんですがね。そのあたりについて、もう一回、返答してください。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この条例の定数条例のところは、今回出しましたので審議をしていただきたいと思います。

それから、特殊勤務手当につきましては、今、組合とも交渉中でございますので、6月に一応予定をしているところでございます。ただ、収入役については、検討をさせていただきたいというふうに思います。

と申しますのは、前回、町長が、収入役は当分の間置かないということでございます。これは、町長が自分の任期の期間置かないというような意味でございまして、全体で置かないということになりますと、条例を廃止しなきゃいかんということになるわけでございますので、その置くの

か、置かないのかというのは、当分の間置かないということでは、町長がされたわけでございますけれども、条例を廃止してまでやるのかというのは検討がなされておりません。したがって、それは、早急に検討をいたしまして、どうするかということで検討いたします。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、もう置かないと言うんだったら、廃止なら廃止、私はね、なぜ心配して言うか、収入役代理は大変ですよ、もし問題になったら、あんたたちは、町長、責任とるっちゃう言われるけど、問題が起きてから、多分、三股町長が責任とった例はあんまり聞いたことがない。みんな何かあったら職員、あんたが悪かったという話は聞くけど、そんなことじゃね、絶対だめですよ。やっぱり、ぜひ、そういうのは早急に改正してほしいということをおっしゃいます。

次に、合併問題でちょっと取り上げましたが、県に対して、それなりの特別決議等もされて県に申し出をされたということですが、ほんとにこのことも含めて考えるならば、三股はどげんなったろうかといって、自立しやったけど、何もあいがきかんがち、私なんか、よく町民の皆さんと話をすれば、もう三股も早よ合併せにやいかんという話はよく聞きます。ほんとにいいのかどうかというのは、私もまだ迷っておりますけど。

ただ、私は、ほんとに自立すると言うんだったら、先ほどから言ってるように、そういう危機管理も含めながら、ぴしゃっとした対応をしていかないと、やはり町民が納得しない。町民が、ほんとに安心して三股自立でいいよと言えるようなことをしらんと、やっぱりいろんな形で、私たちに言うてきますのでね、私、やっぱりそういう意味ではPRも不足してるんじゃないかなと思ってるし、ほんとにその考え方があると言うんやたらね、具体的に中身をほんとに検証しながら、やっぱ、ぴしゃっとした、もちろん町の広報等でちょこちょこ見ますよ、ある程度、全然やってないとは言いませんが、見ますけど、本当の意味で、まだ住民にはなかなかほんとにわかってないという気がします。

ましてや、ああいう形で県が示してくれば、当然、新聞をぱあっと見てもそうですが、皆さん方は、何ごちまたいまかい三股は合併じゃろうかいという話しか出てきません。だから、そういうのは、ほんとに自立でいくというんだったら、そういう努力をしてほしいということをおっしゃいます。で、もし何かあったら後で答えてください。

あと、次、入札問題ですが、これについても、何点ですか、8点ですか、問題点等があったような言い方をされてますが、私はね、去年のこれは、6月でしたか、7月でしたか、もう実際入札されてね、それからもう9カ月以上たっているわけです。今から検討しますなんていう、私が質問事項出したから検討するんですか、今まで検討されなかったんですか、どうですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、その後、案件としては全然なかったわけ  
でございます、その後は検討いたしておりません。今回、また来年に向けて、案件が出てくる  
わけでございますので今2回ほど、これについて検討をしたところでございます。早急にこれを  
検討して、次回までにどうするかということの答えを出さなきゃいけないというふうに思ってお  
ります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 入札問題、なぜ、私が取り上げたかと言うと、いかに行政を少し  
でも安上がりでいい仕事をしていくかということなんですよ。多分、去年の一般競争入札の結果  
はどうでしたかと聞いたんだけど、返答がありませんが、ね、少しあったんですかね、中身とし  
てですよ、皆さんの方でやっておった指名競争入札と、ほとんど変わらんやったというのは、表  
面上の談合とかそういうのは出てきませんでしたけど、そんなのが行われたんじゃないかと疑わ  
れてもしようのないようなやり方の、例えば、私が思うこういう一番のものが地域限定だけで、  
もともと、私はそのとき、全体協議やったかな、何かでも1回、いろいろ話はしたつもりですが、  
最初は地域限定問題は、県南を主体にやりますと言っておきながら、いざ実施の段階になったら、  
都城北諸を地域限定します。はあ、都城北諸の地域の業者の皆さんやったら、はあ、よかったち、  
いっでん話し合いをしがないがな。思うのは当たり前ですよ、だれが考えても、私が言わなくて  
も、そう考えますよ。

これは、そういうふうな執行をされた町長、あなたの失政じゃないんですか、これ。せっかく  
一般競争入札しますということを言っておって、去年は新聞まで載ったですがね、宮日新聞にも  
載ったですがね。載ってなかったですか、載ったと、私は記憶してますけどね。珍しいことがあ  
る、町村が一般競争入札制度を導入するということは、それだけ思い切った行政されたなど、半  
分は評価されて報道もされたはずなんですよ。その結果が、あんなようなぶざまな結果になった  
ことは事実。

まして、18年度以降に大きな仕事が何ほも入ってますがね。ちゅうことを考えれば、今まで  
検討しなかったと、案件がなかったから、職務怠慢もよかところですよ、それは。おかしいんじ  
ゃないですか。18年度以降、そういう仕事がほとんどありませんよちゅうんならまだいいですよ、  
大型事業がいっぱい入ってきますがね。そのために、そういう事例を経験をして、私は、昨年度  
やったことに絶対悪かったとか、100%は言いませんよ、だけど、それに対して反省もまだし  
てない。そんなやり方がおかしいと、私は言ってるんですよ。助役も含めて、そのあたりをほん  
とに、あんたたちは、何で指名入札、そんなことされるときにですよ、一緒になって勉強されな

いんですか、その辺を、それすることしか、私は、今とても改善はないんじゃないですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） さっきから何回も申し上げますように、問題点がそういうのが出まして、先ほどお示ししました問題点が出て、指名審査委員会で2回ほど検討したというふうに申し上げたと思います。

そして、来年からのその大型工事に間に合うように今検討中でございますので、何も検討しなかったというような言い方は、これは間違いだというふうに思います。今検討して、次回に実施するかというのは十分間に合うわけでございますので、その期間は小さいのでなかったから、検討は、そんなに早急にやりませんでしたけれども、今度の入札には間に合うわけでございますから、これが、何にもしなかった、それは怠慢だという言葉は、当てはまらないというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 一般競争入札の問題点の中でね、2カ月以上もかかったりとかね、何か知らんけど、ね、それから、地場産業のことを考えないとかね、そんなことを言われておりましたからね、私が今言ってるのは、だから、そういうことを言うんだったらね、ここまでやっていますよということをはっきり言いなさいよ。

ただね、そりゃ、皆さんのことだから、全然検討もしなかったとは言わんけどね、じゃ、目に見えてそのことは、僕らの前に目に見えてくればいいですよ、見えていませんがね、ほとんど。

だから、私なんか心配するのはそういうことなんです。行政を進めるというのは、本当に町のお金というのは税金ですがね、ね、それは、あんたたちが持って使うんじゃないんですよ。住民から預かってそれをあんたたちが代理で使っていくというのが行政でしょうが、大事に使ってもらわんと困るんですよ。ほんとにそのことを肝に銘じてやると言うんだったら、やっぱそういう厳しさということを含めて考えてほしいということをお願いいたします。

いろいろ申し上げましたが、町長、何かそのあたりについて言っておきたいということがあったら、どうぞ、回答してください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ貴重な御指摘もいただきました。それを十分念頭に置きながら、善処するところは善処するというところで行政運営をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議員（2番 財部 一男君） じゃ、終わります。

○議長（原田 重治君） ここで本会議を15時10分まで休憩します。



午後 3 時 01 分休憩

---

午後 3 時 10 分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 6 番、大久保君。

〔5 番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5 番 大久保義直君） それでは、質問に出しておきました企業誘致を積極的に進め、町民が安心して働ける雇用の拡大を図るということを議題としております。

まず、本町の工業形態は、古くから続く、地場産業の誘致企業が大半を占めております。企業は中小企業の規模で、本町はこれまで、町民が安心・安全に働ける雇用の確保と三股町の発展を願って推進してきております。

古い調査ではございますけれども、平成 11 年に工業統計調査によると、本町の工業規模は、工場数が 74 件、従業員者数が 1,188 人、製造出荷額が、何と 146 億円に上っております。町内の企業を業種別に見ると、食料品、繊維・衣服、生活関連型の企業が全体の 6 割を占めている現状であります。

昨年、白ハト菓子製造が進出し、また、福永樹脂が拡張されており、本町にとっては本当にありがたいことでもあります。まあ一方、企業が閉鎖されているところもあるようでもあります。本町は自立の道を選択した以上は、収入源を見つけるのが第一の条件だと、私は考えております。町長は、企業誘致にもっと積極的に取り組むべきだと思います。本町は、誘致の条件が悪いのかよいかのわかりませんが、期待していた会社も閉鎖されているようでもあります。

そこで、閉鎖された工場とか、新たに誘致していく方策を考える時期にも来ておるんじゃないかなと思っております。企業誘致に積極的に取り組んでほしいと思っております。町長の考えをお聞かせいただきたいと思いますが、まず、第 1 点として、施政方針にも、地場産業の振興や若者を初め働く場の確保のため、誘致企業の立地等に積極的に取り組むということが明記されております。

次に、三位一体の行政改革の中で歳入は削減され、ますます財政は厳しくなっていく中であります。ぜひ企業誘致に努力してほしいと、町長の考えをお聞かせください。

次に、現在の工場数を教えていただきたいと思っておるんですが、また、近年閉鎖された企業等の件数もわかれば教えていただきたいと思います。また、現在何名が町内の工場で働いているか。

次に、企業誘致に専門職員を配置する考えはないか。先ほどからお話がありますように、町立病院からも 24 名の職員が来ます。有能な職員もたくさんおります。そこで、工場誘致にもう少

し積極的に取り組んでいただきたいというのが、私の考えでございますが、町民の考えもそうだろうと思っております。

しかし、都城市も、これから合併を4町がしました。その誘致には、真剣に取り組んでいくと考えられます。本町も、専門職員の配置をして誘致に積極的に取り組み、成果を上げてほしいと思っております。

それから、次ですが、町長なんかが、県人会の開催といたしますか、それが年に関東や関西方面で開催されておりますが、こうした中にも、いろいろと話を聞きますと、工場の関係で成功しておるといような話も耳にします。そういう関係者の皆さんとも、今後誘致の方向について、御相談をしていただければありがたいと思っております。

以上、申し上げます、あとは自席で質問をさせていただきます。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

工業の振興について、企業誘致を積極的に進め、町民が安心して働ける雇用の場の拡大を図るべきではないかということでございます。

平成15年3月に実施いたしました住民アンケート調査で、最も要望の多かったのは、何といいましても、雇用の確保でございます。住民の6割以上の方が、雇用対策を望んでおられるところでございます。

そこで、本町では雇用対策といたしまして、企業誘致を積極的に推進するために、三股町企業立地促進条例を平成16年の9月に一部改正をいたしまして、工場等土地取得補助金、取得価格の3分の1の補助、1,000万円限度ということでございます。それと、雇用奨励金、三股町民を新規雇用した場合、1人当たり20万円を交付——雇用奨励金、地元の方を新規雇用した場合、1人当たり20万円交付、限度額が1,000万円でございます。こういう条例改正を一昨年9月に条例改正をいたしております。

おととしの11月に、白ハト食品工業株式会社と工場立地の協定を結び、昨年秋には操業を開始しております。現在、正社員24名、うち15名が、三股の方でございます。パートが46名ということで、計70名の雇用を生み出しているところでございます。

本町におきましては、12年ぶりの誘致企業になるわけでございますが、中国を初めとするアジア諸国への工場進出から、最近になってようやく国内での工場建設もふえる気配がございます。本町といたしましても、この機会をとらえて、今後とも積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

現在の企業者の数とか、こういうものについては、関係課長の方から答弁をいたさせます。

それから、専門的な職員の配置ということでございます。企業誘致におきまして、積極的にこの推進して実を上げるには、出前立地ですか、出前立地という観点から、今後、専門的に誘致業務に当たる企業立地対策監、専門官制度を今後設けて、企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

実は、先月の2月5日、近畿三股会に副議長と参ったわけでございますが、ちょうど、そのときに、宮崎県の大坂事務所の企業誘致アドバイザーという方が、見えておりましたが、その方とも親しく話をいたしたわけでございますが、そのときに、特にこの企業誘致については、会話の中で強く感じたわけでございます。

県におきましても、商工労働部の方に企業立地対策課という部屋がございますが、ここに五、六名、県の方に職員がいるわけでございますが、やはり本町におきましても、そういう専門官を設けて常に県の方と連絡をとりながら、やはり足で稼ぐ、足で稼ぐですね、企業誘致、こういうものに持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 現在の工場数、閉鎖数、町内の従業者等についての数値等の御質問がございましたので、御回答させていただきたいと思っております。

先ほどの11年度の数値を申されましたけれども、新しい数値で申しますと、まず、工業統計調査の平成16年度の結果でございますが、これは、製造業にかかわるところの工場数、従業者数、製造品出荷額を調査しておりますけれども、16年度が53企業、そして、従業者が927名、製造品出荷額が118億3,347万ということで、先ほど申されました11年度と比較しまして、工場数で21減少、そして、従業員者数で261名、それから、製造品出荷額で28億1,300万減少しておるところでございます。

これと、あと、調査としまして、ただいま申しましたのは、工業統計調査でございまして、4名以上というような、従業者4名以上というお話ししましたけれども、今度、事業所企業統計調査というのがございまして、これは、本町にございます農林漁業から、それから、建設・製造業含めて、すべての産業の事業所でございますけれども、そちらの方の統計でございます。これの16年度の結果でございますけれども、本町内に事業所は、919事業所ございまして、従業者が6,351名いるところでございます。

こちらの方の製造業に限ったところで申しますと、88事業所、そして、従業者が1,028ということで、先ほど申しました53事業所の927名というのは、4名以上ということで、それ以外の1名から3名まで含めると、88事業所の1,028名ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、閉鎖工場についてでございますけれども、これはあれですね、結構、先ほどありましたように、21事業所減ってるわけなんですけど、大きいところで、最近のことでございますけれども、本町に立地しましたイトウソーイング、そちらの方が昨年閉鎖して中国の方に進出するということでありまして、こちらの方の対応といたしましては、早速イトウソーイングさんの社長さんの方からお話がございまして、空き工場の跡の活用についての御相談がございました。

それで、早速県の方の新産業支援課というのがございます。これが、企業立地担当の窓口でございますけれども、そちらの方に資料等送付しまして、ぜひ、本町の方にお話があれば御相談をお願いしたいということで、空き工場の跡の活用についての御相談をしているところでございます。

また、松元工業ですけれども、そちらの方のサッシ工場が稗田の方にございますけれども、こちらの方も、一部稼働はしておりますけれども、そちらの方の工場跡地の方もどうにかできないかというような話等もございますので、ある企業からの御相談もございまして、照会等しながら今進めておりますけれども、今のところまだ立地には至っていないというような状況でございます。

ほかには、小企業所で当然あるかと思いますが、町としまして相談を受けながら県の方と連携をとりながらやっているところの閉鎖工場については、以上でございます。

以上ですかね、はい。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 先ほど、5点ぐらい申し上げましたけれども、やはり今、町長初め財政の方でも、財源が足りない、何が足りないということだけしかはっきり言うて耳に入らんわけです。これは、私たちも承知しておりますけれども、やはりこうした税収が上がるような工場誘致を4人以上でも何十人でもいいじゃないですか、白ハトが来ました。先ほどの話でもですよ、何名やったですかね、大分、三股の人たちも雇用されて助かっちゃよと思います。

そういうことを考えますと、やはり現在の三股町としては、収入を求めるということは、税金も上げられません。すべてが委託事業とかそういうものに費やされます。職員の給料とか、じゃから、こうした企業誘致をして雇用拡大を図ってほしいというのが、私の考えでございます。

それから、町長も、課長も、お答えになりましたけれども、都城市も、4町が合併して大世帯になっております。何かの策をとると思っております。工場誘致でも、学校誘致でも、今やっとなるじゃないですか。そういう面からも、ぜひひとつ、三股町も専門職、こういうものをやっぱり張りつけて、そして、正々堂々と訪問ができるような体制をつくってほしいと思っておりますが、町長その辺はどうですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、やはり専門的なね、職員の配置をして、

特に、企業誘致の場合は、待ちの姿勢ではいけないというふうに考えております。やはり攻めの姿勢でやるべきじゃないかということで、この企業誘致の対策監、専門官という職員をですね、配置をしていきたいと、そして、積極的にですね、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

やはり企業誘致は、町民の働く場、結局これは町の活性化にもつながると、また、収入増にもつながるということから、ぜひこの企業誘致については、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 先ほど、課長が、イトウソーイングの問題も出ましたが、私も、1月の中旬ごろ、イトウソーイングは閉鎖するというようなことで耳にしましたので、行って見ました。そしたら、私がちょうど知っておる職員がおりましたが、「はるやま」とか、あるいは「青山」とか、こういう大きな企業が入ってくるから、どうしても太刀打ちができないということを言われました。

じゃから、中国の方に行って、向こうで製造するんだというようなことを言われましたが、それはそれとして仕方がないと思ってるんですが、やはりこうした空き地を、施設もそうですが、建物も、こういうものもやはり大いにPRをして、やはり、あかしておくのはもったいないじゃないですか。そこ辺もひとつ今後の一つの取り組みとして頑張っていたきたいと思っております。

あとは、閉鎖とかそういう問題もございますが、1つは、お願いであります。松元工業ですよ、これは、私が質問してるのとちょっと違うんですが、あそこの環境整備をしてほしいというのがあるんです。1つは、通ってみなさい。三股の目抜き通りがですよ、金網は壊れておる、カヤはしこっておる、本当に落ちぶれた道路になっておりますよ。その辺も十分松元工業にお願いをして、環境整備をしてやってほしいなと思っております。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（原田 重治君） 回答、回答はいいですか。産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） ことしの初めだったと思うんですけども、松元工業の方にも、あそこの工場の方の窓口といいますか、三股町の方でございまして、そしてまた、松元工業の専務の方も三股町の方でございまして、その方を通じながら工場等の視察、そしてまた、誘致したいという企業の案内等しながら、一緒に現場を見たところでございます。

その際に、やはり工場周辺について、環境整備どうにかできないものでしょかというようなお話もさせていただきましたけれども、大変あそこも苦しい状況でございまして、そのうちにとい

うような感じでございましたけれども、また、お会いする機会あると思いますので、お話は伝えていきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 本日の一般質問はこれにて終了します。残りの質問は明日行います。

---

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時 33 分散会

---

---

平成18年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成18年3月16日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成18年3月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 桑畑 和男君 助役 ..... 原田 一彦君

教育長	-----	田中 久光君	総務企画課長	-----	原田 順一君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	間世田和文君
福祉課長	-----	下石 年成君	産業振興課長	-----	木佐貫辰生君
都市整備課長	-----	瀬尾 春己君	環境水道課長	-----	福重 守君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君
病院事務次長	-----	西村 尚彦君			

---

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を行います。

発言順位7番、中石君。

〔11番 中石 高男君 登壇〕

○議員（11番 中石 高男君） おはようございます。それでは、私の質問を今から始めたいと思いますが、私は、事前に通告しておりました主旨に従いまして、①の公害、森林破壊、地球温暖化、ごみ問題など社会環境問題、世界的に難問が山積している現状であります。本町行政としての基本的な考えをお伺いしたいとかように思います。

2番目に、不法投棄やダイオキシン排出対策について考えをお伺いしたいと思います。

高度経済成長時代に急速な科学技術の進歩後遺症として、自然、社会環境、騒音など各方面にわたって各問題が起こり、公害、森林破壊、地球温暖化、ごみ問題など難問が山積しておりますが、国民の関心は急速に高まっているものの、ふえ続けるマイカーや各種機械器具などの大気汚染物質の濃度は改善されないまま、河川や草やぶなどに不法投棄が見られ、産業廃棄物、家庭から出るごみも相変わらずふえ続けて、各処分場地に容量はふえ続けている状況であります。

地球温暖化防止問題についても、平成9年に京都で国際会議が開かれ、2000年までに二酸化炭素CO<sub>2</sub>の排出量の引き下げを約束しているものの、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは変革し、約束の美德、節約の美德という気風をつくり直さなければ、前進のない今日、日常生活で買ったものの多くは使い捨てが見られ、技術の恐ろしい進歩で新製品ほど性能がよく修理をして物を大切に使うという美德習慣がなくなり、使い捨てごみふやす結果になっている状況であります。

リサイクルが必要だと強調されても、その場限りが見られ、自分だけが努力しても町民みんな



がその気にならない限り、なかなか盛り上がらない現状であります。これらは、今日の環境問題を根底になっているのではないかと思います。

なお、住民は、家庭生活から排出されるごみや生活排水による河川汚濁、山林の乱伐による自然破壊など、環境汚染の加害者となり、同時に被害者となって相矛盾した2つの顔があるのではないかと考えるものであります。

この環境問題は、行政だけが注文をつけてもなかなか解決しない、そこで、次の世代の子や孫に永遠に苦しめないためにも、子供から大人に至るまであらゆる人々を対象に、機会をとらえて社会教育によって関心とモラルを高めることが行政の基本指針として最も尊重されなければならないと考えます。行政としての考えをお伺いしたいと思ひます。

次に、②でございますが、不法投棄やダイオキシン排出対策についてであります。

全国では、あらゆる行政が美しく住みよい環境の町づくりを目指して、基本条例を制定しており、本町でも取り組んでおりますが、猛毒であるダイオキシン対策については、文部科学省が平成9年にごみ焼却炉からダイオキシンの発生のおそれがあると撤去を指示し、注目を浴びたものであります。ダイオキシンは、人類がつくり出した最強の毒物だといわれ、90%が家庭ごみや産業廃棄物と燃やす焼却炉である。ほかには、水田用除草剤、金属精錬、それに、塩素使用の白漂剤などがあげられ、一度体内に入ると排出されなく、発ガンや母乳等を通して、乳児の奇形化をもたらすといわれております。

本町においても、命にかかわる問題であり、自然環境の保全を目指し、景観樹木の保全や空き地全体の適正な管理、放置車輛の処置、農薬安全使用の規制、不法投棄の規制など、町内全体を調査し、見直して厳しく規制すべではないかと考えておりますが、行政としての考えをお伺いしたいと思ひます。

以上、壇上での質問を終わり、次は自席の方で質問してまいりたいと思ひます。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、環境問題への対応について。

公害、森林破壊、地球温暖化、ごみ問題など社会環境問題は国内といわず世界的に難問が山積みしていると思われませんが、本町行政としての基本的な考え方についてということでございます。

御承知のとおり、今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨に代表されるように、地球的規模の広がりを持つとともに、今後の世代に受け継がれていく継続的な課題となっております。

その解決には、国際間の協力体制の確立や国の主導的な環境政策等が不可欠ですが、一方で、町や町民、それぞれが主体的に身近な環境問題へ取り組んでいくことが重要でございます。

本町におきましては、これまでにごみ資源問題の観点から、クリーンヒル三股、リサイクルセンターとともに、地域の環境保全活動の拠点として、エコフィールド三股を整備し、環境問題への取り組みを推進しているところであります。

近年、人口の増加によって都市化が進んだことなどから、生活雑排水による水質汚濁、ごみの不法投棄、騒音、振動などの公害も深刻化しております。このようなことから、町民の環境問題に対する意識、関心の高まりも見られるようになっております。

水質汚染の主要因として、生活雑排水の流入があげられることから、浄化槽設置整備事業を推進するとともに、公共下水道事業、農業集落排水業の整備促進に努めております。

また、生活排水の適正処理について、住民意識の啓発にも努めているところでございます。

また、騒音、振動について、発生源の特定が容易であることから、監視体制の強化や測定技術の向上に努め、抑制を図り、発生源と見られる施設については、監視体制の強化を図って、必要に応じて立入検査を実施しているところであります。

限りある自然の有効な活用と廃棄物の削減を図るため、4R、リフード——ごみになるものは断る、リデュース——ごみの発生を抑制する、リユース——再使用、再利用する、リサイクル——ごみを再資源化するという、4つの方法で適正処理を推進し、廃棄物の発生を抑制し、使えるものは繰り返し使うといった町民の生活スタイルの浸透に努めて、さらには、河川浄化活動や緑化活動など、地域の環境づくりへの町民の自主的、積極的な活動を促すとともに、環境ボランティア活動の育成と支援を図り、町ぐるみで、本町の環境づくりに努めているところであります。

また、エコフィールド三股における児童・生徒を対象とした環境教育活動を推進し、環境保全に対する取り組み、意識の情勢を図ってまいり所存でございます。

次に、②の不法投棄やダイオキシン排出対策についての考えということでございます。

不法投棄につきましては、法律や条令等で厳しく規制をしておりますが、いまだ不法投棄が減らない現状でございます。国や県においては、メディアを通じながら、また町においても回覧、広報、立て看板等を設置して、不法投棄の防止を促しているところであります。

さらには、河川浄化推進委員による定期的なパトロールを、また、クリーンアップ三股など町民参加による浄化活動を合わせて行っているところでありまして、ほかにも自主的に啓発活動を行っている団体もございます。

捨てる人がいなくなるまで、地道な活動だと思いますが、ごみをごみを呼ぶ不法投棄の特徴を断ち切るため、継続していかなければならないというふうに考えております。

なお、ダイオキシン排出対策につきましては、回覧、広報等で町民に対し、野外焼却禁止の徹底を図っているところであります。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） どうも答弁をいただきまして中身はわかりましたが、やっぱり、この問題は、先ほど言われました看板とか、回覧とか、そういう呼びかけだけじゃだめなんです。私の考えでは、だから、地球温暖化に影響するのは将来の世代の子供なんですから、そこを考えた場合、もっともっと厳しく当たるべきじゃないかと思うんですが、町民の理解と関心を高めるためには、やはり、そういう自治公民館長会とか、そういうことがあるわけですから、ひとつ機会あるごとに資料でもつくって回すとか、回覧なんかも、回さじ回す人が多いですから、関心のある人だけしか見ないということですから。その、見ない人が大事なんです。だから、そういうふうに一人一人、そういうチラシでも配るとか、そういう方向でやったらどうかなあと私は思うんですけど、そういう考えは今されてないのか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 今、回答をいたしまして、回覧等々とか言いましたけども、まだまだ言われますように回覧板が回らない世帯も大分あるわけですので、いろんなことを通じながら、啓発活動をやっていききたいと、地道な活動だろうと思っておりますけども、いろんなことを参考にしながらやっていききたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） ぜひ、それは実行していただきたいと思いますが。

私は、機会あるごとに散歩するわけですが、回ってみると、圏内道路を散策するとか回ってみるとか、それから、空き缶、ビニール類、空弁当ですが、それから、ビニール、それから、家庭ごみなんかがよく見られ、山道に入ると大型電気器具が捨ててあるところがあるわけです。だから、見ると、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、そういう大物が捨ててあると、だから、その管理が大事だと思いますね。草山は大体空き缶を投げ、ポイ捨ては大体広域農道の草が茂っているところ、そういうところにためて捨てております。我ら青少年育成会でいつも年に何回か空き缶拾いを子供合わせて、年寄りまで回るわけですが、必ず、大きな袋で4つ、5つ拾うんです。広域農道回ると。だから、そういうのを捨てないための、やるためにどうしたらいいかと、1番と2番とひっくるめて私質問しますけども、やはり啓発といいますか、パトロール隊でも結成して、定期的に回るとかやらないと、もうみんなが知らないところで捨ててあるわけですから、私、回ってみて、二、三日、1週間ばかりになりますか、回って、写真も撮ってきたんですが、ここにありますが、テレビなんかも、もうこりゃ、もうカヅラが巻いて、こういう状態です。後で町長に見せま

すけど。ところどころに、こういうごみ捨てとか、あと、堰堤のあそこに行ってみたら、冷蔵庫が2つも捨ててありました。これも一つ一つ離れて捨ててありましたので、別に撮ってきましたけども。それと、何もわからないようなごみ、だから、我々が、あの人が捨てるんじゃないかというごみなんかはありますけど、それを指摘、証拠を見ないからできないわけです。だから、パトロール隊が、それを証拠を見るとできますので、町民の中で1000分の1かなんかわずかな人だと思うんです。捨てる人は。だから、ぜひ、そういうパトロール隊でも結成してやらない限り、これはできないと思いますが、大体これは、平成9年でしたか、一般家電の不燃物ごみ処理を有料化したのは。あれから急に不法投棄がふえてるということ、私は思うわけですが。

それから、先ほども言いましたように、捨てる、拾う人の身になって捨てる人が考えれば捨てられないと思うんですが、もう捨てる人は少ないけども、拾う人は多いわけですから、そういうなくすためには、そういう教育、関心を持たせる、そういう組織を高めようという教育しかない、私は考えております。その辺について、パトロールだけの結成については、そういう考えはないか、担当課長でもいいですけど、一応答弁をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 先ほど回答の中で申しましたけども、今、河川浄化推進委員ということで、8名町内でこちらが任命いたしまして、定期的にパトロールをしてもらっております。中石議員が言われますように、大体捨てる場所は決まったように、同じところからトラック1台ぐらいずつ、そういう家電品が回収されております。

ほかに、そういうふうな、山之口あたりで郵便局の方に頼んでパトロールちいうか、教えてもらおうというようなこともやっていたみたいですが、その後のことは聞いておりませんが、パトロール、今のところはまだ検討いたしておりません。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） 私は、これを考えていたわけではないんですけど、先月の27、28でしたか、長崎に行って、原爆を体験した人の講演会があるということで参加したわけですが、吉田さんという人ですけど、題は、講演タイトルは「人の痛みをわかる人になろう」という話でしたけども、素晴らしい話がありまして、もうかわいそうに13回手術をしたということで、我々と同じぐらいの年齢だと思いますが、6年のときに被爆に遭ったということで、右の方が、その日一生懸命熱弁されましたけども、こっちは汗が出る、こっちは汗が出ないんです。ということは、何かこちらの方の手術をして、こっちに3回したということで、全部で13回したということですけど、3年ぐらい外に出られなかった、鏡を、自分の顔を見て、ほんと涙を流しながら熱弁されましたけども、やはり、痛みのわかる人間を育てようということで、県内の各小学校を講演に回ってるということをおっしゃったけども、やはり、これでもつながると思います。や

はり、捨てる人の身になって、捨てる人が考えれば捨てられないということじゃないかなあと思います。

ごみのポイ捨てなんか、もうほとんどなんですか山が多いんですけど、見られないと。後で、講演が終わってから、ちょっと私聞いてみましたが、あんまり見られないということでありましたけども。だから、電機メーカーも、やっぱりメーカーにちょっと聞いてみたら、検討中であるということですが、それは車の交換のように、古ものを新しいものに変える場合に、下取りの部分を、今提示をして金を取ってます。そういうように、電機メーカーでも検討中だということだそうですから、下取りを取らないからポイ捨てとか、そういうごみ不法投棄が多くなるわけですから、ぜひ、それをやってもらわなければ困るということまで、私言いましたけど、メーカーの方に。そういう話も今浮き上がっているということをお聞きしました。

だから、その辺について、そういう人の痛みをわかるというような子供を教育しなきゃいかんなどということは、私はつくづく思うんですが、小学校、幼稚園でもそうですけど、小学校、子供から大人まで全部の教育を定期的にやったらいいんじゃないかと思えますけれども、その辺はまだ話し合い今までないから、考えられておると思いますが、今後やりたいという考えはありませんか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この21世紀は環境の時代というふうに言われておりますが、やはり、この環境問題は地球規模で考えないといけない、重大な問題であるわけでございます。そういうことから、この環境問題に対する、この教育というものは、子供の時代からやはり徹底した教育が必要じゃないかというふうに考えているところでございます。

それらについては、学校でも、現在はそのような教育がなされているというふうに考えておりますが、今後もさらに教育強化、充実を図っていくべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） いろいろ先ほどから答弁をいただいておりますのであれですけども、やはり、今後の環境の問題は一口で解決できるような問題じゃないわけです。みんな金を出すのは怖いもんだから、隠しておりますけれども、地域の中で、あの人がトラックで持っていくよったということを見た人もあるわけですけど、それを実際証拠を見ない限り言えないんです。われわれは。また、その難しさなんです。だから、そういうパトロールで結成してでも定期的に年に1回、月1回とか、そういう形で決めてやるとか、バイクでゴミ袋に入れて持って行って捨てておったとか。と、一人が捨てれば、そこがもう集め場所やと思って、そこに捨てにくるん

です。ほかの人も。そういう連鎖反応もありますので。そういうこともやっぱり考えた上での方策を考えないといけないんじゃないかと、私は思うんですけど。やはり、シンガポールなんかにも行きましたが、あそこなんかは、もう全然ごみがないです。空き缶なんか一つも見つけようと思っても見つかりませんが、そういうやっぱり地域とか、国をつくらないと大変だと、私はもう常々ここんとこを心配に考えているわけです。

だから、いろいろ先ほどから答弁があましたけども、やはり、この問題は環境教育、あと個人個人の意識改革がないと改善できないと、私は考えます。それで、行政もその気になって取り組んでほしいと思います。

最後になりますけども、要望にもなりますが、先ほど担当課長が言いましたように、それに加えて、そういうパトロールの月に1回やるとか、そういう指標でもつくって、ぜひ目に見えるような形でつくってほしいと思います。ただ呼びかけだけじゃいけないと思いますので、看板やら、回覧とか、そういうのじゃですね、看板が30万円以下の罰金とか書いてあります。あれを書いた裏の方に捨ててあるんです。だから、そういう状況ですから、もう心の教育しかありませんので、ぜひ、それを実行してほしいと思います。

そういうことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位8番、上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして、質問してまいります。

町長の施政方針で、生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎え、ますます重要な課題となっております、と、このように述べられておりますが、予算書で見る限り、保健衛生など変化はありません。国保会計、介護保険、老人保健会計と予算書を見ると、それぞれ療養費、利用料がふえております。

本町の人口構成を見ると、50歳から59歳台が男女とも一番多くなっております。あと10年たつと70歳前後が一番多くなることになり、1日も早い健康増進、発病を予防する1次予防に重点を置く対策を強力に推進することが重要になっていくのではないかと思います。町長の考える「温かみのある福祉と健康の町づくり」について、もう少し具体的な対策をお聞かせください。

次に、介護保険制度についてです。

小泉内閣は、高齢化の進行によって、介護医療、年齢など社会保障の給付費が増大し、そのた

めに国が使うお金や財界、大企業の負担する保険料がふえてはたまらないといって自立自助を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行っております。介護保険でも高齢者のサービスを切り下げ、国民負担をふやすという大改悪を行いました。具体的には、昨年10月からホテルコストや食費の全額徴収です。平成18年度からは、新予防給付の導入などによる軽度者のサービスの切り捨てを行います。

次に、今まで公費で行ってきた保健福祉事業は、国庫負担の割合を削減するために地域支援事業として介護保険財政に取り組みます。まさに、介護社会化という、当初の理念を投げ捨て、自立自助の考え方を徹底した制度へと介護保険を変えていく大改悪です。今回の改訂によって、新予防給付が実施されるようになるとありますが、具体的にどう変わるのかお尋ねいたします。

2番目に、今回の改訂の大きな特徴として、地域包括支援センターの創設と地域支援事業の創設がありますが、それぞれの役割、具体的体制、いつから施行されるのかお尋ねいたします。

障害者自立支援法についてです。

障害者福祉を大きく変える法律である障害者自立支援法が、平成17年10月31日、自民、公明党の賛成で成立し、18年4月から施行されます。

これまで、障害者福祉サービス支援費制度は、収入に応じた負担方式、応能負担だったので、ホームヘルプや通所施設は95%の人が無料で利用できていました。ところが、障害者自立支援法では、これらのサービスや公費負担医療は障害者が利益を受けるものだとして応益負担の考え方を導入し、原則1割の定率負担としました。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなし、負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起こることは、火を見るより明らかです。

そこでお聞きします。自立支援法では、サービスの利用方法も大きく変わると聞いています。福祉サービスを利用したい場合は、障害程度区分の認定審査を受けなくてはならないとあります。積極的な聞き取り調査や専門性を持ったスタッフの配置が必要と思いますが、本町の場合は大丈夫なのですか。また、制度の概要、手続の実務など障害者全員に説明はなされているのでしょうか。

3番目、利用者負担はどのくらい影響するのか、施設や通所に通ってる人たちの具体的な影響をお尋ねいたします。

それから、減免制度激変緩和策はあるのでしょうか。

また、今回の自立支援医療制度には、月額医療費が高くなると給付対象外となってしまいますという大きな問題があります。その場合、医療保険制度の高額療養費制度による負担上限額か自己負担分となりますが、病院の窓口で3割負担を立てかえなければならないという制度になります。

この立てかえ分を自治体がかわりに立てかえてくれるような制度があるのか、お尋ねいたします。

最後に、平成17年度から高齢者控除、年金控除の縮小で、年金生活者が増税となりました。平成18年に予定されている高齢者の住民税非課税限度額引き下げで、本町も新たに700人以上の人が非課税から課税になると試算されております。連動して、介護保険料や各種の軽減措置が適用されなくなります。

ことしの税金申告の期間、私はどのような控除があるのか調べてみましたところ、基礎控除、妻の扶養控除、医療費控除、障害者控除などがありました。この障害者控除には、介護認定者も対象となることがわかりました。普通障害者控除は、障害者手帳を持っている人に適用されるわけですが、この介護度の高い高齢者が障害者手帳を持っていなくても、自治体に申請すると介護保険から持っているデータで認定できる場合は、特別障害者控除の対象者として認められることがわかりました。

本町での交付状況はどうなってるのか、また、こういう制度が普通は知らされていないのが実態ですが、町でも税制改革で非課税から課税になる要介護状態の人に、障害者控除認定書の発行が実施されているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、後は自席で質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、施政方針について。

「温かみのある福祉と健康の町づくり」についてございます。

今日、町民生活を取り巻く環境は少子・高齢化、また国際化、情報化など、変化と交流の流れの中にございます。このような中であって、各世帯の生きがいに対する受けとめ方や認識はさまざまですが、子供からお年寄りに至るまでの生涯を通し、生きがいづくりのあり方が改めて問われるようになっております。生きがいづくりにおいては、人づくり、健康づくり、ふれあい交流の場として総合福祉センターを積極的に活用し、高齢者、障害者のみならず、一般町民や児童など町内に居住するあらゆる世代の人々が交流を深めることができるようなお一層の充実、発展に努め、温かみのある福祉の町づくりの推進に取り組んでまいりたいと思います。

また、平成18年度は高齢者福祉の総合窓口として、地域包括支援センターを設置し、高齢者の健康づくりや介護予防に重点を置いた包括的な取り組みを計画しているところであります。

健康づくりにつきましては、高齢者や生活、行動の変化が進む中、町民の健康に対する関心も高まりを見せております。近年、疾病の構造については、がんや循環器系疾患などの生活習慣病が主流となっております。生活習慣病は、検診による早期発見や日常の生活管理による予防が必



要不可欠でありまして、総合的な保険医療体制を図っていくことはもちろんでございますが、同時に健康に対する自己管理意識の高揚を図り、町民みずからが健康の維持、増進に努めていくための支援体制づくりの強化を図っていかなければならないというふうに考えております。

このようなことから、町民の健康づくりを積極的に推進するために国が発表した「健康日本21」をもとに、地区座談会、アンケート調査などを踏まえ、栄養、運動、休養、病態など、それぞれの分野ごとに町民一人一人が健康づくりに取り組む際の目標取り組み、目標値を掲げた「三股町健康づくり計画」（仮称）を設定することにいたしております。

今後は、目標達成に向け、町民一人一人の理解、協力を得ながら、関係団体、関係機関、団体との連携を十分図りながら、健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

それから、2の介護保険制度改訂についてでございます。

介護保険制度の改正につきましては、これらの高齢化率が急速に高まる中、高齢化の最後の急な上り坂の時期を迎える。そうした中で、介護保険制度が、高齢化や、その家族を支える重要な柱として機能し続けるためには、制度の持続可能制を高めていくことが重要と位置づけたものでございます。

改正における新たな事業として、自立支援を目指した、予防重視型の予防給付の導入、そして、地域支援事業としての地域包括支援センターの設置など、さまざまな事業を展開しながら、介護保険事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

質問の要旨の①、②、③につきましては制度の内容でございますので、担当課長の方から説明をお願いをしたいと思います。

それから、障害者自立支援法についてでございます。

障害者自立支援法は、これまで別々の法律で提供されていた障害福祉サービスを一元化して、身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者の3障害と3つの障害と、障害時の障害の種類にかかわらず、共通の制度によってサービスや公費負担医療を提供するものであります。また、増大する福祉サービス等の費用を、サービスの利用者を含めて、みんなで支え合う仕組みを取り入れております。

なお、上西議員から質問のありました3つの質問、①、②、③、これにつきましても、担当課長の方から内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、④の療養費の立てかえ分の助成、貸付制度はあるのかということでございます。

まず、療養費の立てかえ分の助成についてお答えを申し上げます。

コルセット等の装具代、柔道整復の利用等につきましては、一たん療養費を全額負担していただきまして、後日、医師の証明書、領収書等を添えて関係係に申請することによりまして、払い戻しが行われるわけでございます。

次に、貸付制度でございますが、本町では貸付制度は実施しておりませんが、委任払い制度で対応をいたしております。70歳未満の人の場合、医療費の支払いが困難であると町長が認める人については、この委任払い制度により、窓口での実質支払い額は自己負担限度額の支払いで済むわけでございます。70歳以上の人の入院の場合は、限度額適応、標準負担額減額認定証を窓口で提示することによりまして、自己負担限度額までの支払いとなるわけでございます。

外来の場合は、外来限度額を超えた分が高額療養費として後から払い戻しが行われるところでございます。

それから、④の介護認定者への控除について障害者控除認定発行についてでございます。

高齢者におきましては、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により身体障害者手帳等の交付を受けている者のほか、身体障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象とされているところであります。

しかしながら、介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するものであります。

一方、身体障害者福祉法に基づく障害認定につきましては、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合に基づいて判定するものであります。

したがって、要介護認定と障害認定は、その判断基準を異にするものであり、要介護認定の結果だけをもって身体障害者のどの程度に相当するかを判断することは、大変困難であると考えております。このようなことから、今後は所得税法施行令、地方税法施行令の規定に伴い、認定の方法等を十分協議しながら、実施の方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それでは、私の方から、この新予防給付の創設で具体的にどう変わるかということで、これにつきましては法改正の説明でございますので、若干長くなると思えます。御容赦いただきたいと思います。

今回の介護保険制度改革における大きな特徴の一つに、介護認定区分の見直しがございます。御質問の新予防給付事業は、認定者のうちの50%を超える要支援1、そして、2と認定された方を対象として実施する事業でございます。

これらの対象者は、保健師や理学療法士等の指導のもとで、適正な機能訓練等のサービスを受給するということで、現在の対象者の身体機能が維持される、または回復するなどの効果が得られると期待されております。

このように新予防給付は、機能回復や自立支援を前提としたものであるということで、利用者が家事援助を受けられなくなるというものではございません。利用者へのサービスの提供のあり

さまが見直されると理解しております。

例えば、これまで掃除や食事の支度をすべてヘルパーさん任せにしていた。このことは、単に家事代行型であるということ、かえって自立を損なう傾向につながるのではないかとということで、利用者に対しまして、できる範囲の作業はヘルパーさんと一緒にやってみましょうというようなサービスの提供の仕方が見直されていくということになります。利用者は、こうした自宅での日常的な作業を積み重ねるということで機能が回復する、そして、自立に近づいていくように支援していくということが、新予防給付の創設の真意と理解をいたしております。

それから、デイサービスの件でございますが、デイサービスについても同様に、サービスを提供する施設について、利用者それぞれの身体能力に応じたサービスが提供されていくものでございます。利用者が必要とする適正なケアプランに基づくサービスであれば、受けられなくなることは考えておりません。

それから、次はヘルパーの仕事の影響ということでございますが、これにつきましては懸念される要因というのが2つほどございますが、一つは利用者の意識改革についてでございます。果たして、すべてやってもらえるかという利用者意識の、できることは自分でやるという意識、これがスムーズに移行できるかということでございます。説明能力や利用者との信頼関係の構築といった、ケアマネージャーやヘルパーに、ここのスキルアップを求めるところであると考えております。

もう一つは、現時点において、国からの具体的な運用の説明がされておきませんが、ヘルパーさんの受け持つ業務の報酬単価、この報酬単価が抑えられつつあることによる業務圧迫についての懸念でございます。

しかしながら、ヘルパーさんは、利用者の居宅での状態を最も把握している福祉の専門職でございます。予防の効果を在宅で素直に確認できる、貴重な立場の方でございますので、予防重視型施策の中核を担っているわけです。今後も、こうした訪問ケアのサービスプランの内容を十分に吟味しながら、充実を図っていく必要があるというふうに考えております。

それから、地域包括体制の本町の日程と具体的体制ということでございます。

今回の介護保険制度改正の目玉が、御質問にあります地域包括センターの設置でございます。国は、人口規模約2万から3万に対して、地域包括センターの設置を1カ所を義務づけております。福祉課なりに1つの地域支援包括センターを設けることといたしておりますが、この支援センターでは、介護予防のケアプランの策定、高齢者の総合的な相談支援、それから、高齢者の権利擁護、虐待発見、防止、それから、各事業所のケアマネージャーの指導相談と、高齢者福祉の重要事項全般を受け持つということになります。

そのため、地域包括支援センターには、社会福祉士、そして、保健師、主任ケアマネージャー

といった専門の資格を持った職員の配置が義務づけられております。より質の高いサービスの提供が求められています。

本町におきましては、平成18年10月1日に地域包括センターを設置すると、各事業に取り組むといたしております。この地域包括の10月1日と申し上げましたが、これは、介護予防給付を10月1日から給付するというので、同時設置となるものでございます。

しかし、この予防給付を10月からとなると、少なくとも包括支援センターで調査をしなければいけません。二、三カ月前から調査を行わなければならないということで、それから、地域支援事業は4月から実施するということになります。そのようなことで、段階的に包括支援センターの体制をつくっていくといたしております。

それから、本町における地域支援事業の具体的な体制でございますが、介護保険法で見るところの地域支援事業について、簡単に触れておきたいと存じます。

今回、制度化された地域支援事業の大きな特徴は、これまで介護保険の対象でなかった要支援、要介護の状態になる前の高齢者を対象としているところでございます。現在の生活をそのまま続けていくと、近い将来必ずや要支援、要介護状態になる可能性が極めて高い高齢者、いわゆる、要支援、要介護予備群といわれる高齢者を特定高齢者と位置づけております。

これらの高齢者に対しまして、運動機能向上のトレーニングプラン等を取り入れた介護予防事業を実施すると、そして、特定高齢者の状態の悪化を水際で防いでいこうということが地域支援事業でございます。生きがいデイサービスを利用されている高齢者を対象として、保健師や理学療法士による機能向上のトレーニングを実施するといたしております。

それから、自立支援……自立支援法が3つございます。

利用者負担制度はどう変わるかということでございますが、これまでは、原則利用者本人の所得によって負担額を設定されておりました。さらに、扶養義務者がいる場合には負担義務者も負担を課している、その所得税額によって額を設定しておりました。

今回の新法では、20歳未満の利用者を除きまして、扶養義務者負担を廃止しまして、原則利用したサービスの1割を負担するということになったわけでございますが、ただし、利用者本人の世帯の所得に応じて利用者負担の上限額を設定と、そして、資産の少ない方には、その上限額を引き下げることといたしております。そして、入所、通所の施設を利用の場合の食費や光熱水費は全額自己負担となったということでございます。ただし、低所得者の方につきましては、補足給付の軽減の措置が設けられておるといことになります。

それから、障害の重い人は、新たに負担の生じる低所得者への助成はあるのかという問いでございますが、これにつきましては、特にないようです。

ただし、さきに説明しましたように、低所得者の方については個別の減免や補足給付などの軽

減制度がございます。

そして、それから、福祉サービスの支給決定や手続でございますが、福祉サービスの支給決定や利用手続は、その内容によって若干異なりますが、基本的には町に申請して、町の支給決定を受けてもらうと。まず、居宅サービスの利用については、4月1日に見なし支給決定を行います。そして、10月1日からは完全に新制度に移行しまして、その支給決定方法が大きく変わります。支援制度では、市町村の担当者が訪問して調査する。そして、1次審査をする。担当の方で。そして、市町村審査会で2次審査で障害区分の判定と支給医療費の決定が見なされるということになります。この審査会については、都城に設置される審査会に委託するということになるかと思えます。

それから、施設の入所、通所等のサービスの支給決定については、4月から向こう3年間の支給決定をいたします。

そして、施設については、今後5年間の間に、日中のサービスと夜間のサービスに編成を見直しをしないといけないということでございます。

したがって、日中と夜間のサービス体系に移行した場合、新支給決定に基づきまして申請していただくと、支給決定をするということになります。この、日中、夜間と申しましたが、これは日中は活動の場と、昼間です。そして、夜間は住まいの場というふうに給付が別れることになります。これは、施設の場合は審査会の判定は必要ないということになりました。

以上です。

○議員（3番 上西 祐子君） 詳しくありがとうございました。

最初の健康づくりについて、町長にもう1回伺いたいと思います。

今、人口的に、ほんとに50歳から59歳までが三股の人口が一番多くなっております。あとほんとに10年たつと、もう医療費、介護予防、そういうふうなことは待たなしで起こってくるわけですが、12月議会でも、私、健康づくりのことで質問いたしましたけど、やはり、いろいろ健康づくりには町民の自立、自覚、そういうふうなのはもちろん大切ですけど、やはり、いろいろと指導してくださる、教えてくださる、それから、地域で一緒に取り組んでくださる、そういう訪問活動とか、食生活指導だとか、それから、検診だとか、そういうふうなことが一番大事になってくるんじゃないかなあと、保険と医療と福祉の町づくりというふうなことで、本町の場合も、健管センターを中心に行って、一生懸命されてるのはわかっております。保健婦さんたち、本当にもう遅くまで電気がついてやってらっしゃるし、ただ、そういう中で考えたときに、あと10年たつと高齢者がもっとももっとふえるわけです。そういうふうなときに、病院の、町立病院の看護師さんたち技術職が21名ぐらいですか、こちらの方に配置になるというふうなことは聞いておりますが、やはり、今保健婦さんたちが健管センターに4名いらっしゃって、1人は

今産休なんです。3名で今されておりますが、ほんとに2万5,000人の本町にしたときに、少ないと思うんです。それで、やはり病院職員の看護師さんたちを、保健師として研修をさせて、何人か。そういうふうなことが必要になってくるのじゃないかなあと、そういうふうなことは考えていらっしゃるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町民の健康づくりということでございまして、本町におきましては、平成元年でしょうか、健康管理センターを開設しまして、ここを中心に町民の基本検診、健康診査ということで今行っているわけですが、これを、さらにやはり充実すべきじゃないかというふうに考えております。

今回の病院の改革によりまして、今言われましたように、病院におられた看護師さんが役場の方に見えるわけですが、今回のこの人事につきましても、そのようなことを念頭に置きながら、やはり健康管理センターをですね、さらに充実さしていく、健康づくりに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 質問の途中なんですけど、ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 健康づくりについて、もう一度町長にお尋ねいたします。

私も健康づくり策定委員会に所属して、いろいろと皆さんと一緒に討論してきたわけですが、この中で、町民のアンケートによれば、希望として、プールをつくってほしいとか、それから、ウォーキングコースつくってほしいとか、そういうふうなのがありました。プールはちょっと難しいんですけど、ウォーキングコースを、ある人があそこの、今度文化会館の整備をしますけど、温泉もお湯があります、あのところを木道、ずうっと木道でウォーキングコースをつくって、そして、ところに足湯を置いたらどうかというふうなことも聞きました。

そういうふうなこととあわせて、それから、さっき私が言った、その町立病院の看護師さんたちを保健師さんだとか、栄養士さんなどの指導をするために研修を受けさせる、そのようなお考えはないのかどうか、もう一度お聞きいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、この前の日曜日、先週の日曜日ですね、ウォーキング大会、第

5回目の大会があったわけですが、毎年毎年、そのような大会に参加する方がふえつつございます。やはり、先ほどから申し上げておりますように、やはり自分の健康は自分で守ると、自分でつくるという観点から、そのようなことで大会に参加される方も多くなっているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

言われたことは重々わかっているわけですが、今後、さらに体育指導員とか、教育委員会の方、そういう所管等とも十分連携、また、協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ具体的な対策を持って、取り組んでいってほしいと思います。

次に、介護保険のことについてお尋ねいたしますが、この新予防給付の問題点として、地域包括支援センターの保健師がケアプランを行うというふうなことです。本町の場合、要支援と介護1の人が大体56%ぐらいで、500人以上の人が該当します。その500人の人を保健師の方がケアプランをつくるのが可能なかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） その部分を全部包括支援センターでケアプランをつくるということにはなりません。と申しますのは、今まで利用されてきた方々は、各事業所でケアプランをお願いし、給付を行っているわけです。そういうことで、今までは、利用されている方はそのままその事業所を利用させていただく、ということになります。

そして、新しく認定された方については、包括支援センターでケアプランをつくるということになります。

したがって、町の包括支援センターでつくるということになると、その部分が報酬として町に入ります。そういう部分については、介護予防事業については10月からということを考えておりますので、多分、介護保険事業会計についての補正という対応をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 介護予防給付という問題点で、もう1つ、給付費が削減されることを前提として決められていると聞きましたが、ケアプランをつくるときに、その人を見なくて、給付費削減のノルマに追われるのじゃないかと。やっぱり、介護報酬が低く抑えられるということになると、改善の状態がよくなる可能性の人はいいんですけど、可能性の低い人がサービスから排除されるようになるのではないかというおそれもあるんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それについては、給付的な部分については、要介護1から介護5の給付と同じ給付になるわけです。もう、そういう部分は心配はないだろうというふうに思います。

問題は、事業所でございます。介護予防についての報酬的な部分は、まだ下りてきておりません。いわゆる、介護給付、介護予防というふうに別れるわけございまして、介護給付はこれまでの報酬単価で行くわけでございます。介護予防については、若干下がるんじゃないかなというふうに考えています。そういう意味において、各事業所はどうかかなという部分の心配をいたしております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 包括支援センターが立ち上げるわけですが、そのスタッフはどれぐらい必要なのか、そして、保健師さんとか、職種ですか、どういうふうな方々がその担当になれるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これにつきましては、私の方から人事の問題でございますので、どうするということとは言えませんが、一応、要望として上げておりますので、要望とした形での回答をいたしたいと思います。

社会福祉士、先ほどの説明で申しましたように、社会福祉士と保健師、それから、主任ケアマネージャー、この3人については、もう必須なんです。これだけは配置しなさいよということなんです。そういうことで、社会福祉士が1名ということでございます。それから、保健師1名、この保健師については、介護予防マネジメントを担当してもらうわけでございます。そして、事業所のケアマネージャーがつくったケアプランも検収するということです。そういう面においては、大変業務量も多いのかなあというふうに思います。それから、主任ケアマネージャーが1名、これについても各事業所のケアマネージャーを指導するという部分も役割はございます。それから、介護予防新予防マネジメントということで、以外にケアマネージャーを3名必要です。この方々が、やはりケアプランを作成をするということになります。

それから、理学療養士が1名、これについても、今後地域支援事業の予防スクリーニングをしますので、そういう部分で機能回復訓練とか、そういう部分がございます。そして、同じく代替業務においてケアマネージャーが2名必要です。これについては、必ずしもケアマネージャーじゃなくてもいいんですが、看護師さんでもいいというふうに思うんですが、実態把握をしますから、各地域に出て元気老人あるいは虚弱老人、その把握をします。そのデータをつくります。それをもとにして、地域支援事業が展開されるということでございます。そして、一般事務が2人とい



うことで、包括支援センターは11人、そういうことで、一応、要望をいたしております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 新たに、その包括支援センター、地域支援センターができるとう人員がたくさん要るわけですが、この看護師さんたちを、ほんとに、そういうところに充てて、健康づくりに取り組んでほしいとおもうわけで、ぜひ町長も看護師さんたちの研修を含めて、保健師、訪問活動なりができるように、それと、健管センターとはまた別なんですね。そういうふうなことも含めて、ぜひ研修をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、保険料の、介護保険料の問題なんです、介護保険料がまた本町でも上がるわけですが、年金80万円以下の方は負担が軽くなりますが、100万ぐらいの年金の人は上がりますよね。

それと、もう1つお聞きしますけど、扶養になっているお年寄り、年金をほんともう四、五万しかもらってないから、農家の方とか、やはり扶養になっていると思うんですが、この方たちの矛盾ですか、そこはどうなっているんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） いわゆる、例えば、年金が50万円程度もらっていらっしゃる方については、月4万幾らでございますが、そういう方個人で1人世帯の場合は、大体第2段階に……（発言する者あり）いいですか。扶養になっている方については、家庭の生活状況ということで、やはり所得、市町村民税がかかっているとすれば、やはりそれも入ることになります。

例えば、その年金を年に10万円程度しかもらってませんと、極端に言ひまして、しかし、家族には課税されている人がいるということになれば、それ相応の段階に配置されるということになります。

したがひまして、家庭の所得状況も見らんだということになります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この介護保険料の一番の矛盾だと思うんです。もう親がほんとに年金が少ないから扶養にして、壮年の人たちは、大体普通住民税ぐらいかかります、生活していくと。そういうふうなときに、やはり住民税非課税というふうな人は、少しでも施設に入ったときに安くなるわけ。食費代とか、部屋代が、ホテルコストちゅうのは少し減免がありますけど、そうでない、扶養になってらっしゃる人たちは、その減免もなくて、保険料も高いというふうな状態、福祉保健委員会で、その保険料の試算額の説明のときに、世帯分離を見越して予算つ

くってるというふうなことを言われましたけど、やはり、私も知ってる人が親を抱えて、もうほんとにやってらっしゃって、世帯分離の方がいいよというふうなことを言うんですけど、やっぱりそれは家族の情として、お母さんを世帯分離するちゅうふうなことはできないというふうなことで、そこら辺、やはり、その本人の年金で何とかできる手だてをすることはできないのか、町独自で。そのあたり、どうお考えですか、町長。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今の質問でございますが、その辺につきましては、まだ検討もしていないわけでございますが、本当に深刻な問題じゃないかというふうに受けとめております。十分、その辺を頭に置きながら、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、そういうふうな町の独自対策としても考えていってほしいと思います。

次に、自立支援法のことなんですが、障害のある人、1割負担になるわけですが、いろいろと説明をされたというふうなことなんですが、皆さん、その説明のときに大体どれぐらい、通所とか、施設で食費負担とか、そういうふうなことがふえるのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これは、施設に入所した場合のことでございますが、一応、課税において年収560万程度ある場合と仮定しまして、見直し前は5万3,000円だったんです。それで、一応今回定率負担額と、それから、食費等の実費負担という部分が出てきましたので、これを合わせますと8万1,000円ということになります。

それから、障害基礎年金1級の受給者、大体月8万3,000円程度必要でございますが、この方が見直し前は4万9,800円だったんです。これが法改正によって5万5,000円、軽減とか、そういう部分を利用した後の部分で5万5,000円、それから、障害基礎年金2級受給者は月6万6,000円です。大体生活保護の境界線上にある方は6万6,000円。見直し前は3万9,800円だったんです。これが4万1,000円ということになります。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） これは食費を込めてですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと聞いたんですが、この個別減免で、本人の預貯金とか資産を調べたと、通帳を提出されたというふうなことなんですが、これはちょっと問題じゃないかなあと、どういうふうなことなんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これについては、預貯金等がある場合、やはり350万以下、以上という部分がございます。食費とか、そういう部分の軽減措置において、それによって軽減の割合という部分が変わってきますので、そこまで調査をしないとできない。だから、通帳とか、そういうものを提示していただくということでございます。じゃないとわかりませんので、判定ができないという部分がございますので、そういう部分は、もう自立支援法の中で明記されております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今まで、障害を抱えた親御さんたちは何が一番心配かといえば、自分が死んだらこの子はどうなるんだろうかと、そういうふうな思いでお世話をしてるわけです。それで、障害年金とか、6万6,000円ですか、そういうふうな年金はなるべくもう使わなくて、自分が死んだ後のために、その兄弟とかに面倒見てもらうためにも、貯金が少しでもあった方がいいというふうな思いで今までずっと貯金してきたと、それが、この障害者自立支援によると、その貯金があだになると、そういうふうなことを言われております。そして、また子供も通所施設、作業所なんかに行ってる子供が、食費負担があるんだったらもう行かないと、家でお父さん、お母さんの手伝いをするというふうなことも言ってる子供がいるそうなんです、ほんとに、せっかく自立して、社会に出て、いろいろなことをしようというふうな、そういう障害を持つてる子供たちを、反対に家に閉じ込めてしまうような、今度の自立支援法じゃないかなあというふうに考えるんですが、いかが思いますか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 障害者に対する支援については、やはり税で、国民全体で支えるべきだというふうに、基本的に思います。

今回の支援法は、利用者の負担によって、負担能力の乏しい人については低い負担上限額を定めております。

しかし、やはり障害者は健常者ではございません。健常者と同じく元気な障害者の方もいらっしゃいます。所得の多い人もいらっしゃいます。

しかし一方では、仕事をしたい人も仕事ができないという方もいらっしゃるわけでございます。そういう方について上限額を示しているんですが、それでも、やはり大変だろうなというふうに私たちも思います。福祉に携わる私たちにおいても、やはり、そういう方々に対しても、国に対して、やはり、そういう部分についての介護保険もそうなんです、調整交付金等で、やはり、その交付金の上乗せをしていただくということ、そういう部分についても、国に対して大きく申し上げたい気分ではございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、そのようにしてほしいなあと思います。

この宮日の新聞に、3月の初めでしたか、障害者の補装具が障害の重い人たち、80万円を超えると。これを定率負担になると7万7,000円に膨れ上がると、その二、三年置きに子供が成長するからつくりかえていかないといけないと。だから、本当に若い、やっぱり子供さんが小さいわけですから、親御さんも若くて所得も少ないわけですが、本当に、そういうふうな人たちにとっては大変な負担になる今度の障害者自立法なんですけど、ぜひ定率自己負担で障害者が利用抑制とか、後退につながらないように、町でもぜひ支援策を考えて、検討してほしいなあと思います。

町長、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ福祉政策も年々進んでいくわけでございますが、やはり制度の、この内容の矛盾と、また不都合な面もいろいろあるようでございます。こういう面については、やはり改善するところは改善すると、見直しをしていくというようなことで、県の町村会におきましても、国に対する要望は毎年行っております。そういうことも取りまとめて、ひとつ改善の方に、所要の、国の方に要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、国の方に要望して、障害者が困らないようにしてほしいと思います。

もう1つ、作業所のことなんですけど、作業所に対して、何か国庫補助金が廃止になるのではないかというふうなことを言われたおります。今、ひまわり作業所380万ですか、さつきに180万。このようなことに関して、町のひまわり作業所、さつきの方、これらが障害者とのあれとはまたどういうふうになるのか、そのあたりちょっとお聞かせ願います。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 作業所については、補助金の形で今計上しております。将来的に、国が補助金を廃止する方向にはございます。そういうふうな状況ではございますが、18年度は補助という形でございます。今後、ひまわり作業所については法人化に向けて今検討をいたしておりますので、そういう形で、今行政としては指導をしていきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 最後になりますが、税金の問題で、障害者、介護認定者の税金問題、認定書ですか、それをさつきこれから検討するというふうなことを言われたんですが、私も母が山田町のグループホームに入っているもんですから、ちょっと年金があるもんですから、都

城の市役所に行って尋ねたところ、市役所では、高齢者控除がなくなったり、年金者控除がなくなると税金かかる人がふえると、だからこの障害者認定書の交付が多くなるだろうなというふうなことを私たちが話しているんですよというふうなことで、それで、介護認定者がみんな障害者になるわけではないんですがというふう——介護のデータで調べて返事しますというふうなことでありましたが、1週間ぐらい経ってから都城の市役所から、障害者認定書というものが送ってきました。

だから、こういう制度というのはですよ、介護4とか5とかいう人たち本当にこう寝たきりになったりまたするわけですが、障害者手帳がなくても、そういう障害者と同じ扱いで税金の控除ができるように、一日も早く本町でもしてほしいし、また、それらの広報ですか、そういうふうなものをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これにつきましては、一応都城市が、要綱がございますが、実際これを適用したことはないというふうに聞いております、しかし、所得税法、町長も申されましたが、地方税法上、その控除規定があることは事実でございますので、その上位法にのっとって実施をしていきたいというふうに思います。

今、三股町においては認定者は発行をいたしておりません。全然ないわけでございます、しかし、認定の手續等もございますので、直ちにということにはならないと思います。なるだけその早く処理をできるように態勢をとっていきたいと思います。

一応、福祉課としては、その認定者証の発行をしますということでございます。あと、税務課サイドでそれをどうするかという問題については、税務課長の方で答えられると思います。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほどから出ておりましたように、地方税法、あるいは所得税法、この規定の中がございますので、そういった発行に基づけば、それが障害者控除として認定されるということですので、それに従ってやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ来年の申告には間に合うようによろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（原田 重治君） ここで、昼食のため、1時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、福留君。

〔4番 福留 久光君登壇〕

○議員（4番 福留 久光君） それでは、当局に通告しておきました問題について、質問してまいります。

まず、児童館について、質問いたします。

三股町児童福祉施設設置条例第1条に、児童福祉法第35条3項の規定に基づき、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉施設を設置する。第2条に、児童福祉施設の名称及び位置は、別表1から4のとおりとする。別表1には、児童館の設置場所及び名称が11カ所記されています。

また、三股町児童館運営並びに管理規則によると、児童館は、児童の健全育成のために事業を行い、児童の健康増進と情操を豊かにし、子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図るよう運営しなければならないとあり、7項目の事業名が記されています。地域における児童館の役割は大きいものがあると考えます。

そこで、児童館の運営及び管理の第8条、並びに別表を改正し、日曜・祝日及び春休み、冬休みと開館するよう改正する考えはないか、伺います。また、児童館敷地内の管理はどうなっているか、伺います。

次に、総合型地域スポーツクラブについて、このスポーツクラブとはどのようなものか、昨年12月1日に、大分大学の谷口助教授の説明が6地区分館で行われましたが、この説明会に参加しましたが、よくまだのみ込めておりません。もう一度説明してください。

また、モデル地区として6地区で、「勝岡スポーツクラブ」これは仮称ですが、を設立とありますが、今後どのように取り組まれていくか、伺いたいと思います。

以上で、壇上の質問を終わり、あとは自席で行います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

児童館について、児童館の運営並びに管理規則についてということでございます。

ただいまの説明をいただいたわけですが、それを重複するようなこととなりますが、児童館の運営並びに管理規則につきましては、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、昭和42年から昭和58年にかけて、本町におきましては、各地区に12カ所児童館を設置いたしております。

児童の健全育成のために事業を行い、児童の健康増進と情操を豊かにし、子供会、母親クラブ等の地域活動の育成助長を図る目的で、児童厚生員を22名配置いたしまして、健全な運営をいたしているところでございます。

開館時間が月曜から金曜まで13時から18時まで、土曜日が9時から18時まで、夏休み期間の7月21日から8月31日までが9時から18時まで、休館日が日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）というふうになっております。冬休みにつきましては現在行っていないわけですが、昨日、1番議員の質問に、ことしから実施することにいたしているところでございます。これにつきましては、町が――三股町が管理いたしているところでございます。

それから、2番目の総合型地域スポーツクラブにつきましてでございますが、これにつきましては、現在、教育委員会の方で、それぞれ父兄のためにこの説明会を行っている状況でございます。そういうことで、これにつきましては、所管の教育長の方から説明をお願いしたいと思っております。

以上で、回答を終わります。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、総合型地域スポーツクラブについての御質問ですから、お答えいたします。

この総合型地域スポーツクラブは、平成12年9月に打ち出されましたスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境整備充実の方策として提唱されたもので、その地域に住んでいる人々が、年齢、性別を問わず、だれでも気軽にスポーツや文化活動に親しむことができるクラブのことを言います。すなわち文部科学省の委託事業ということになってきます。各市町村に1つずつ立ち上げなさい、やっけていきなさいということも言われている事業であります。

そこで、本町といたしましては、現在、第6地区分館を拠点施設といたしまして、総合型地域スポーツクラブを立ち上げるべく、説明会等を開いていろいろとやっけていっているところでございます。平成18年度からは、日本体育協会から助成金の交付を受けまして、準備委員会、運営委員会を組織して、具体的な準備に取りかかることにしております。

正式なクラブの設立は、平成20年2月を目標にやっけていきます。この18年、19年をその準備段階といたしまして町として取り組んでいきますが、まず、6地区を拠点にして、そこでモデルとしてやっけて地域全体に広げていくということで検討しております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 町長に伺います。

この運営並びに管理規則を改正する気はないんですか。さっき伺いました8条と別表について改正する考えはないか、伺います。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 放課後児童対策事業が、この児童館運営規則等にのっとって実施をしているわけですが、土曜日については、この土曜日の開館については、平成14年度だったと思うんですが、学校の週5日制にあわせて土曜日も児童館を開館したということがございます。

この開館後、日曜日・祭日もあけてはどうかということですが、それが果たしてよいのかということがございます。と申しますのは、学校サイドから申しますと、やはりなだけ子供を家庭に返すという部分はあるわけです。そしてまた、児童館は保育園ではないわけですね。保育園ではない。保育園も日曜・祭日は休みなんですね。そういうことで、この放課後保育については、昼間に保護者がいない家庭について、やはり児童に対して遊びを主として預かっているわけです。

それからまた、今現在、児童虐待等も多いわけですが、これも1つの要因は、やはり親と接する機会が少ない。そしてまた、親と触れ合う機会が少ないとも言われておるんですね。したがって、子育てを第三者任せにはいけないというふうに思っているわけです。親と接する機会をつくる、思い出をつくるという部分については、やはり日曜・祭日ぐらいは、親と一緒にいい思い出をつくるか、そういう部分があつていいんじゃないかというふうに思います。そういうことで、そういうことは今のところ考えられないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 日曜日・祝日はできないということですが、実際に児童館を利用されている子供たちは、日曜日・祭日は物すごい多いんですよ。だから、日曜日はあけていないから児童館には入れない。その周りで遊んでおるわけです。かえって危ないんじゃないんですか。私はそう思いますけどね。

実際に、児童館に日曜日・祝日等に行ってみられましたですか。物すごい多いんですよ。土曜日と日曜日は同じぐらいの人間が来て遊んだりしていますからね。だから、そこを見て日曜日はやっぱりあけて、だれか一人おった方がいいんじゃないかという考えがありますんでですね。どうですか、もう一回質問いたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） そうですね、児童館で遊ぶことはいいことだと思うんですね。私たちが子供のころは、やはり自分たちでこう公民館とかそういう所で友達同士で遊んでいたんです



ね。いろんな遊びを見つけながら遊んでいたというふうに思うんですね。遊びまで、その祭日まで見張りが要るのかという部分ですけれども、やはりそういう部分については、やはり今団塊の世代にあって、そして、保護者が仕事をされているということで、子供と接する機会が少ないわけですから、そういうことで、やはり日曜日・祭日ぐらいは、子供と一緒に触れ合うという部分も大事にした方がいいんじゃないかと私は思います。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） これは堂々巡りになると思いますので、まず、児童館に、日曜・祭日に行っていたら、利用状況はどんなものか。また、児童館の周りで遊んでいる子供たちはどのくらいおるのかというのを確認していただきたいと思います。それによってちょっと考えが変わるんじゃないかと思えます。町長、どうでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど福祉課長が申し上げたとおりでございまして、やはり、親と子の触れ合いの場で、今非常にそういう時間が少ないというふうなことで、日曜日ぐらいやはり親子は一緒にいるべきじゃないかと思えます。

町内に保育所が11カ所ございます。常設保育所ですね。保育所がありますが、この常設保育所だつて日曜日は休んでおります。やはり親と子は、日曜日にはどっか公園に行ったり、そういうことで触れ合いの場をやはり設けているわけですから。児童館の日曜開館というのは現在のところ考えていません。外で遊ぶことがいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 私の考えと違うようですので、何度言っても堂々巡りになると思えます。これで、児童館についての開館については以上で終わりますが、もう少し現状をよく確認されて考えていただきたいと思えます。日曜日ずっと遊んでいるわけじゃないわけですからね、2時間なら2時間、3時間ぐらいしか遊んでいないわけですから、その辺をもう少し考えていただきたいと思えます。

それから、スポーツクラブの件ですが、これは今から検討されて、どういう形にもっていくかということになるかと思うんですが、現在各クラブが実施しておるのが何個かありますけれども、これが野外であったり屋内であったり、夜間であったり昼間であったりとするわけです。この辺の整合性をどう持っていくのか、どう考えておられるのか、ちょっと考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） お答えいたします。

私はこの総合型スポーツクラブをやった方がいいということでみんなと話をしてきました。というのは、今ちょっと質問に触れますが、実は先ほど午前中の質問の中に、福祉のまちづくり、健康なまちづくりというのが盛んに出てきました。それで、一方で福祉の関係はやるが、健康な高齢者や、そうした方々へのサービスはどうかというときに、このやっぱりそういう人たちへのサービスとしては、この総合型スポーツクラブというのは最適だと思うんですね。グランドゴルフももちろんされていますが、そのほかいろいろ卓球、あるいはバドミントンとか、あるいは外のウォーキングとか、そういうものを立ち上げながら、そこに指導者を養成して三股町でやっていくということをねらいにしているわけでありませう。

それで、夜型・昼型それぞれ出てきます。今後そこは見分けながら行きます。特に体育館を夜は使わないといけませんから、それはそれでまたやると。要するにスポーツクラブ一つ二つじゃいけませんから、いろいろな形のクラブを立ち上げたいということですね。

それで、2年間のうちにその準備を進めまして、そして、20年になったらいよいよ受益者負担になってきますから、そのあたりの金が要りますから、そういう構想でいきますので、その昼も夜も入れながら今後検討していきます。十分町民が参加するスポーツクラブにしていけないというふうに思っているところです。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（4番 福留 久光君） 県内に幾つか、スポーツクラブも立ち上げているところがあるんですが、こういう先進地に視察に行くとか、研修に行くとかいう計画はありますか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、立ち上げて準備しましたので、いきます。

県内10クラブほど立ち上がっているわけですね。それでよく昨日も報道されていましたが、宮崎の東大宮クラブというのが一番初めに立ち上がりました。そして、真幸地区がようやくこうスタートしております。それから、日南の東郷スポーツクラブは立ち上がってきました。この近辺では高城がそろそろ立ち上がってきます。立ち上がるというのは2年間準備をして、いよいよ自分たちでやるということですから、県内では大体10クラブあたりが今こう立ち上がろうとしていますね。

ただ、こういう財政の厳しい中ですから、国から補助金がきますから、それに三股町はもう最初に申し込んできましたから、今度18年度ですね、恐らくおりるであろうと思うんですが、そういうことでほかの町村に負けないように、やっていけないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（４番 福留 久光君） まあひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、屋内である場合には、一応使用料というのを払わにゃいかんわけですね、だからその辺はどうなるのかなというふうには考えてはいるんですけども、今一応屋外でやっているスポーツについては一応金は払ってませんわね。施設の使用料としては、旭ヶ丘のソフトボール場以外は恐らく払っていないと思うんですけども、屋内である場合には、もう必ず使用料を払わにゃいかんわけですね。だから、その辺をどういうふうには考えておられるのかなというふうには思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） あのですね、やっぱり受益者負担をとっていかないといけないと思います。それで、例えば6地区の体育館で卓球をすると卓球台もそろえないといけないわけですね。そういうものも買っていかないといけませんから、やっぱりある程度の受益者負担はとりながらやっていきます。そして、真幸あたりは5,000円近く年間とっているわけですね。そういうことでスタートしていますから、そのあたりの理解を得ながらスタートしていかないといけませんから、十分説明会もやっていきます。

一応、このスポーツクラブの説明会を今月末から、全公民館——自治公民館を対象に実施します。30館、自治公民館で夜、説明会をする計画で今おるところでございます。

○議長（原田 重治君） 福留君。

○議員（４番 福留 久光君） 説明会をされるということですので、住民が十分納得ができるような説明をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位10番、池田さん。

〔8番 池田 克子君登壇〕

○議員（8番 池田 克子君） 通告いたしました1、町立病院関連の問題についてと2、学校の食育についてお尋ねいたします。

まず第1の町立病院についてです。

ここ数年前より、町立病院の経営については危機的状況であるとだれもが心を痛めておりました。民間企業であればとうの昔に、倒産していたかもしれない町立病院に、今やっと方向性が定まったのであります。50年間の歴史を思えば心情も複雑ではありますが、町財政の今後を考えますと、指定管理者制度の導入は渡りに船だったのではないのでしょうか。

昨年の10月より、指定管理者条例の制定や管理者の指定に向けて、議会も同意をしてまいり

ました。指定管理者の選定基準も設けられ、それぞれについて慎重に審査されたものと思われます。結果、市郡医師会が指定管理者として選定されました。信頼性、継続性、経営の安定性など申し分なく、適任者であることは言うまでもありません。詳細についての打ち合わせは、本年度中に行うと聞いておりますが、一番心配されたのは、病院職員の雇用についてであったと思います。

平成16年度における医業収益に対する人件費の比率は81.1%に上り、赤字経営のネックにもなっていたからであります。その職員の方々への説明会は、たびたび行われていたようですが、そのとき十分納得されたのでしょうか。就業規程や給与等の変動は、少なからず不安と苦痛を与えることになったのではないのでしょうか。

本年1月の最終結果では、正職員30名のうち24人が本庁へ移行されるということで、マスコミにも取り上げられ、町民の方々もこれには驚きを隠せないようでありました。当の職員の方々は、並々ならぬ決意のもとに、新職務に取り組まれるとは思いますが、当局がもっと別な角度から、医師会病院へ雇用の要請ができなかったものか、そのときの要請内容についてお尋ねいたします。

次に、②の看護職から本庁職員の配置についてであります。

昨年12月定例会での先輩議員の質問で、ある程度の対策はお聞きいたしておりますが、その時点での動向は未定でありました。今ここに現時点での配置予定をお尋ねいたします。

次に、③の今後5年間の退職者数と職員給与の年次的推移についてお尋ねいたします。

退職予定者の方は、ある程度定年を迎えられる年次を考えれば、ほぼ推定できますが、今回の町立病院管理者の変更は、歳入と歳出のアンバランスを生み、職員給与のみが重くのしかかってしまったのではないかと危惧するものであります。かといって、決して職員の方々に責任があるのではなく、今後の歳入歳出のバランスをどのような方向でとっていくのか、そこに行政の責任が問われるものと思うのであります。

当局は、今年度を行財政改革実施年と位置づけられておりますが、歳入予算の町税とほぼ同額が、歳出予算の人件費に消えるのであります。町民からの大事な血税を感謝の念で受け取り、その思いを行政サービスに徹しなければならないのは言うまでもありません。が、官・民との実質的給与格差を考えれば、人件費の是正も今後検討すべきだと思っておりますが、退職者数と給与の年次的推移とあわせて、町長にお尋ねいたします。

次に、学校の「食育」についてお尋ねいたします。

「食育」とは、みずからの食について関心を持ち、食べ物を選ぶ力、正しい知識を身につけ、心身ともに健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育であると言われております。

その食育基本法が昨年7月施行され、本年1月には食育推進基本計画案がまとめられました。

地域や社会を挙げて、子供の食育に取り組むことが必要であると食育推進の重要性をうたっております。食生活のあり方で古くから欧米に伝わる言葉に、「朝食は王様のごとく、昼食は王子のごとく、夕食は貧者のごとく」とあるとのことですが、三度の食事のうち朝食が最も大切なことを教えております。

朝食には、体のパワーアップを図る三つの効用があります。1つは、能力アップ、頭をはっきりさせ、集中力を増し、2つ目は体力アップ、体温を上げて体を目覚めさせます。3つ目は動力アップ、胃腸を刺激し、体内リズムを円滑にさせるものであります。今、朝食を食べない人が若い世代を中心に増加傾向にあり、本県でも20代では男女とも30%を超えているのであります。小学生の5年生が8%、中学2年生が10%に上がっており、早寝早起きの生活パターンが崩れた結果だと言われております。

国は、食育推進基本計画の中で、朝食抜きの子小学生を2010年度までゼロにすることや、学校給食に地元の食材を30%以上使うことなどを盛り込んでおります。また、学校を通して、保護者へ栄養管理に関する知識等の啓発や、栄養教諭の配置を推進する等の目標が掲げられております。

そこで、当町での学校、食育について次の4点について、それぞれ教育長にお尋ねいたします。1つ、朝食を欠食する児童の割合と0%にする対策について、2、学校給食における地場産品の割合は何%を目標にしているのか、3、保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発はどのようにされているのか、4、栄養教諭は配置されているのか。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは自席にてお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、町立病院関連についてでございます。

これの①の医師会病院への雇用要請についてということでございます。

町立病院につきましては、経営難や公立病院としての必要性等の問題から、民間に経営を移譲する方向で検討したところでございます。経営移譲に当たり、2つの病院から応募がございまして審査したところでございますが、基本的に全員の職員を雇用することを条件の一つとしたところでございます。その結果、医師会病院においては、臨時職員を含めて再雇用をしたいということでございまして、指定管理者として選定をし、議会での承認をいただいたところでございます。

医師会病院では、昨年12月初旬、職員の個別面談による雇用の条件等について説明が行われたところでありますが、その結果、職員27名のうち、1名が再雇用の意思表示をしたところでございます。そこで、町といたしましては、医師会病院の雇用条件がよくないのではないかとい

うことで、雇用条件の緩和を申し入れたところ、本年1月中旬、医師会病院による変更した雇用条件が示されたところでございます。そこで、薬剤師等技術者については、現給与保障をする条件が示されたところでありますが、その結果、職員の再雇用1名は変わらなかったものでございます。

それから、②の看護職から本庁職員の配置についてでございます。

町立病院の看護職と技術職員につきましては、21名が本庁の一般事務に職種変更をすることとなりますが、その配置先としての基本的な考え方といたしましては、まず福祉関係等資格を生かせるところへの配置、2番目に臨時職員、委託職員に変わる配置を考慮し配置をしていきたいと考えております。しかしながら、すべての職員がそのようにはならないことから、現在の一般職員が担当している業務へも配置することになるわけでございます。

それから、③の今後5年間の退職者数と職員給与の年次的推移についてでございます。

平成18年から平成22年のこの5年間の退職者は28名というふうになります。そういうことで、職員給与のこの年次的推移でございますが、平成18年度対比でマイナスの11.1%の減となります。金額にいたしまして1億8,190万6,000円の減ということで、これが削減効果になるところでございます。具体的なことにつきましては、総務企画課長の方から説明を願いたいと思います。

それから、2番目の学校の食育につきましては、所管の教育長の方から説明をお願いしたいと思います。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、「食育」についての御質問ですから、私の方で1から4までお答えしたいと思います。

まず、①の朝食を欠食する児童の割合と0%に対する対策ということですが、最近、先ほどもありましたが、「早寝早起き朝御飯」といった基本的な生活習慣が身につけていない子供がふえているということが、厚生労働省や文部科学省が中心となってから発表されて、その後、「早寝早起き朝御飯」国民総ぐるみ運動を提唱しております。

特に、朝御飯の未摂取は体の成長に影響を与えるだけでなく、先ほどもありました脳の発達や学力にも大きく影響するということが、各研究機関からも明らかにされているところであります。

そこで、町内の状況についてであります。今年度、PTA連絡協議会が町内の全小中学校でアンケート調査を実施しております。それによりますと、朝食をほぼ毎日のようにとっている子は93%、時々とっている子は6.5%、朝食を全くとっていない子が0.5%ということになっております。対策については、それぞれの家庭環境、家庭の事情があり、抜本的な対策というも

のは極めて難しいわけですが、各学校で運営されている家庭教育学級やPTAの研修会、あるいは参観日等でこの食育の問題を取り上げてもらうとともに、文書等で各家庭に啓発していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、学校教育における地場産品の割合は、何%を目標にしているかということです。

地産地消の考え方から、学校給食に地元でとれた食材を使用する動きが全国で始まっておりますが、町の給食センターにおきましては、現段階では特に町内産農産物使用の取り組みはいたしておりません。御承知のとおり、給食センターでは毎日3,000食を提供しており、特に野菜、果物については、毎月17から18品目を食材として使用しておりますが、皮むきやカットを機械で行っている関係で、形や大きさのそろった野菜が同時にかつ大量に確保できるか、絶対な、前提条件となっていくところでもあります。要は、量的にもこれだけの量を確保できないということでもあります。

これまで、町内の野菜の使用例につきましては、鮮度が落ちず必要量を確保できることから、ミニトマトを使用した実績があります。17年度は、台風被害により調達困難になったこともあったところではありますが、そういうことでやっておりません。現在、給食センターで使用している食材は、牛肉が町内業者から、米は県内産、野菜は県内産と大隅産が中心となっております。

給食センターといたしましても、どのような農産物が地元で確保できるのか、これには農家自身の意思や積極性、さらには、そのための態勢づくりが必要なわけですので、産業振興課やJAなどと協議しながら、地産地消に向けた取り組みを今後ぜひやっていかないといけないということはお考えおるところであります。

3番目に、保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発ではありますが、栄養管理に関する知識等の啓発については、給食センターでは、毎月「給食だより」を学校を通じて各家庭に配付しております。この中で、望ましい食生活、食の習慣や生活習慣とか、季節や年齢に応じた健康のあり方等を掲載し、保護者に対する啓発に努めているところでもあります。また、給食センターに研修に来られた保護者や、学校保健委員会開催時に、専門の栄養士が各種のデータをもとに、子供たちの現状と課題、食習慣、生活習慣について講話等を行っております。

また、食生活を考えるという食生活学習の教材が、今月文部科学省から届きましたので、各学校へ今月配付したところでもあります。例はこういうものでございますが、子供たちに1冊ずつっております。これを今月配付いたしました。

次に、4番目、栄養教諭の配置についてでございますが、ズバリ言って栄養教諭は配置されておりませんが、これは先ほどありましたとおり、平成17年4月に「栄養教諭制度」が発足しました。そして、その後6月に「食育基本法」が成立し、可決して、7月に施行ということになっております。

そこで、この食、栄養教諭の配置というのは、今まで栄養指導員として配置されておりますが、この教諭という名前がついたのは、それで子供たちに指導するという立場がありますから、この栄養教諭制度があります。これは免許制度であります。栄養職員が講習を受けて栄養教諭免許をとるということになりますから、今のところはありませんが、平成18年度、ことしの4月からは県で五、六名でしょうか、ぐらいが配置されるであろうという情報が入っているところであります。今後、食育については、十分やっていかないといけない状況にあることは確かですから、今後そのような取り組みをしていきます。

終わります。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、今後5年間の退職者数と職員給の年次的推移ということでございまして、先ほど町長が答弁されましたように、5年間では28名でございますけれども、今年度——この数字の中には、今年度退職、この3月で退職する9名の方は入っていないところでございます。

それで、金額的には、先ほ答弁しました1億8,190万6,000円が5年間では、単年度で減ってきますよということでございます。この数字の中には、3年間不補充——単年じゃなくて5年間ですね、5年間で1億8,100万、この中には3年間で不補充としてあります。3年を過ぎましたら、2分の1ずつ採用するという計画でございます。

そして、減るもの、減って退職による減のもの、それから採用による増のもの、そして定期昇給、それらがすべて計算をされているところでございます。その概算が先ほど申しました1億8,100万ということでございます。

終わります。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） いろいろについて一応御答弁いただきました。

まず、医師会病院への雇用の要請の内容についてということで、ちょっとその辺がまだ具体的にちょっといただいているようなんですが、もう一度お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほど町長が答弁されましたように、まず、本町は指定管理者としてやるということで条例をいただきました。その後、条例をいただきましてから、2つの病院から応募が来たところでございます。その中で、応募条件としまして、職員を再雇用していただけるかというところでやったところでございます。その結果、2つ病院が来たところでございますが、実際とそれからヒアリングを行った結果、一つの病院につきましては、基本的に職員は採用しませんということでございました。



そして、もう1つの方の医師会病院でございますけれども、医師会病院については、基本的に全員引き受けますということでございました。ただし、夜勤の労働条件の問題、あるいは賃金の問題、そういったものは、やはり今までどおりはいきませんよというようなことでもございました。したがって、これについては、個々のそれぞれの町立病院の職員の思いというものもございまして、それぞれ1名ずつヒアリングしていただくということで、医師会病院にはお願いしたところでございます。その結果、町立病院の職員を面談されたようでございます。その結果が、4名の方が、医者を除いてでございますけれども、やめて、1名の方が医師会病院に行くという結果でございました。

これにつきましては、町の方からは、1月—12月でございましたか、その結果が1名だけしかいかないと、もちろん臨時職員、委託職員は大体ほとんどが行くということでございましたけれども、職員については、1名しか行かないということで、事務局の方とまた話を持ったところでございます。

雇用条件が厳しいのではないかと、あるいは給与面が余りにも安過ぎるんじゃないかということで話をしたところでございます。その結果、確かに今現在もらっている金額からは低い額が提示されたようでございました。そこを医師会の方は再検討されまして、薬剤師さんとか、そういった技術職につきましては、今の給与を保障するというところで再度臨まれたところでございます。

しかしながら、職員におかれましては、前回と変わらなかったということでございまして、町として本人の意思をも尊重するというところでございましたので、それ以上のお願いができなかったといういきさつでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 全協の中とかいろいろなところで、一応説明は受けてたわけですが、その中でいつもおっしゃっていたのが、もう再雇用が条件だからということで、私たちもある程度は向こうの方に残られるんじゃないかというふうなことで、御本人の専門職でもあるし、その方が御本人もまた働きやすい場もあるんじゃないかな、というふうなことで期待はいたしておったわけですね。ですが、こういう形になりましたんですけれども、本当にこれがこういう結果になるんだというふうなことを、どんな形で予測されていたんでしょうかね。どの程度だというふうなことを考えていらっしやったんでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは、大変難しい問題でございまして、議会にもいろいろ私、説明をしたところでございましたけれども、その時点で言えなかったのは、ひょっとしたら大多数の方が来られるかもしれないと。こちらの方に来るかもしれないということを、ある程度いろ

んな検討の中では思っておったところでございますけれども、それを言うということは、もう町立病院職員に、こっちに來なさいよと、全員こっちに來なさいよと勸めているようなことになるのではないかとということで、控えさせていただいたところでございます。

1番の議員のときだったでしょうか、町長が答弁されたと思いますけれども、近隣の市町村の状況、都城市の庄内病院、あるいはえびの市の保育所の民間への委託、これらを見ましても、一、二名は退職したとしても、全員が本庁の方に職種がえで戻ってきているという状況がございます。

それから、これは新聞でまだ知ったところでございますけれども、県の業務の現業職から事務職への変更の計画はされているようでございますが、400人のうち300人を2カ年ぐらいかけて、事務職の方に変更させるということが、この前載っております。

それから、今月でありましたけれども、南郷町だったでしょうか、21名でしたかね、保育所を本庁の方に引き上げる計画であるということが載っております、なかなか実態は公務員から民間へ希望される方は少ないというのが実態のようでございます。しかしながら、前もって皆さん方にそのところは説明しなかったのは、ここでおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） まあ庄内病院につきましては、その当時は、指定管理者制度そのものがなかったわけですから、当然それはもう市の職員として受け入れると。また、市そのものは受け入れのこの皿が大きいわけですから、町と違ってですね、それなりの対応は、我々と人数は似たような人数であっても内容が違っているわけですね。えびの市にしても、それを指定管理者制度を利用されなかったと、それなりの理由があつてのことですから、決して今回の自分たちの件とはイコールじゃないわけですからですね。

ですから、さっき課長さんもおっしゃったように、恐らく給与の違っているのがもう大きな原因じゃなかったかなと思うわけですが、その違っているのは、もう最初から実際わかっていたわけなんですよ。多分そうだとさっきおっしゃいましたね、多分そうだろうというふうなこともわかって、今回は指定管理者を一応指定したわけですし、ということは、また反面から考えると、やっている間は赤字であっても、病院の収入というのが何がしかあつていたわけなんですよ。しかし、今度からはもう収入は病院からはゼロになるわけですね。

で、そこで、新聞にも言われてたわけですが、1億5,000万という給与が果たして、要するに一般財源から、そこからも出ていくんだと。言われ方としてはさっきおっしゃったようにいろいろな方法は、その考えてはいらっしゃるんですけども、実際的には結果としてそれが残ったということですが、それについてわかっていたことを町長としては、1億5,000万の給与、その辺の取り扱いについて、町長としてはどのように今お考えになつていらっしゃるでしょ

うか。お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町立病院につきましては、前々から非常に経営は不振であったと、よろしくなかったという状況が続いてきたわけでございます。

昨日もお話しましたように、昭和50年代から高給の看護婦を町の方に引き取って、病院の経営を手助けしてきた経緯があるわけでございます。そういうことで、長年のそのようなつけがここに参ったということで、今回のこの改善、改革につきましては、かえって僕はよかったんじゃないかと考えているわけでございます。

指定管理者の医師会病院につきましては、現行の医療体制、医療サービスを存続してもらおうというふうなことから期待もいたしているし、また、町民の方もそのようなことで非常に歓迎をされているところでございます。そういうことで、今回思い切った苦渋の決断でもございましたが、よかったんじゃないかというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 先ほど職員の方の一応配置ということでお尋ねしたところ、福祉関係とか、あるいは一般職、そしてまた臨時職員との交代というふうな感じで言われたわけですが、やはり看護師さんという特殊なそういう専門性とか、あるいは技能性とか、そういうものが持っていらっしゃる方々でいらっしゃるわけですが、これを一般行政の中で、どのような職務にこれは今後当たっていくのかですね。また、それによっていろんな対応も違ってくるかなと思うんですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほど町長が申されましたように、福祉関係等の資格が生かせるところへの配置ということをもまず優先に考えております。

それから、続きまして、その委託職員の変わる場所、あるいは職員のいるところへの配置ということで考えているところでございます。

具体的には、まだはっきりこれは定まっておりますけれども、ほぼ固まりつつありますが、福祉関係でありますと、包括支援センターがことしに立ち上がるところでございます。これには、先ほど福祉課長の方から、答弁の中で人事の方に11名の要望をしているというようなことでございました。この辺の要望が全部その配置になるかどうかは別にしまして、この辺のところへの配置を最優先というふうな形をまず考えております。

そのほか、健康管理じゃなくて、町民保健課ですか、健康づくりの関係のところの一環というふうなところを中心に考えております。しかしながら、そのあたりが21名の技術職がこられる

わけですけれども、この中の9名、10名、そのあたりかなというふうに思っておりますので、それ以外の方については一般職のところに行く。そして、一般事務としてそのやっただくということでございます。

ただ、包括支援センターに行っても、看護職が即生かせるかという問題ではございませんので、事務をとりながらの業務になっていくのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 臨時職員の方々の交代、あるいは一般職へということであるわけですが、臨時職員の方が、責任体制——責任ていうか、そういうものがどこまであるのか、そこは私もわかりませんが、単純に考えた場合は、やはり給与、賃金等も違うわけですから、それなりの職務の内容じゃないかなと思うわけですね。ですから、本来ならば、極端な言い方をすれば、それなりその職務に見合った報酬でもいいというような形に、単純に考えたときですよ、そうしなさいということではなくて、そう考えられないでもないわけですね。だけど、それはもう給与体系としては、ちゃんと保障がされてあると思うんですけどですね。

そこで、考えられるのが、おっしゃっていることに、十分な研修を実施するとたびたびおっしゃっているわけですけれども、その十分な研修ていうのは、その期間が何カ月なのか、あるいはそのカリキュラムについては、どういう内容を考えていらっしゃるのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 町立病院が、職員の方がこちらに来られることについて、まず、新年度になってからも、もちろんやっていくんですけども、まずそれまでに、何をやるかということでもまず考えたところでございます。

1点が、まず、事務をするには、今の町の事務では、パソコンが使えない方はまず臨時の方についてもそうですけれども採用しておりません。したがって、一般事務をとるには、パソコンが必要であるということから、パソコンを2回ですかね、1回やっておりまして、もう1回やる予定でございます。

で、1回目は、初任者というんですかね、の研修、2回目は中級の研修をやる予定でございます。で、これは、研修を1回2回受けてパソコンがうまくなるかというのと、とてもなりません。したがって、本人の方には自宅での練習をお願いしたところでもございます。

それから、パソコンではなくて、今度は役場の職員として、くるに当たっての基本的なことを13日、14日、2日間実施したところでございます。これにつきましては初歩的なことでございます。主に服務規律、それから財政のところの予算の見方とか、それから決裁面とか、決裁の

事務の流れとか、そういったこと、あとは行政改革のこと、あとは役場の本庁の方のいろいろな駐車場の問題とか、いろいろなものも車の利用の仕方とか、そういった基本的なことを2日間かけてやったところでございます。

で、実際、また4月になっていけば、だんだん高度化した、実務に即したものも研修の中でやっていかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、今の段階では、それだけを今やったところでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 御本人たちが本当に職場で職種は違ったと言えども、安心してやはり仕事ができるような態勢をぜひとっていただきたいと思います。

先ほど職員の定数について3年間は採用をしないというようなことをおっしゃったわけですが、16年に立てられたシミュレーションの中では、大体退職者に対する2分の1ずつ入れていくというようなシミュレーションがあっているわけですが、では、18年度から3カ年はそのシミュレーションの中では何名入れる予定にされていたのかですね。まあ退職者からこの見受けられると約10名になるんですよね。大体ですね。半分もし入れる予定だったとすればですね。それが実際的には、あちらのいろいろ考えると20名、倍の方が職員として入っておいでになるわけですから、果たしてこれがこの21年、22年度の雇用に対する予定をこのまま持ってきていいのかどうかですね。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の答弁をする前にちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど3年間は、職員は採用しないというふうに申し上げたと思いますが、一般事務について採用しないということでございますので、技術の面では、ひょっとしたら出てくる可能性もあります。そういうことで、一般事務については3年間は採用しません。で、ただし、技術職のところについては、出てくる可能性がありますので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、シミュレーション、前回の行政改革の中で示したシミュレーションであります、これは、昨年その前の年度の段階でつくってありますので、町立病院がどうなっていくのかというのとはわからないというところでございます。したがって、あの計画の中には、町立病院の職員は一切入っておりません。それから都北衛生センターの——前の旧都北センターの職員、これも入っていないところでございます。したがって、前回からすると、2分の1不補充ではなかなか難しいので、3年間は不補充でやろうと。職員採用の観点から言えば、少しずつでもバランスよくとることが強く求められているんですけれども、今回これではもうそれもやむを得ないとい

うところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） ですから、結局入れていないシミュレーションの中で、実際は入ってこられるわけですから、それだけ余分な予定というものを組まないといけないということになりますですね。

ですから、平成16年度に改定された行財政改革大綱の中で、職員の定員適正化計画では、さつき課長さんがおっしゃったように、町立病院のは入っていなかったわけですからね。ですからなおさら、ここで適正であるかどうかを見直すべきじゃないのかということを考えるわけですが、町長さんにお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） まさに言われるとおりでございます。前回町立病院の人たちは入っていない段階でのシミュレーションがつけられておった。したがって、そのときは2分の1不補充でいこうということにつくられておった。しかし、今回こういうことで職員がたくさん来られるので、3年間は、一般事務については採用しませんよということで調整を図っていきたいということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 私がお聞きしたかったのは、要するに、退職者に対して2分の1不補充ということで、退職者というのはある程度推定ができていますから、そのその方の3年間の推定人数を見ますと、大体10名ぐらいと、3年間ですね。あるんですよ。要するに、18年度で3名、退職者が、19年度で5名、20年度で12名というようなのが今予定でございますね。その方々をだから多目に見ても10名から11名が結局補充しないと。反対から言ったらその人たちは、半分補充するちゅうことですわね。反対から言ったらですね。それを補充しないというわけですから、10名の補充をしないということを結果としてなるって言うているわけですよ。数から言ったらですね。それが今回は20名おいでになるわけですから、ですから、その後の21年、22年度の補充を6名、3名というふうにとっていらっしゃるわけですから、その辺を少しか見直されたいかがですか、っていうふうなことを申し上げているんですよ。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 確かにこの3年不補充をしたために、3年間採用しないとしたために、その前の計画に追いつくかということになるとこれは追いつかない。そこで、6名・3名のところを調整したらどうかということでございますが、この辺は今後検討をする問題、

5年間でした場合がこういうふうになりますよということでございますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

で、前回のシミュレーションのときには、今そこに先ほど18年度、19年度、20年度で、21ですけれども、前回のシミュレーションのときには、この17年度の9名の退職、入っていますよね。それらのもちろん町立病院の人は入っていないわけですけど、今回役場の方で退職する人、そういった人もまだ入っていますので、若干そこら辺はまだもうちょっとこうなるのかなというのもございます。

いずれにしても、これはこの計画は、まだ正式に町の中で採用されたものではなくて、一応のこういう計画でいこうかなということで、まだしたもので、まだシミュレーションの段階でございますので、今申されましたように、その後もできるだけ早く、その解消するように検討はしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 壇上にて申し上げました中で、18年度の歳入歳出予算の中で、やはり人件費が町税に対してほぼ同額というような内容になっているわけですが、ラスパイレース指数に準じて、年次的に低下しているということは、もう私もちゃんと理解しておりますけれども、それはあくまでも官公との比較であるわけですね。ですから、やはり今後はそこそこの自治体の内情にあわせて対応しなければならないんじゃないかと。それが改革ではないかと思うわけです。

そこで、町長さんに、この改革ということについて、一言、御決意の方をお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 行政改革につきましては、平成16年度に取り組んでまいりまして、17年度からその実施に入っているわけでございます。この改革・改善につきましては、今後も年次的に進めてまいりたいというふうに考えております。

何と言いましても、この歳出予算の割合は、どうしてもこの人件費が一番比重が大きいわけでございますので、現状とそれと業務の内容等を十分勘案しながら、十分検討をしていきたいと。そして、健全な町政運営を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） じゃ次、教育長さんにお尋ねいたします。

朝食を欠食する児童のパーセントが、やはりゼロではなかったということで、今後の取り組みを述べていただきました。これは確かに学校側だけの努力ではできませんで、やはり保護者の

方々の御協力がなければ当然できないことでもあるわけですね。ですから、その辺をしっかりとまた文書等を通して啓発していきたいと、いうふうなこともおっしゃっていますので、ぜひその辺を欠食児童がゼロになるように御努力をいただきたいと思います。

それと、次の地場産品が現在は全く使用されていないということで、私も何年でしたか、ちょっと地産地消ということで取り上げてお願いした経緯があることはあるんですが、やはり量的なものとか、そういうものでなかなか地場産品のこれていうのが、今のところないということとそのときもおっしゃってありました。しかし、これも全く三股の畑の中にそのものがないわけじゃないんですよ。結構三股は多くの方がいろんなものを量産的につくっていらっしゃるんです。ですから、そのやはり方たちとの契約とか、いろんな御努力をやはりしなければ、向こうから飛び込んで給食センターに、うちの品物を買ってくださいて言われる方は多分いらっしゃると思うんですよ。だから、やはりそれはこちらの方からの計画として、産業の育成とかいろいろそういう方にもお願いしたいというふうなことも、おっしゃいましたんですけども、やはり連携をとりながら、やはり地産地消という今後の取り組みに対しても、ぜひ地域でとれるものを自分たちの健康に取り入れていただきたいということで、これもぜひ今後の課題の中で取り組んでいただきたいと思います。

それと、近年では、やはり子供の生活習慣病が深刻になっております。ですから、アトピー、アレルギー、あるいは体力、気力が出ないとか、あるいは不登校、あるいは切れる。もう切れるというのがもう非常に今大きな問題になっていますね、子供たち低学年の子供がですね。何の理由もないけれども、かっとなって切れて犯罪に走ったていうのが、もう本当に痛ましいそういう事故がいっぱい起こっているわけですけども、やはりそういう影響はやはりバランスよく食べる「食育」、これがやはり不可欠、欠如しているというのが原因ではないかと言われているわけですね。

ですから、欧米諸国では、幼児期のころから、食の自立を支援する食育活動がもう実施されている。もう小っちゃいころからその食に関して教育を行っている。学校では、「教育」「体育」いろいろ育ていうのがつくのがあるんですけど、なかなか「食育」ということに関してはないと、日本においては特に言われているわけです。ですから、今回、国もいろんな制度を取り入れながら、本当に国民が「食育」についてしっかりと学んでいながら、健康増進につなげていかなきゃならないということで、今回の法の制度も整備されたわけですね。

そこです、さっきおっしゃった栄養教諭は配置されていないというのは、私もわかっていたんですが、県が五、六名配置するんじゃないかともおっしゃいましたですね。であれば、やはり一番に手を挙げられて、ぜひ我が校にその栄養教諭を配置していただきたいという御努力をお願いしたいと思いますし、また、栄養教諭はさっきおっしゃったように、今実際担当なさって



る何でしたか、学校栄養職員という方ですかね、その方は、一定の講習を受講されると資格がとられるということになっているようですね。ですから、こういう方々をぜひ受講させていただいて、そして、栄養教諭の免状を取りながら、子供たちに対して「食育」の勉強をしっかりと植えつけさせていただけるとありがたいと思います。

最後になりますけれども、その決意のほどを教育長さんにいま一度お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今おっしゃったように、学校は「知育」「徳育」「体育」と3つの育でやっています。そして、近年このようになってきて、「食育」が加わって4領域ですよということで学校教育を進めておりますね。「食育」については、近年おっしゃったように、子供たちが実にひ弱だと。学力もその点で落ちる。そういうことで、特に「食育」については国も取り組んでいくところですね。

そこで、この栄養教諭制度については、ようやく立ち上がったところです。そして、県から派遣される栄養教諭になりますから、そうなってくると、県の方では一応食育に関するモデル校というのをことしから立ち上げるわけですね、県内に。大体まあ立ち上がった学校、いわゆるモデル校と指定された学校に、栄養教諭として配置すべきであると。今のところ、三股はそれには手を挙げておりません。まだ今スタートですから。ゆくゆくとなってくれば、来てもらって職員を獲得することには努力しないといけませんから、いいことですからそれはやりたいと思いますが、現在、その状況にはないということでやっておりません。ただ、栄養職員が2人、ここはおりますね、給食センターに、その人たちは栄養指導員ですから、そのまま学校の教室に来てくれるわけにはいかんわけですね。それぞれの給食の時間とかそういったところはできますけれども、そういう意味では夏休み等に講習会をもたれております。去年もなされておりますが、もって、今度は県の教職員課あたりでもう一回いろいろ審査しまして、そして栄養教諭という資格を与えるんですね、それからスタートしていくんです。ですから、そういう方面には積極的に取り組んでもらうように強くみんなでやっぱり当たらないといけない状況です。そういうつもりでおります。

以上でございますが。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、昨日の16番議員の総合福祉センターについての質問中、足湯の質問に答弁がなかったとのことですので、ここでお願いします。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 平成17年度9月議会で、総合福祉センターの元気の杜についてということでのその後の取り組みということで、そのときに足湯の問題が出ておったところでございます。これについてのその後の取り組みでございますが、その後調整会議を開いて検討を

したところでございます。その中で出たことが、利用の温泉の湯についてですね、利用の今後の拡大を図らなきゃならない。それから土曜・日曜の開放はどうだろうか。それから、温泉水を圧縮して販売している自治体もあるということで、そういうものはどうだろうか。それから足湯はどうか。それから福祉等のデイサービス等の利用の拡大、こういったものを図ったらどうかというような意見が出たところでございます。

その結果、湯量が今100トンで設定されておりまして、今現在、あのおふろに約50トンを使っているということのようでございます。それで、残り50トンあるということでございますが、まず最初に、デイサービス事業との拡大を図って、その湯で残れば、その湯に残った量で次何やるかということではないと、先に足湯をした所をつくっても、いざなると湯量が足りなかったということになるといかにということで、まずその拡大を図ってから、残り湯でやろうということになったところでございます。

それから、足湯については、実施するかどうかは、今後の検討を要するというところでございます。なぜかと申しますと、足湯については、まず、その湯量の問題もございまして、今現在、現施設がまだ利用の拡大が図られていないために、少ないようでございます。たくさんの方が集まらなければ足湯も使えない。使ってもらえない。わざわざ足湯に入るために遠くから来るとは考えられないところから、そこに来られた方がついでに足湯に来たのかなというような感覚だろうと。そうなれば、やはりあすこの施設でのいろんな福祉施設の利用を図らなければ、施設だけつくってあとはうまくいかんということではないかと。特に、夏の8月とかには使う人は少ないんじゃないかというような意見等が出たところでございまして、つくるつくりにくいについては、まずそういった現施設での利用を図った後、残ればそういうものも考えられますというところでございます。いずれにしましても、そういうことで検討をしたところでございまして、足湯についてはそういうことでございます。

以上、報告、補充といたします。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれにて終結します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時39分休憩

.....  
[全員協議会]  
.....

午後2時40分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 2 時40分散会

---

議事日程(第5号)

平成18年3月20日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑・討論・採決

議案第17号から議案第51号まで35号議案及び意見書(案)第1号並びに陳情  
第1号、第2号

追加日程第1 意見書案第2号及び第3号一括上程

日程第4 決議(案)第1号上程

日程第5 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑・討論・採決

議案第17号から議案第51号まで35号議案及び意見書(案)第1号並びに陳情  
第1号、第2号

追加日程第1 意見書案第2号及び第3号一括上程

日程第4 決議(案)第1号上程

日程第5 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

---

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君

2番 財部 一男君

3番 上西 祐子君

4番 福留 久光君

5番 大久保義直君

6番 重久 邦仁君

7番 東村 和往君

8番 池田 克子君

9番	別府	久光君	10番	原田	重治君
11番	中石	高男君	12番	山中	則夫君
13番	小牧	利美君	14番	宮田	強雄君
15番	黒木	孝光君	16番	的場	茂君
17番	桑畑	浩三君	18番	山領	征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	岩松	健一君	書記	出水	健一君
			書記	榎木	たみ子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑	和男君	助役	原田	一彦君
教育長	田中	久光君	総務企画課長	原田	順一君
税務財政課長	渡邊	知昌君	町民保健課長	間世田	和文君
福祉課長	下石	年成君	産業振興課長	木佐貫	辰生君
都市整備課長	瀬尾	春己君	環境水道課長	福重	守君
教育課長	野元	祥一君	会計課長	上村	陽一君
病院事務次長	西村	尚彦君			

---

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長の報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果を御報告

申し上げます。

去る16日の日に、本会議終了後に委員会を開催し、追加議案の取扱いについて協議を行いました。その結果、追加上程されます決議案第1号については、既に提案されております議案全部を議了後に、委員会付託を省略して全体審議として措置することに決しました。

これで報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。追加上程されます決議案第1号の取扱いについては、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、決議案第1号につきましては、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

---

## 日程第2. 常任委員長報告

○議長（原田 重治君） それでは、日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務文教委員長よりお願いします。総務文教委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保義直君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保義直君） それでは、総務文教委員会の審査の結果について報告を申し上げます。

総務文教委員会の審査結果については、会議規則第76条の規定に基づき報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第18号、19号、20号、24号、27号、28号、29号、30号、39号、50号、51号、計11件でございます。

順次説明を申し上げてまいります。

まず、議案第18号「三股町温泉開発等施設整備基金条例を廃止する条例」について説明申し上げます。

三股町温泉開発等施設整備基金条例は、平成16年度で事業完了したもので、基金条例を廃止するものであります。

当委員会では、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号「三股町国民保護協議会条例」について説明申し上げます。

この条例は、目的の第1条にありますように、武力攻撃事態等における国民の保護のための処置に関する法律に基づき、三股町国民保護協議会を設置するものであります。議案第20号にも関連する条例でもあります。

当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号「三股町国民保護対策本部及び三股町緊急対処事態対策本部条例」について説明申し上げます。

この条例は、目的第1条にありますように、武力攻撃事態等における国民の保護のための処置に関する法律に基づき、三股町国民保護対策本部及び三股町緊急対処事態対策本部を設置するものであります。武力攻撃事態等は他国からの対策であり、緊急対処事態は国内からの対応策であります。

当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表中に福祉関係分がありますが、福祉保健課にあります地域包括支援センター運営協議会、また当委員会に付託されております国民保護協議会を設置するための報酬及び費用弁償を定める条例の一部改正であります。

当委員会では、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第27号「三股町職員定数条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、第2条第1項の第1号、議会事務部局の職員3人を2人に、同項第2号、町長の事務部局181人を156人に、同項第3号、公営企業の職員7人を9人に、同項第7号農業委員会の事務部局の職員4人を2人に、同項第8号、教育委員会に所属する職員26人を33名に改めるものであります。現定数224人を205人の定数に改正するものであります。

当委員会では、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号「宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の一部改正について」するものでございます。

本案の一部改正は、別添の別表第1は、市町村組合を組織する団体の加入変更によるもので、別表第2中第3条第9号に関する事務及び同条第10号に関する事務並びに同条第11号に関する事務の改正は、今回の市町村合併に伴う組合加入の増減を改正するものであります。

当委員会では、審査の結果、規約の一部改正については可決すべきものと決しました。

議案第29号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について」説明申し上げます。

本案は、宮崎県自治会館管理組合で共同処理を行っていますが、今回の市町村合併に伴い市町村の加入、脱退による増減措置をしたものであります。

当委員会では、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額87億7,790万9,000円に歳入歳出それぞれ2億7,622万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億5,413万7,000円とするものであります。

歳入については、町税の4,546万1,000円に、繰入金2億9,139万5,000円が主な増額であります。その他の金額は、決定及び実績見込みによる増減補正であります。

歳出については、予備費8,469万7,000円が主なもので、この予備費については、前段で申しあげましたように収支の調整を図ったものであります。それ以外は、実績見込み及び執行残による増減補正であります。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第39号「平成18年度三股町一般会計予算」について説明を申し上げます。

本案の予算は、歳入歳出それぞれ84億7,000万円で、対前年度比3.4%で2億8,000万1,000円の増になっております。

歳入については、町税が15億9,463万7,000円で18.8%、前年比で2,056万8,000円の増になっております。地方交付税は26億1,834万4,000円で30.9%、前年比に比べて6,572万1,000円の減、国庫支出金8億6,971万6,000円、10.3%、前年比で8,389万6,000円の減、繰入金7億2,089万3,000円で8.5%でございます。前年比に比べますと、1億9,589万1,000円の増、町債費については9億5,890万円で、前年比で9,860万円の増が主なものであります。

詳細は、11ページの事項別明細書と予算説明資料に記載されております。

歳出について主なものを説明いたします。議会費は9,410万7,000円、前年比で121万2,000円の減でございます。総務管理費は8億7,350万2,000円で、前年比7,396万7,000円の増、徴収税11億4,411万1,000円で、前年比583万3,000円の減になっています。

次に、消防費2億257万9,000円で、前年比726万2,000円の減で、常備消防委託料が1億5,416万6,000円になっております。

次に、教育総務費でございますが1億3,599万6,000円で、前年比1,126万6,000円の増になっております。

次に、小学校費は9,678万7,000円で、前年比3,823万1,000円の減、中学校費6億7,272万4,000円の主なものでございますが、まず使用料及び賃借料1億336万7,000円、工事請負費が4億5,874万8,000円、公有財産購入費が3,780万円で、前年比で5億4,524万円の増になっております。

同じく教育費でございますが、社会教育費は3億8,051万1,000円で、前年比1億



423万2,000円の増になっており、主なものは文化振興費の工事請負費630万円、公有財産購入費1億2,976万9,000円は、総合文化施設周辺整備事業駐車場用地購入費であります。

保健体育費は1億7,730万7,000円で、前年比2,809万1,000円の増になっており、体育施設費で工事請負費3,519万5,000円は、三股町武道体育館改修工事であります。

次に、公債費については9億8,056万円で、前年比6,077万3,000円の増になっており、償還金利子及び割引料、元金を含む、同じく利子1億2,498万7,000円が主なものであります。

予備費については800万円でございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について」説明を申し上げます。

本案は、上米公園パークゴルフ場の指定管理者の指定をするものであり、三股町パークゴルフ協会と三股町観光協会の2協議会に役場が示した様式に基づき事務事業計画書、収支予算書が提出されており、これに基づき総合的に協議されており、結果として、上米公園パークゴルフ場は三股町パークゴルフ協会に指定管理者の指定がなされたものと思います。

附帯意見として、町には公園を初め公の施設が多く、総括質疑でもありましたようにパターゴルフ場のみの指定するののかとの問いもありました。町の公の施設は、今後経済効果を上げるためにも指定管理者制度を導入していく方向で研究して、経済効果の成果に努めるよう当委員会の意見でありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。（発言する者あり）済いません。パークですね、済いません。訂正します。

議案第51号「基本構想について」説明を申し上げます。

この基本構想計画は、平成13年度から22年度までの10年間に示された構想であります。平成18年度より、後期5年間の構想を見直すものであり、別添資料の中に改正する字句、新たに挿入する字句が入っております。そうしたことで、見直しの改正でございます。

当委員会では、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 福祉保健常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第23号、25、26、30、31、32、33、38、39、40、41、42号、意見案1号の計13件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

まず、23号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

本案は、自立支援法に基づき、住所地特例とするものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第25号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、介護保険法制度の改正に基づき、制度全般について見直しするものであります。保険料の改正は、対象区分を第6号までとするものであります。すなわち、保険料の基準額を第4段階、5万5,200円、1.12%の増として改正するものであります。また、平成18年度から平成20年度までの3カ年に改めるものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号「三股町シルバーワークプラザ設置条例」について。

本案は、高齢者の自己の能力を活用し、みずからの生きがいの充実と福祉の向上を推進するための拠点施設として設置、条例をするものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について。

14ページの民生費国庫負担金においては、実績見込み額により減額補正するものであります。

15ページ、民生費国庫補助金、（節）の2児童福祉費補助金3,133万8,000円は、次世代育成支援対策施設整備交付金であります。

31ページ、（款）の3民生費、（節）の28繰出金、老人保健会計繰出金、医療費6,894万円は、医療費実績見込みによる町負担見込み額と、支払基金、国庫、県費負担見込み額差を補てんするものであります。

33ページ、保健衛生総務費、（節）の19負担金補助及び交付金、不足見込み額を補てんするものであります。33ページ、保健衛生総務費、（節）19の負担金補助及び交付金、町立病院収支補てん補助金1億5,000万円は、17年度資金不足見込み額を補てんするものであります。

予防費、（節）の13、医療費1,450万円は、実績見込みにより予防接種、健診業務、人間ドッグ委託料を減額するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額25億5,479万5,000円に歳入歳出それぞれ113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,593万1,000円とするものであります。本案は、高額医療費共同事業拠出金確定に伴う補正であります。

6ページに、歳入においては、国庫、県費負担金を負担定率により増額し、歳出では、共同事業拠出金を確定により増額し、保険者負担分を予備費から充用するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号「平成17年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額21億5,459万円に歳入歳出それぞれ9,832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,291万3,000円とするものであります。

6ページ、歳入は、交付決定により支払基金交付金、県負担金を増額し、国庫負担金を減額し、7ページ、一般会計繰入金は実績見込みによる町負担見込み額と支払基金国庫、県費負担見込み額差を繰り入れるものであります。

8ページ、歳出は、医療費の伸びを見込み、医療給付費を9,832万3,000円増額するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第33号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について。

歳入歳出予算の総額15億2,438万2,000円に、歳入歳出それぞれ504万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,942万3,000円とするものであります。

歳入については、17年度の交付実績見込みによる補正であります。

歳出については、介護サービス等諸費の目ごとに給付見込みによる補正であります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第38号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」について。

病院事業収益を7億1,547万1,000円とし、補正額を1億5,000万円とするものであります。

審査の経過について、今後医師会病院との経営委譲につき、町民に対し経過報告、説明をすること、また職員の職場異動については、専門知識、技術が生かされるよう強く委員会は要望いたします。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第39号「平成18年度三股町一般会計予算」について。

予算の総額については、総務委員長の報告がありましたので省略いたします。

12ページ、民生費の総予算としましては、前年比0.99%、2,175万3,000円の減となっておりますが、これは前年度にシルバーワークプラザ及び、りんどう保育園の補助交付による影響であり、実質は5,300万円の増となっております。

23ページ、民生費歳入については、国庫支出金において民生費国庫負担金が768万1,000円の減となっております。これは、障害者福祉費負担金が対前年度に対して2,102万7,000円の増であります。これは、自立支援法が明確に示されていない中での予算計上ということで、暫定的な予算計上であって、今後補正もあり得るということであります。

(節)の2、保険基盤安定負担金965万2,000円は保険者支援分で、17年度実績査定計上するものであります。(目)の2、衛生費国庫負担金、老人保健事業費負担金471万1,000円は、基準額掛ける3分の1であり、18年度からの介護予防健診であります。

26ページ、県支出金につきましては、民生費県負担金4,299万1,000円の増となっておりますが、児童手当負担金が3,738万3,000円の増であり、これは県の補助率の増が要因であります。

28ページ、民生費県補助金4,381万4,000円の減、これはそれぞれ要因があります。社会福祉補助金1,186万1,000円の減、老人福祉費補助金の1,596万3,000円の減、児童福祉費補助金1,597万4,000円の減であります。これは、国のソフト交付金化及び自立支援法による負担金への移行案によるものであります。

40ページ、諸収入、(目)7雑入、病院事業医業未収金4,757万5,000円は、診療報酬2月分2,200万、3月分2,200万と、在宅介護支援センター委託料357万5,000円を予定したものであります。

64ページ、次に、民生費歳出の主なものといたしましては、社会福祉費の扶助費において2億4,329万5,000円は対前年度に対して1,789万1,000円の増ですが、これは自立支援法による暫定予算としての増であります。

65ページ、繰出金2億2,082万9,000円は、保険税徴収委託員負担金5名分1,080万、国民健康保険基盤安定負担金1億1,337万5,000円は町負担分であり、国保会計繰り出し金4,568万2,000円は6名の人件費であります。

67ページ、老人福祉費においては委託料として1億6,076万4,000円で、1,098万5,000円の減であります。これは、在宅介護支援センター運営事業費の減によるものであります。

68ページ、老人福祉施設費の工事請負費173万3,000円は三股町デイサービスセンターのアスベスト除去事業費で、備品購入費500万円は老人ホーム清流園の空調設備購入費であります。

70ページ、児童運営費は新規事業であります。乳幼児健康一時預かり事業委託料の427万6,000円と、保育所運営費負担金の7億9,055万円であります。

72ページ、児童福祉費施設費につきましては、児童厚生員委託料ほか2,824万9,000円が主なものであります。

75ページ、衛生費、予防費、(節)13委託料8,358万4,000円の主なものは、予防接種委託料2,513万2,000円、集団健診委託料4,921万4,000円、個別健診、人間ドッグ等831万3,000円であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第40号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計予算」について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億6,993万1,000円とするもので、対前年度比1.5%の増であります。

2ページ、歳入では、国民健康保険税6億394万7,000円、国庫支出金7億7,291万7,000円で、療養給付費等交付金5億7,830万2,000円であります。

22ページ、歳出では、保険給付費、(項)の1療養諸費、本年度合計は16億3,280万6,000円であり、(項)の2高額療養費、本年度合計は2億3,676万7,000円であります。

24ページ、(款)の3老人保健拠出金、本年度合計は3億4,788万5,000円で、款の4介護納付金、本年度合計は1億3,553万3,000円であります。

審査の結果について、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第41号「平成18年度三股町老人保健特別会計予算」について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億5,300万円とするものであります。

6ページ、歳入について、(款)の1支払い基金交付金、(目)の1医療費交付金10億8,809万8,000円は、前年度比6.9%の減、(款)の2国庫支出金、(目)の2の医療費負担金6億2,660万2,000円であります。(款)の3県支出金、(目)の1医療費負担金1億5,665万円は、前年度比9.1%増であります。

10ページ、歳出について、(款)の2医療諸費、(目)の1医療給付費19億9,500万円は、前年比0.1%の減、これは過去2年間の伸びの平均で算出したもので、被保険者数2,738人は前年度比119人の減であります。(目)の2医療支給費3,600万円は、補装具、整骨院代であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第42号「平成18年度三股町介護保険特別会計予算」について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億5,262万4,000円とするもので、対前年

度比4.4%の増であります。

6ページ、歳入では、(款)の1保険料、(目)の1第1号被保険者保険料2億2,275万円であり、(款)の3国庫支出金、(目)の1介護給付費負担金2億4,946万9,000円と、7ページ、(款)の4、(目)の1支払基金交付金4億4,910万7,000円、ページ8の(款)の5、(目)の1介護給付費負担金2億2,136万9,000円が主なものであります。

その他の歳入においては、介護保険制度で示された率において計上されたものであります。

17ページ、歳出では、(款)の2保険給付費、(項)の1介護サービス等諸費の本年度合計は11億4,140万2,000円で、1億3,085万1,000円の減額であります。

22ページ、地域支援事業費、(項)の1介護予防事業、本年度は1,676万3,000円で、23ページ、(項)の2包括的支援事業、任意事業費、本年度額は1,217万円、これは制度改正による新規事業であります。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

意見書案第1号「「医療制度改革」の撤回を求める意見書(案)」につきまして御説明申し上げます。

この案につきまして、改革法案は高齢者、障害者、高度疾患患者への医療費高負担化になるために、法案の撤回を求める意見書であります。

審査の経過につきまして御説明申し上げます。これは、患者負担の見直しは、高齢者が中心で超高齢者時代に逆行するとの意見がありました。しかし、また医療保険制度を今後とも持続させるための制度であるとの意見もありました。

審査の結果、賛成少数であり、否決すべきものと決しました。

以上をもって御報告終わります。

○議長(原田 重治君) 次に、産業建設委員長よりお願いします。産業建設委員長。

[産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇]

○産業建設常任委員長(財部 一男君) 産業建設常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第17号、21号、22号、30号、34号、35号、36号、37号、39号、43号、44号、45号、46号、47号、48号、49号と陳情第1号、第2号の計18件でございます。

以下、案件ごとに説明申し上げます。

議案第17号「平成17年度都北衛生センター管理組合一般会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、1市4町が1月1日付で合併したことにより、都北衛生センターを三股町が管理することになったことにより決算が行われたものであります。すなわち歳入歳出決算が2億1,511万8,625円、歳出決算が1億4,845万3,691円となり、差し引き6,666万4,934円の決算となったものであります。決算による繰り越し剰余金は、12月議会において補正されております。

審査の結果、当委員会においては、全会一致で認定することに決しました。

議案第21号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、中原第3住宅23戸を解体したものを減にし、今回新築した54戸を増にしたものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、長田地区で行われていた民営の簡易水道等を整理し、町営の水道事業に移行することにより所要の改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出決算の補正額については、総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。

当委員会関係における補正の主なものは、決算を見込んだ増減補正であります。土木費の住宅費、中原第3団地建てかえ事業と災害復旧費のその他公共施設災害復旧費、都市公園施設災害復旧事業を繰越明許するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,617万6,000円から歳入歳出それぞれ130万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,487万4,000円とするものであります。これは、決算を見込み増減補正する予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第35号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,076万7,000円から歳入歳出それぞれ30万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,046万3,000円とするものであります。これは、決算

を見込み増減補正する予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億5,332万5,000円から歳入歳出それぞれ2,086万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,246万4,000円とするものであります。これは、事業確定により決算を見込み増減補正する予算案であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,150万7,000円に歳入歳出それぞれ136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,286万7,000円とするものであります。これは、墓地使用料を増額補正し、墓地公園管理基金に積み立てするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「平成18年度三股町一般会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額については、総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。

当委員会関係における予算の主なものは、産業振興課の予算は前年度と比較しほぼ同額となっておりますが、商工費の中の貸付金6,000万円が減額となっております。

次に、都市整備課の予算の主な事業費は、中原団地建てかえ事業の工事請負費が4億5,371万円と、上米公園整備事業に4,205万円等となっております。

次に、環境水道課の予算は、1市4町の合併により都北衛生センターが廃止され、町により事業が継続されたことにより、し尿処理費が計上されたことが大きな増額となったものであります。

また、じんかい処理費が増額となっておりますが、リサイクルプラザにおける可燃残渣処理委託料等が増となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第43号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,692万8,000円と定めるものであります。

歳入については、農業集落排水施設使用料1,021万2,000円と、一般会計繰入金3,671万2,000円が主なものであり、歳出は、農業費965万円、施設管理費1,116万5,000円、公債費2,611万3,000円となっております。



慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第44号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,969万7,000円と定めるものであります。

歳入については、農業集落排水施設使用料786万9,000円と、一般会計繰入金3,182万4,000円が主なものであり、歳出は、農業費136万2,000円、施設管理費808万4,000円、公債費3,025万1,000円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,160万4,000円と定めるものであります。

歳入については、公共下水道受益者負担金1,297万3,000円、公共下水道施設使用料912万3,000円、国庫補助金1億5,450万円、一般会計繰入金7,296万3,000円、町債1億8,930万円が主なものであります。歳出は、総務管理費に1,288万9,000円、公共下水道事業費に3億9,018万4,000円、公債費に5,148万5,000円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第46号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,026万8,000円と定めるものであります。

歳入については、墓地使用料を5基分200万円と管理手数料66万円、一般会計繰入金を2,660万3,000円、基金繰入金を100万円が主なものであります。

歳出は、墓地公園費244万9,000円と、公債費2,781万8,000円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「平成18年度三股町水道事業会計予算」について説明申し上げます。

本案は、長田地区の民営の簡易水道等を町営の水道事業に移行することにより、大きく予算が計上されることとなったところであります。主要な建設事業費は、1、施設費1億587万5,000円、簡易水道建設改良費に2億2,873万6,000円であります。

次に、収益的収入は、(第1款)水道事業収益4億378万7,000円であります。支出は、(第1款)水道事業費用3億7,533万9,000円となっております。

次に、資本的収入については、収入が2億2,940万2,000円であります。資本的支出は4億2,265万円でありますが、収入が支出に対し不足する額1億9,325万1,000円につ

いては、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金、建設改良積立金並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

また、長田地区簡易水道事業整備は、3年間の継続事業として18年度に2億2,900万円、19年度に3億6,300万円、20年度に1億8,500万円と年割額を定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第48号「町道路線の廃止について」。

本案は、蓼池5号線と今市81号線を廃止するものであります。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「町道路線の認定について」。

本案は、蓼池北56号線ほか4線を認定するものであります。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の提出を求める陳情書」について御説明申し上げます。

本陳情第1号は、平成18年2月20日に提出され受理されたものであります。陳情提出者は、全林野労働組合都城支署分会執行委員長緒方誠治氏であります。

内容は、違法伐採された外材等について陳情されたものでありますが、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「米国産牛肉の拙速な輸入再々開に反対し、BSEへの万全な対策を求める陳情書」について御説明申し上げます。

本陳情第2号は、平成18年3月2日に提出され受理されたものであります。陳情提出者は、食とみどり、水を守る都北地区の会議長松永義春氏であります。

内容は、米国産牛肉の輸入再々開に反対し、BSEへの万全な対策を求めることについて陳情されたものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査報告のすべてを終わります。

○議長（原田 重治君） ここで本会議を11時15分まで休憩といたします。

午前11時06分休憩

-----  
午前11時16分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

### 日程第3. 質疑・討論・採決

議案第17号から議案第51号まで35号議案及び意見書（案）第1号並びに陳情第1号、第2号

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第17号から議案第51号までの35議案の質疑、討論、採決を行います。

議案第17号「平成17年度都北衛生センター管理組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

議案第18号「三股町温泉開発等施設整備基金条例を廃止する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。――次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「三股町国民保護協議会条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。議案第19号に対して反対討論いたします。

米軍の先制攻撃、戦争などに、自治体や住民を総動員する有事法制の一部である国民保護法に基づいた国民保護協議会条例は、自衛隊の参加も決められており、これは地方自治への軍事介入を強めることとなります。

有事法制は、日本に直接攻撃が及んでいない事態でも発動されます。今の時期に、武力攻撃などを想定した国民保護法は時代錯誤で現実離れしています。平和憲法と相容れず、憲法無視です。よって反対いたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第19号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「三股町国民保護対策本部及び三股町緊急対処事態対策本部条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第20号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案25号、65歳以上の高齢者が負担する介護保険料ですが、今回は3年に1度の見直し時期になっております。ここ数年、年金給付の削減、増税、医療費などの値上げなどが相次ぎ、多くの高齢者の負担は限界に来ております。

今回、年金80万以下の人の保険料は少し値下げになったとはいえ、生活保護、基準以下で暮らす高齢者は保険料を免除すべきであり、十分な対策とは言えません。そもそも、介護保険料が高い最大の理由は、制度が始まったときにそれまでは介護にかかる費用の50%を負担していた国が、25%まで負担を引き下げたことにあります。国に対して、当面国庫負担割合を緊急に5%引き上げ30%にするよう求めていくべきです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第25号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「三股町シルバーワークプラザ設置条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。――次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「三股町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。――次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の一部改正について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成17年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「平成17年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」を議題と

して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号「平成18年度三股町一般会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第39号「平成18年度三股町一般会計予算」に対して反対討論をいたします。

まず最初に、18年度の国の予算案が、3月2日自民、公明党の賛成多数で衆議院を通過しておりますが、国の予算案は定率減税の廃止を盛り込み、所得税と住民税合わせて3兆4,000億円の増税になります。定率減税と同時にスタートした法人税率の引き下げ措置を事実上恒久化し、研究開発減税やIT投資減税は、形を変えて継続されております。

それだけでなく、医療保険制度の改悪で高齢者や重病人などに、医療費の負担を集中させております。所得の格差が、命の格差につながる社会にしようとしております。また、三位一体改革の名で、義務教育費国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金などの縮減を盛り込んでおります。

本町の歳入に、税制改革や三位一体改革の影響が強くあらわれております。国の言う三位一体改革は、憲法で保証する国民の基本的権利についての国の責任を後退させ、地方自治体への支出の大幅削減を目指すものであることが明らかになってきております。

行政として、国に対して地方交付税の削減をやめ、地方財政を拡充するよう要求してもらいたいと思います。財政が厳しいからといって、住民サービスを削ったり、国の弱い者への負担増をそのまま押しつけております。

よって反対を表明して討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第39号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第40号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計予算」に対して反対いたします。

18年度は、医療制度改革大綱に基づいて国民健康保険特別会計がつくられております。療養病床に入院する70歳以上の高齢者に、居住費、食費の自己負担を導入、また、現役並の所得者の自己負担割合を2割から3割に引き上げます。一般の人の窓口負担となる自己負担限度額も引き上げられ、高齢者、重病人に思い負担となります。このような国保特別会計は認められず、反対いたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第40号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「平成18年度三股町老人保健特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第41号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「平成18年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第42号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「平成18年度三股町水道事業会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



議案第48号「町道路線の廃止について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号「町道路線の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されま

した。

議案第51号「基本構想について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

意見書案第1号「「医療制度改革」の撤回を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第1号に対する福祉保健委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

陳情第1号「「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第1号は産業建設委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択されました。

陳情第2号「米国産牛肉の拙速な輸入再々開に反対し、BSEへの万全な対策を求める陳情書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第2号は産業建設委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択されました。

ただいまの陳情2件の採択に伴いまして、意見書案2件の取り扱いについてお諮りします。意見書案第2号及び第3号の一括上程を日程に追加し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第3の次に、追加日程第1、意見書案第2号及び第3号の一括上程と御記入願います。

---

#### 追加日程第1. 意見書案第2号及び第3号一括上程

○議長（原田 重治君） それでは、追加日程第1、意見書案第2号及び第3号を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略します。

意見書案第2号及び第3号について、提出者の説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 意見書案第2号「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

我が国の林業不振については、いまだ脱出の兆しささえ見えてない状況であります。こうした中、我が国に流入してきている違法伐採された外材の量は輸入材の2割を占めると言われ、その量は国産材の生産量に匹敵するため、今日では我が国の林業不振の最大の原因と見なされるまでになっております。

京都議定書において、地球温暖化対策として森林整備を推進し、これを二酸化炭素吸収源として削減量にカウントできるように提唱したのは我が国であり、国に対して国内林業の再生振興を図り、もって地球温暖化対策の国際的な公約を果たすためにも、違法に伐採された木材は使用し

ないという基本的な考え方に基づく違法伐採対策を、さらに強化されるよう強く要望するものがあります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

次に、意見書案第3号「米国産牛肉の拙速な輸入再々開に反対し、万全なBSE対策を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

日本政府は、昨年12月12日にアメリカ、カナダ産牛肉の輸入再開を決定しましたが、アメリカから輸入された牛肉に、特定危険部位の脊柱が混入していたことが発見されました。

このような中で、政府は輸入再開を拙速に決定しておりますが、国民の食の安全を実現するため輸入時の検査体制を強化し、牛肉を使用した外食、中食、加工品等に原料、原産地表示を義務づけ化することなど、BSEへの万全な対策を強く政府関係機関に要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

意見書案第2号「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

意見書案第3号「米国産牛肉の拙速な輸入再々開に反対し、万全なBSE対策を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。――次に、賛成討

論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

---

#### 日程第4. 決議（案）第1号上程

○議長（原田 重治君） 日程第4、決議（案）第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略します。

決議（案）第1号の提出者の説明を求めます。大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、決議（案）第1号について説明を申し上げます。

宮崎縣市町村合併推進構想（仮称）素案に対する決議について、提案の趣旨を説明いたします。

今般、宮崎県は自主的な市町村の合併の推進に関する構想について検討するため、宮崎縣市町村合併推進審議会を設置し、このほど宮崎縣市町村合併推進構想（仮称）素案が発表されました。

これは、合併旧法に基づく合併で新たにスタートした市町村や、自立の方向で意思を固められ今まさにスタートしたばかりの町村が、気持ちを新たに行財政に取り組もうとしている矢先の発表であり、合併や非合併の効果、問題点が十分検証されない時点での机上での拙速な新構想であり、真に遺憾と言わざるを得ない。

三股町議会は、住民が誇りと将来への希望を持てる活力ある地域社会構築のため、県に対して決議案の2項目を強く要請するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

決議（案）第1号宮崎縣市町村合併推進構想（仮称）素案に対する決議を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 8番。この決議（案）に対して申し上げます。

この決議（案）の内容にもありますように、既に当事者団体では話し合いが行われた結果、合併できなかったという意味合いが含まれておりますが、それらのこの問題点をこの第三者の宮崎県市町村合併推進審議会が検証したわけでありますので、この構想素案の提言は尊重すべきじゃないかと思われまます。

よって、この決議に対して反対するものであります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。決議（案）第1号は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、決議（案）第1号は原案のとおり可決されました。

決議は、速やかに関係機関に送付いたします。

---

#### 日程第5. 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる議会広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、同委員会は閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会は本定例会にかかわる広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、閉会中も活動できるように決しました。

---

#### 日程第6. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、同委員会は閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会は本定例会の閉会後に招集

される次回定例会、または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、閉会中も活動できることに決しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後0時07分休憩

.....  
[全員協議会]  
.....

午後0時18分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....  
○議長（原田 重治君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成18年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時18分閉会  
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 重久 邦仁

署名議員 小牧 利美